

令和7年10月1日から  
令和7年10月2日まで

令和6年度標茶町各会計  
決算審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

## 令和6年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録目次

### 第 1 号 (10月1日)

|  |    |
|--|----|
| 開会の宣告                                  | 3  |
| 委員長の互選                                 | 3  |
| 副委員長の互選                                | 4  |
| 付議事件                                   |    |
| 認定第1号 令和6年度標茶町一般会計決算認定について             | 5  |
| 認定第2号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について | 5  |
| 認定第3号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について       | 5  |
| 認定第4号 令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について      | 5  |
| 認定第5号 令和6年度標茶町病院事業会計決算認定について           | 5  |
| 認定第6号 令和6年度標茶町水道事業会計決算認定について           | 5  |
| 認定第7号 令和6年度標茶町下水道事業会計決算認定について          | 5  |
| 決算審査意見書補足説明について                        | 42 |
| 内容質疑                                   | 47 |
| 散会の宣告                                  | 63 |

### 第 2 号 (10月2日)

|  |    |
|--|----|
| 開議の宣告                                  | 65 |
| 付議事件                                   |    |
| 認定第1号 令和6年度標茶町一般会計決算認定について             | 65 |
| 認定第2号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について | 67 |
| 認定第3号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について       | 67 |
| 認定第4号 令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について      | 67 |
| 認定第5号 令和6年度標茶町病院事業会計決算認定について           | 67 |
| 認定第6号 令和6年度標茶町水道事業会計決算認定について           | 67 |
| 認定第7号 令和6年度標茶町下水道事業会計決算認定について          | 67 |
| 内容質疑                                   | 67 |
| 総括質疑                                   |    |
| 長尾式宮君                                  | 68 |
| 深見迪君                                   | 71 |
| 鴻池智子君                                  | 77 |

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 黒 沼 俊 幸 君 ..... | 80  |
| 類 瀬 光 信 君 ..... | 85  |
| 松 下 哲 也 君 ..... | 95  |
| 齊 藤 昇 一 君 ..... | 102 |
| 閉会の宣告 .....     | 110 |

## 令和6年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

### ○議事日程（第1号）

令和7年10月1日（水曜日） 午前 9時55分 開会

### 付議事件

- 認定第 1号 令和6年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 4号 令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 5号 令和6年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 6号 令和6年度標茶町水道事業会計決算
- 認定第 7号 令和6年度標茶町下水道事業会計決算

### ○出席委員（11名）

|     |           |      |                       |
|-----|-----------|------|-----------------------|
| 委員長 | 本 多 耕 平 君 | 副委員長 | 櫻 井 一 隆 君             |
| 委員  | 深 見 迪 君   | 委員   | 鈴 木 裕 美 君             |
| 〃   | 鴻 池 智 子 君 | 〃    | 齊 藤 昇 一 君             |
| 〃   | 黒 沼 俊 幸 君 | 〃    | 長 尾 式 宮 君 (早退午後3時27分) |
| 〃   | 松 下 哲 也 君 | 〃    | 渡 邊 定 之 君             |
| 〃   | 類 瀬 光 信 君 |      |                       |

### ○欠席委員（0名）

### ○その他の出席者

議長 菊 地 誠 道 君

### ○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

|             |             |
|-------------|-------------|
| 町 長         | 佐 藤 吉 彦 君   |
| 副 町 長       | 牛 崎 康 人 君   |
| 総 務 課 長     | 長 野 大 介 君   |
| 企画財政課長      | 齊 藤 正 行 君   |
| 企画財政課参事     | 石 黒 敬 一 郎 君 |
| 行 革 推 進 室 長 | 内 藤 政 夫 君   |
| 町 民 課 長     | 三 船 英 之 君   |
| 保 健 福 祉 課 長 | 浅 野 隆 生 君   |
| 農 林 課 長 兼   | 村 山 尚 君     |

|         |          |
|---------|----------|
| 農委事務局長  |          |
| 観光商工課長  | 石川 淳 君   |
| 育成牧場長   | 山崎 浩樹 君  |
| 建設水道課長  | 菊地 誠 君   |
| 病院事務長   | 伊藤 順司 君  |
| 病院参事    | 村山 新一 君  |
| やすらぎ園長  | 若松 務 君   |
| 教 育 長   | 青木 悟 君   |
| 教委管理課長  | 神谷 学 君   |
| 指導室長    | 富樫 慎也 君  |
| 社会教育課長兼 | 菊地 将司 君  |
| 中央公民館長  |          |
| 監査委員    | 佐々木 幹彦 君 |
| 監査委員    | 鈴木 裕美 君  |
| 監査事務局長  | 齋藤 和伸 君  |
| 会計管理者兼  | 齋藤 真希 君  |
| 出納室長    |          |

○職務のため出席した事務局職員

|        |         |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 齋藤 和伸 君 |
| 議事係長   | 熊谷 翔太 君 |

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから令和6年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

(午前 9時55分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼君が年長委員でありますので、黒沼君に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時56分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま類瀬委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、類瀬委員からの指名推選に決定いたしました。

類瀬委員。

○委員(類瀬光信君) 委員長には本多委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま類瀬委員から、委員長に本多委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。  
よって、委員長には本多委員が当選いたしました。  
休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時58分

（委員長 本多耕平委員長席に着く）

◎副委員長の互選

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名すること  
でお諮り願います。

○委員長（本多耕平君） ただいま類瀬委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、類瀬委員からの指名推選に決定いたしました。

類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 副委員長には櫻井委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい  
願います。

○委員長（本多耕平君） ただいま類瀬委員から、副委員長に櫻井委員の指名がありまし  
た。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には櫻井委員が当選しました。

休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時02分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎認定第1号ないし認定第7号

○委員長（本多耕平君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。

議題7案について説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） はじめに、認定第1号から第4号までの令和6年度標茶町一般会計及び3特別会計の決算概要についてご説明申し上げます。

令和6年度は新型コロナウイルスの影響からの回復が続く中で、世界情勢の変化や物価の上昇など、様々な課題に直面しました。

政府や多くの専門家の見方は、景気は緩やかに回復しているが、まだ安心できないとされております。エネルギー価格や原材料価格の高止まりが続き、賃上げは上昇しているものの、物価上昇には依然追いついていないなど、実質所得はやや減っているとの指摘もあるなど、個人消費をはじめとして、家計あるいは新しい設備への投資など、企業活動にも大きな影響を与えています。

本町におきましても、生活に直結する食品、エネルギーを中心に物価上昇が地域経済や事業活動に大きな影響を受けていることから、町民の生活や経済を支えるため、様々な支援策を講じてきたところでございます。

次に、財政を取り巻く状況でございますが、ご案内のとおり、本町財政における歳入構造は国、道への依存が引き続き顕著であり、その依存財源の主であります地方交付税は、令和6年度は対前年比1.91%、額で9,452万8,000円の増となったものの、今後の推移については極めて厳しい地方財政状況を踏まえると、不確定要素含みとなっております。

歳出におきましては、物件費や補助費の増嵩、他会計への繰り出し、山積する行政課題など、また、今年度は前段で申し上げた物価上昇を含め、総じて本町財政は予断を許さない状況であります。

このようなことから、将来に向けた持続可能な健全で安定した財政経営を目指し、引き続きの行財政改革を推し進め、民間力の活用や「ムダ・ムリ・ムラ」を省く取り組み等を行ってまいりました。

それぞれ決算数値等の詳細につきましては、後ほど資料によりご説明申し上げますが、一般会計の歳入決算額は126億9,192万8,290円、歳出決算額は119億8,202万8,656円、歳入歳出差引き7億989万9,634円で決算を終えたところでございます。

なお、歳入のうち町税につきましては、課税客体の的確な捕捉、収納対策の積極的な取り組みを納税者皆様の理解を求めながら対応してまいりました。現年、滞納繰越し合わせた収納率は95.0%、対前年比0.5ポイントの増となりました。

歳出につきましては、当初予算可決後、12回の補正予算のご審議をいただき、施策の具体化を図ってまいりました。

令和6年度の主要財政指数につきましては、財政力指数が0.227、対前年比0.003ポイントの増、経常収支比率では93.9%、対前年度比2.1ポイントの増となっております。実質公債費比率は10.1%、0.9ポイントの増、将来負担比率は74.9%、18.5ポイントの増と

なっております。後ほど詳細の報告をいたしますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4比率につきましては、全て早期健全化基準以下となっております。

それでは、認定第1号から第4号にかかわる決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、健全化判断比率報告書及び認定第5号、第6号、第7号にかかわる資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。

決算資料の1ページをお開きください。

各会計歳入歳出決算総括表でございますが、一般会計の歳入決算額126億9,192万8,290円、歳出決算額は119億8,202万8,656円、歳入歳出差引き7億989万9,634円となりました。

国民健康保険事業事業勘定特別会計は、歳入決算額10億7,532万4,225円、歳出決算額10億7,162万2,515円、差引き額は370万1,710円となりました。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、初めに保険事業勘定では、歳入決算額8億7,759万3,326円、歳出決算額7億9,661万7,377円で、差引き額は8,097万5,949円となり、サービス事業勘定では歳入決算額5億7,249万8,496円、歳出決算額5億7,236万3,287円で、差引き額は13万5,209円となりました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額1億3,671万9,273円、歳出決算額1億3,597万5,963円で、差引き額は74万3,310円となりました。

一般会計と特別会計の合計では、歳入決算額153億5,406万3,610円で、歳出決算額は145億5,860万7,798円、差引き額は7億9,545万5,812円となりました。

令和5年度の歳出決算額と比較しますと、3億7,979万403円の減、率にして2.5%の減となりました。

次に、2ページの一般会計歳入決算内訳でございますが、1款町税から21款町債までの合計では、調定額は130億2,046万2,859円で、収入済額は126億9,192万8,290円となり、不納欠損額は327万2,468円、収入未済額は3億2,526万2,101円で、収納率は97.5%となりました。財源区分につきましては、自主財源の比率が39.1%と対前年度比で0.9ポイント高くなっているところでございます。

次に、3ページの一般会計歳出決算内訳でございますが、1款議会費から15款予備費までの合計では、最終予算額121億8,821万2,000円に対し、支出済額は119億8,202万8,656円で、翌年度繰越額1億3,373万1,600円、不用額は7,245万1,744円で、執行率は98.3%でございます。

次に、4ページの一般会計歳出性質別決算内訳でございますが、決算額は主なものについて申し上げます。

人件費につきましては、決算額20億2,223万6,000円で、対前年度比1億1,762万9,000円の増、率では6.2%の増となりました。

物件費は、決算額17億4,716万3,000円で、前年度対比700万6,000円の増、率では0.4%の増となりました。

扶助費は、決算額6億6,742万5,000円で、前年度対比3,278万5,000円の増、率では5.2

%の増となりました。

補助費等は、決算額23億1,221万5,000円で、前年度対比8,744万7,000円の増、率では3.9%の増となりました。

普通建設事業費は、決算額19億4,503万2,000円で、前年度対比1億4,619万8,000円の減、率では7.0%の減となりました。

公債費は、決算額13億307万8,000円で、前年度対比1億659万1,000円の増、率では8.9%の増となりました。

積立金は、決算額6億1,612万1,000円で、前年度対比4億8,817万4,000円の減、率では44.2%の減となりました。

出資金は、決算額2億5,400万9,000円で、前年度対比1億5,351万9,000円の増、率では152.8%の増となりました。

繰出金は、決算額6億2,644万9,000円で、前年度対比2億8,266万1,000円の減、率では31.1%の減となりました。

次に、5ページから7ページにつきましては、ただいま説明させていただきました歳入及び歳出の性質別であり、令和2年度を基準とした趨勢比較となっておりますが、説明については省略させていただきます。

次に、8ページ、国民健康保険事業事業勘定特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入は、1款国民健康保険税、調定額は2億7,779万4,685円、収入済額は2億6,411万9,248円、不納欠損額は18万2,979円、収入未済額は1,349万2,458円で、収納率は95.1%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額10億8,899万9,662円、収入済額は10億7,532万4,225円で、不納欠損額18万2,979円、収入未済額は1,349万2,458円で、収納率は98.7%となりました。

歳出につきましては、2款保険給付費では、最終予算額7億8,161万円に対して、支出済額は6億4,700万6,833円で、執行率は82.8%となりました。

1款総務費から10款予備費までの合計では、最終予算額12億1,515万9,000円に対し、支出済額は10億7,162万2,515円、不用額は1億4,353万6,485円で、執行率は88.2%となりました。

次に、9ページ、介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算ですが、歳入、1款保険料は、調定額1億6,326万110円、収入済額は1億5,941万9,300円、収入未済額は384万810円で、収納率は97.6%となりました。

以下、合計で、調定額8億8,143万4,136円、収入済額は8億7,759万3,326円、収入未済額は384万810円で、収納率は99.6%となりました。

歳出は、2款保険給付費で、最終予算額6億5,574万6,000円に対し、支出済額は6億2,893万382円で、執行率は95.9%となりました。

1款総務費から7款予備費までの合計では、最終予算額8億4,312万3,000円に対し、支出済額は7億9,661万7,377円、不用額は4,650万5,623円で、執行率は94.5%となりました。

次に、10ページ、サービス事業勘定では、歳入、1款サービス収入は、調定額2億6,335万6,915円、収入済額は2億6,243万1,045円で、収入未済額は92万5,870円で、収納率は99.6%となりました。

以下、合計で、調定額5億7,342万4,366円、収入済額は5億7,249万8,496円で、収入未済額は92万5,870円で、収納率は99.8%となりました。

歳出は、1款サービス事業費から3款予備費までの合計で、最終予算額6億775万円に対し、支出済額は5億7,236万3,287円で、不用額は3,538万6,713円で、執行率は94.2%となりました。

次に、11ページ、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入の1款後期高齢者医療保険料は、調定額1億3,693万8,673円、収入済額は1億3,671万9,273円で、収入未済額は21万9,400円、収納率は99.8%となりました。

1款後期高齢者医療保険料は、調定額1億3,693万8,673円、収入済額は1億3,671万9,273円、収入未済額は21万9,400円で、収納率は99.8%となりました。

以下、合計で、調定額は1億3,693万8,673円、収入済額は1億3,671万9,273円、収入未済額は21万9,400円で、収納率は99.8%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で、最終予算額1億4,673万8,000円に対し、支出済額1億3,597万5,963円、不用額は1,076万2,037円で、執行率は92.7%となりました。

次に、12ページでございます。

引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費でございますが、合計で申し上げます。経費21億6,572万3,000円、財源内訳の一般財源が15億4,012万4,000円のうち、引上げ分の地方消費税交付金は1億826万2,000円となっております。

以上で令和6年度の決算資料についての説明を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についてご説明申し上げます。

1ページ中段からご説明を申し上げます。中身を抜粋して申し上げます。

初めに、産業の振興については、生乳生産量は生産抑制・減産型計画生産が方針転換されたことにより、令和6年においては対前年比101.4%、17万1,903トンとなりました。

しかしながら、生産資材価格は依然として高止まりの状況にあることから、草地更新や草地植生改良など生産基盤強化を後押しするため、標茶町酪農再興事業を継続して実施したほか、災害が発生した際の営農用水確保にかかわる支援に向けてJAしべちやと研究してまいりました。農業研修センター「しべちや農楽校」では、就農希望者夫婦1組、短期酪農体験者39名を受け入れ、新たな研修生の確保にも努めてまいりました。

また、環境や景観などに配慮した営農を行うことが肝要であることから、標茶町エコヴィレッジ推進協議会を軸に関係機関と連携しながら、家畜排せつ物の適正処理にかかわる指導啓発を徹底したほか、乳牛・和牛の改良、乳質向上の取り組みを継続して推進してま

いりました。

令和4年度の牛サルモネラ症の多発を受け、標茶町家畜自衛防疫連絡協議会を軸に、関係機関と連絡して農場における消毒作業協力や消石灰配付を実施いたしました。

日本型直接支払制度につきましては、中山間地域等直接支払交付金にかかわる取り組みとして、300の個人、法人などが標茶町標茶集落への集落協定に参加し、協定農用地面積は2万3,805ヘクタール、交付金額は2億9,758万円となり、耕作放棄地の発生抑止などに効果を上げております。同じく多面的機能支払交付金に係る取り組みとして、43の個人などが参加し、管理農用地面積は1,613ヘクタール、交付金額は355万円となり、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に効果を上げております。また、新たに、畑作農家1件が環境保全型農業直接支払交付金に係る取り組みを行いました。交付対象面積では639アール、交付金額は38万3,400円となり、化学肥料・化学合成農薬を低減する取り組みとあわせ、効果の高い農業生産活動の取り組みを推進することができました。

標茶町育成牧場では、中長期計画に基づき、計画的な草地及び施設の整備を行いました。新たなサルモネラ対象プログラムを作成検証しながら哺育管理の見直しを行い、預託牛の健康及び繁殖成績の向上を図り、牧場利用者から信頼される飼養衛生管理に努めてまいります。

林業の振興につきましては、町有林の計画的整備に加え、植生箇所にもエゾシカ侵入防止柵1,563メートルを整備し、私有林の造林事業では、豊かな森づくり推進事業を活用し、伐採後の確実な植栽に努めてまいりました。

森林環境譲与税の活用につきましては、既設林道の維持補修や、私有林における植栽後の人工林の適切な施業などを実施する事業に対し、支援などに努めてまいりました。また、苗木生産に必要な機械などの導入にかかわる支援を行い、林業担い手の確保に努め、森林ビジョン策定に向け、本町森林林業の抱える課題の洗い出しと必要な作業の検討を行うための基礎調査を実施いたしました。

エゾシカ対策につきましては、2,802頭の捕獲となりました。

ヒグマ対策につきましては、4頭の捕獲となりました。被害防止に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

水産業の振興につきましては、ワカサギふ化放流事業への助成を行い、事業の安定化に努めました。

商工業の振興につきましては、中小企業者の金融の円滑化に努め、信用保証料の補助を実施し、コロナ禍における事業者支援として実施してきた貸付資金及びセーフティーネット保証制度利用者に対する「利子補給・保証料補助」を継続いたしました。

近年、家庭消費が落ち込んでいることから、全町民を対象に「町内共通お買い物券」を配布いたしました。

町内事業者の支援のため、「しべちゃフェア」への運営支援、「大ほっかいどう祭」において特産品の販売と本町のPR活動を実施いたしました。

さらに、商工会の支援を行い、「プレミアム付きお買い物券」発行への支援を行いました。

た。

また、「特産品開発支援事業」による特産品開発事業者への支援を実施し、「GOGOチャレンジショップ支援事業」による支援を行いました。

労働者対策といたしましては、冬期雇用対策における仕事の確保と林業労働者への検診費用の助成を行いました。

観光振興につきましては、「食と観光おもてなしフェア」や「厚岸霧多布昆布森国定公園観光物産展」、荒川区の交流促進、「北海道くしろのふれあい祭り秋の収穫祭」、釧路空港線花壇植栽事業への参加、「くしろ湿原ノロッコ号」「SL冬の湿原号」「東急 THE ROYAL EXPRESS」「HOKKAIDO LOVE! ひとめぐり号」でのおもてなしを実施し、地域おこし協力隊による情報発信を積極的に展開し、雑誌・ガイドブック・ウェブサイトへの観光情報の提供、各観光施設の適切な維持管理に努めました。

釧路湿原かや沼観光宿泊施設につきましては、9月30日にグランドオープンを迎えることができました。

次に、生活環境の整備についてですが、「安心して暮らせるまち」のために、地域要望や計画の優先度に意を配しながら、社会資本の整備に努めてまいりました。

国道では、経常的維持作業のほか、国道391号線の塘路橋架け替えの工事に着手しました。「道東縦貫道路」につきましては、関係機関に要請してまいりました。

道道につきましては、維持・修繕工事のほか、厚岸標茶線の改良工事が継続的に実施され、その他の地域要望につきましても、継続して協議を行っております。

町道につきましては、町内各地域において維持・修繕工事、道路改良舗装工事を実施し、令和6年度末現在における道路状況は506路線727キロメートルで、改良延長407キロメートル、舗装延長387キロメートルとなり、改良率で前年度比0.3ポイント増の56.0%、舗装率では0.4ポイント増の53.2%となりました。冬期間の道路維持管理は、町内車両及び委託業者18社により交通の確保に努めました。また、除雪作業、排雪作業のほか、歩車道路面の凍結対策やスベリ止め対策にも努めました。

都市公園につきましては、法定点検・補修工事を行い、安全な利用が図られるよう努めました。

公営住宅につきましては、桜団地1棟13戸、虹別団地1棟2戸の住戸改善事業を実施しました。

建築行政につきましては、申請及び届出など、迅速な処理に努めるとともに、相談についても対応してまいりました。

また、「標茶町マイホーム応援事業」の実施により、住環境整備の推進と地域経済の活性化に取り組んでまいりました。

上水道事業につきましては、老朽管の更新及び耐震化工事を実施し、簡易水道事業につきましては、施設の改修及び導水管布設替え並びに計装機器の更新工事を実施しました。今後も安全で安心な水の安定的な供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、耐震診断及び点検・調査計画策定などを行いました。今後

も施設の更新や改修などを行ってまいります。

高度情報化につきましては、スマホ教室の開催及びWi-Fi機器購入費の一部補助を行いました。

地球温暖化防止対策につきましては、町有施設の照明器具のLED化に取り組みました。

次に、保健福祉の充実及び生活安定の確保についてですが、社会保障を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、住み慣れた地域で安定して生活を営むことが難しくなりつつあります。

安心して暮らすことができるよう、各種保健福祉計画の着実な推進と保健・福祉・医療の連携強化、また、各関係機関などとも連携を図り、施策の推進を図りました。

高齢者福祉につきましては、「みんなで支えあう健やかなまち」の理念の下、各種事業を円滑に進め、高齢者福祉の充実に努めました。

介護保険事業につきましては、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の実施に努めました。また、介護予防を推進するとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症初期集中支援事業への取り組みを継続し、ふれあいカフェ、ふれあい趣味クラブを継続いたしました。

障がい者福祉につきましては、相談支援事業の充実、虐待の未然防止や早期発見の支援体制の構築、緊急時の受入れ、地域生活支援拠点整備など、障がい者が安心して暮らすことのできる地域社会の充実に努めるべく、第1期地域福祉計画、第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の実施に努めました。また、特別支援学校へ通う児童生徒を持つ保護者に対し、送迎費用の助成を行いました。

児童福祉につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画の実施に努め、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。ゼロ歳児保育を継続し、学校との連携を図りながら、子供たちが郷土愛を深め、標茶に愛着が持てるよう地場産品を使用した「ふるさと給食」を継続し、また、へき地保育所2か所に副食提供を継続いたしました。また、さくら保育園、標茶幼稚園を統合し、さくら認定こども園へ移行、みどり保育園はみどり認定こども園へ移行し、改築事業に着手いたしました。

地区学童保育所への運営支援、児童館、子育て支援センター、子ども発達支援センターを運営、子育て環境の充実に努めました。また、3歳未満の子供に対する保育料無料化を実施し、子育て応援チケットの贈呈、医療費の無料化、木育記念品としてのフォトフレームの贈呈を継続し、子育て支援の拡充を行いました。不妊治療にかかわる助成事業を継続し、産前産後サポートや産後ケア事業、伴走型相談支援事業及び出産・子育て応援給付金の一体的な事業を実施し、支援の充実に努めてまいりました。

住民の健康増進につきましては、脳ドック検診費用の一部助成、国保人間ドック、総合住民健診を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努め、歯周病検診の実施、特定保健指導の実施、健康づくり教室の開催など、健康増進事業の展開を図りました。

感染症予防対策につきましては、高齢者のインフルエンザワクチン・肺炎球菌ワクチン・新型コロナウイルスワクチン接種費の助成や、大学生までのインフルエンザワクチン接

種費の助成を継続いたしました。

また、50歳以上の方の帯状疱疹ワクチンの接種費用の一部助成を開始いたしました。

高齢者の介護予防につきましては、介護予防教室を地域ごとに開催し、また、健康まつりを開催いたしました。

町立病院につきましては、患者の立場に立った医療サービスの向上に努め、感染症予防対策にかかわってまいりました。また、機械・器具などの更新を行うと同時に、経営体制の在り方を検討いたしました。

廃棄物処理につきましては、さらなる減量化・資源化を目指し、廃棄物焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設、第2期最終処分場の適正な管理、運用に努めました。

また、生活環境の向上として、合併処理浄化槽整備事業により6基が設置され、自然の番人宣言の活動を通じ、廃棄物の不法投棄、ポイ捨ての根絶に向けた啓蒙や清掃活動を実施いたしました。

しべちゃ斎場につきましては、利用者に配慮した運営に努め、標茶霊園は環境美化に努めました。標茶町合葬墓では34件の申請、127体の納骨を行いました。

安心・安全な暮らしの施策として、防災井戸及び防災無線の保守点検を行いました。民間住宅の耐震化につきましては、「標茶町耐震改修計画」を改訂し、本年度より適用いたしました。公共施設は、耐震化を終えていない標茶町役場、標茶町教育委員会は、引き続き改修方法を検討していきます。

防災備蓄品の充実に努めました。

情報伝達として、携帯電話の情報配信メールサービスを行い、利用拡大に取り組みました。戸別受信機は全戸の配付に努めました。

交通安全の啓蒙普及は、関係機関、町内会・地域会などと連携を図り、町内でのストップ・ザ・交通事故を目指しております。

近年の高齢者などを狙った特殊詐欺に対し、広報しべちゃや戸別受信機を活用した啓発を行いました。

次に、教育の振興についてですが、教育の振興につきましては、「ふるさと標茶」に誇りと愛着を持ち、挑戦し続ける子供を育成し、生涯にわたって学ぶための教育環境の整備や社会教育活動に努めました。

学校教育につきましては、実態を適切に把握し、教育活動の向上に努めました。また、教育課程を保護者や地域と共有し、「知・徳・体」の「生きる力」を育むため、深い学びの実現に取り組みました。

知として学力の向上につきましては、思考力、判断力、表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度が求められており、地域の特色を生かす教育、個に応じた指導方法の工夫改善に加え、ICT機器、デジタル教科書を活用した学びの充実に取り組みました。また、ALTの派遣により、本物の英語に触れる機会を充実させ、英検を効果的に活用し、英語力の向上を図りました。

ふるさと教育につきましては、自分の生まれ育った地域に関心を持ち、ふるさとへの愛

着や誇りを育むため、標茶小学校5年生を対象に「釧路川カヌー体験」を実施いたしました。

教職員の資質及び指導力向上につきましては、向上研修、標茶町学校教育研究所の活動の充実、研修会への参加を促し、磯分内小学校、虹別中学校の2校を研究指定校とし、学校教育の充実を図りました。また、学力・生活習慣調査（学習サポートプラン）を実施し、実態に応じた指導、工夫、改善に努めました。

徳として豊かな心を育てる教育では、道德教育の充実に努め、不登校・いじめ防止にかかわる「一学校一運動」や「いじめ根絶子ども会議」「絆づくりメッセージコンクール」を推進し、いじめ実態調査を2回実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に当たるとともに、リーフレットを作成し、学校の取り組みを紹介いたしました。

体として体力づくりにつきましては、健康教育の推進を図り、授業改善や体力向上に関する取り組みを進め、学校保健では各種定期検診などを行い、疾病、事故の予防・防止に努めました。

特別支援教育につきましては、コーディネーターを中心に校内支援体制を充実させ、関係機関との連携や指導力の向上研修などを進めました。また、標茶小学校に7名、標茶中学校に3名、虹別小学校に1名、虹別中学校に1名、中茶安別小学校に1名、磯分内小学校に1名の特別支援教育支援員を配置いたしました。

教職員の多忙化の解消につきましては、学校業務の削減と改善、出退勤管理システムによる在校時間の把握、定時退勤日や学校閉庁日の設定、部活動休養日の実施、学校徴収金事務の負担軽減、留守番電話の活用などに取り組みました。

児童生徒の登下校や校外における安全確保につきましては、交通安全教室や防犯教室などを実施し、各学校における通学路の定期的な安全点検を実施いたしました。

学校施設の整備につきましては、学校施設の維持補修に努めました。

学校給食につきましては、小中学生の給食費無償化と標茶高校への学校給食の提供を行い、徹底した衛生管理を図り、安心・安全でおいしい学校給食の提供に努めました。食育の推進では、標茶高校産の食材を使用した学校給食を提供し、食材となる野菜を子供たち自ら標茶高校の農場体験を通して育てる「標茶高校と連携した食育推進事業」を実施いたしました。

遠距離通学の児童生徒には、16路線のスクールバスを運行、通学環境を確保いたしました。また、町営バス利用の遠距離通学者には、通学費を援助いたしました。

社会教育につきましては、標茶町社会教育第9次中期計画に基づき、幼少年から高齢者までの各世代にわたり学習の成果や日常生活がまちづくりに生かされるよう努めました。また、「コミュニティ・スクール」につきましては、標茶地区、磯分内小学校区、沼幌小学校区を設置いたしました。中学校部活動の地域移行につきましては、地域移行検討委員会を設置し、先進地視察、研修会、アンケート調査を行い、標茶中学校の3つの部活動を試行実践いたしました。

幼少年教育につきましては、「しべちゃアドベンチャースクール」を開催し、少年の主

張大会につきましては、釧路地区大会の予選会を兼ねて中学校の部、あわせて小学校の部を開催しました。

家庭教育支援につきましては、ブックスタート事業として絵本のプレゼントを行い、絵本との親しみ方について説明をいたしました。

青年教育につきましては、「20歳のつどい」を行いました。懇親会を設け、青年の社会的役割の自覚を促すよう働きかけました。また、「しべちゃアドベンチャースクール」や少年の主張大会の企画・運営に参加していただき、主体性を持って物事に取り組む姿勢や、コミュニケーション力を高めるきっかけを提供いたしました。

成人教育につきましては、公民館事業を中心に地域課題の解決のための学習支援、趣味やサークルへの支援、各種教室・講座の開催に取り組みました。女性の活動につきましては、女性のつどいや男女平等参画フォーラムなど、多彩な活動が展開されております。

高齢者教育につきましては、6公民館共同で相互交流を図り、地域ふれあいサロンを開催いたしました。また、たんちょう大学は、72名によりスポーツや学習活動などの講座を開催いたしました。

文化の振興につきましては、文化講演会を支援し、また、標茶町文化団体連絡協議会が主催となって総合文化祭、合同展示を開催し、活動の成果を発表する場として、文化振興に大きく貢献されております。

文化財保護につきましては、有形文化財、天然記念物、埋蔵文化財包蔵地とあわせて適正な保護に努めました。また、旧塘路駅通所につきましては、展示内容を一新させ、内部公開を行いました。

スポーツの推進につきましては、大会参加経費の一部を助成、団体の活動支援を行い、スポーツ意識高揚に努めました。スポーツ推進委員の活動につきましては、標茶小学校児童の体力テストへの協力や大会を開催し、情報発信に努めました。また、町内5校の体育館を開放し、スポーツ活動の場を提供いたしました。

健康づくり運動指導員の活動につきましては、要請に応じ、多方面にわたる運動指導に努めました。

図書館につきましては、図書資料の充実に努め、蔵書管理システムを活用し、インターネットを通じたサービスを提供いたしました。また、「標茶町子どもの読書活動推進計画（第2次）」を推進し、20か所に配本所を設け、移動図書館バスの巡回を実施いたしました。また、読み聞かせやブックトークの実施、講演会、人形劇などのイベントを開催し、利用促進と図書への関心を持たせるよう努めました。

博物館につきましては、展示解説の多言語化を図りました。調査研究活動として、学術調査の実施に取り組みました。また、アイヌ文化を学ぶ体験事業を行ったほか、アイヌ文化講演及びアイヌ文化の踊りや木彫りの体験事業を実施いたしました。

次に、地域活動の振興についてでございますが、地域自治体を取り巻く環境は、行財政改革による徹底した歳出抑制、職員定数の適正化、地域の魅力発信、課題への対応など、広域連携が進められております。

このような状況の中で、自律したまちづくりを進めるために、町民と課題を共有し、それぞれの任務分担の下でのパートナーシップが求められております。そのため、まちづくりの意識の高揚、コミュニティーの形成、地域力の向上のための思想普及や支援措置を講じました。

地域づくりにつきましては、自主的な活動を支援し、コミュニティー形成の充実を図りました。

また、馬を核とした地域づくりに取り組み、「馬と共に暮らせる町…標茶」を進め、関係人口の創出に努めました。

引き続き、これらの取り組みと各町内会・地域会活動のさらなる充実が図られるよう、地域と行政が連携し、よりよい地域づくりに努めてまいります。

次に、13ページから予算執行の実績について、主なものについての説明をいたします。

2款総務費ですが、町有施設の整備につきましては、決算額4,384万3,000円、執行率は100%であり、施設の長寿命化を図りました。

町有施設照明器具LED化改修事業では、決算額1,885万4,000円、執行率は100%であり、省エネ効果と地球温暖化対策が図られました。

14ページにまいります。

ふるさと寄附記念品贈呈事業では、決算額7,373万4,000円、執行率は100%であり、町内産業の活性化が図られました。

町営バス運行では、決算額4,477万円、執行率は100%であり、6路線の運行により地域交通の確保が図られました。

15ページにまたがりますが、地域振興事業では、決算額5,074万7,000円、執行率は98.7%であり、自治会の自主的な活動を支援する地域振興事業、コミュニティーの形成のための自治会振興事業を行いました。また、「馬と共に暮らせる町…標茶」としての認知度向上のための取り組み、移住・定住対策として、お試し暮らし住宅の受入れ、タウンプロモーション事業を展開いたしました。

15ページ、3款民生費ですが、社会福祉の増進では決算額1億8,183万2,000円、執行率はおおむね100%であり、標茶町社会福祉協議会をはじめとする各団体の支援により自主活動の向上を図るとともに、低所得者世帯への生活支援として、ほっとらいふ制度事業を実施いたしました。また、国民健康保険事業特別会計へ1億2,568万4,000円を繰り出し、被保険者の負担軽減と会計の安定化を図りました。

次に、高齢者福祉の増進では、決算額1,572万2,000円、執行率は100%であり、1. 老人福祉功労者顕彰から16ページの11. 給食宅配サービスまでの事業を実施し、記載の成果を収めました。

軽費老人ホームの運営では、決算額2,089万4,000円、執行率は99.9%であり、入居者が安心して日常生活を送れる場として施設運営を行いました。

心身障がい者福祉の向上では、決算額3億7,108万2,000円、執行率は98.9%であり、1. 福祉団体活動助成から次ページ17ページの12. 重度心身障がいの者の保健向上を図るための

医療費の助成の各種事業を実施し、自立支援と社会参加の促進等を図りました。

ふれあい交流センターの運営では、決算額3,531万4,000円、執行率は97.8%であり、市民の健康増進や多様な保健福祉サービスの拠点施設として運営維持管理など、記載の事業を実施いたしました。

介護保険事業では、決算額4億5,805万4,000円で、執行率は99.8%であり、19ページになりますが、特別会計保険事業勘定へ1億3,820万円、サービス事業勘定へ3億970万4,000円を繰り出し、事業の円滑な推進を図りました。

児童福祉の増進では、決算額3,963万9,000円、執行率は98.4%であり、1. 学童保育所の運営から20ページになりますが、6. 子育て家庭の経済的支援を図るため、子供（22歳以下の学生を含む）に対する医療費等の自己負担分を保護者に対して助成するなど、記載の成果を収めました。

保育園の運営では、決算額1億6,816万円で、執行率は99.4%であり、町内3園における保育に係る児童を保育し、児童福祉の向上に努めました。

認定こども園の運営では、決算額2億4,117万2,000円で、執行率は99.8%であり、町内2園で開設し、児童福祉の増進が図られました。

みどり認定こども園防音事業では、決算額3,902万9,000円で、執行率は100%であり、みどり認定こども園の建て替えに伴う実施設計作成を実施いたしました。

へき地保育所の運営では、決算額6,559万9,000円で、執行率は99.3%であり、町内2か所で開設し、児童福祉の増進が図られました。

子育て支援センターの運営では、決算額1,473万9,000円で、執行率は98.7%であり、子育て家庭の不安の緩和と児童の健全育成が図られました。

児童館の運営では、決算額956万3,000円で、執行率は97.8%であり、児童に健全な遊び場を与えて健康を増進し、情操を豊かにすることができました。

児童手当の支給では、決算額8,596万3,000円で、執行率はおおむね100%であり、児童を養育している家庭の生活の安定が図られました。

21ページにまいります。

4款衛生費ですが、保健衛生及び予防対策では、決算額5,109万4,000円で、執行率は97.3%であり、1保健推進委員活動から23ページの14特定不妊治療費助成事業までの事業を実施し、住民の健康増進と予防対策等が図られました。

24ページにまいります。

病院事業では、負担金5億8,489万3,000円、補助金2億4,949万3,000円、出資金を1億1,561万4,000円の計9億5,000万円支出し、医療提供体制の充実と会計の安定を図りました。

墓地、火葬場運営事業では、決算額1,810万1,000円で、執行率は99.5%であり、墓地、火葬場の運営と施設の維持管理に努めました。

老人医療費の支給、助成事業では、決算額1億4,291万5,000円で、執行率は100%であり、後期高齢者医療特別会計へ3,174万9,000円を繰り出すなど、事業の円滑な推進を図り

ました。

清掃事業では、決算額3,624万6,000円で、執行率は99.8%であり、一部事務組合である川上郡衛生処理組合への運営費2,592万8,000円を負担し、また、合併処理浄化槽の設置補助を交付するなどし、生活環境の改善を図りました。

塵芥処理事業では、決算額2億8,788万9,000円で、執行率はおおむね100%であり、クリーンセンターの維持管理及び一般廃棄物の収集委託により廃棄物の適正処理に努め、標茶町クリーンセンター設備更新事業として車両を更新いたしました。

25ページにまいります。

上水道事業では、決算額637万3,000円で、執行率は100%であり、負担金を支出し、事業の円滑な運営を図りました。

5款労働費では、勤労者会館の運営、雇用対策、職業病対策の各種事業を行い、記載の成果を収めました。

6款農林水産業費ですが、農業基盤の整備では、決算額4億6,027円3,000円で、執行率はおおむね100%であり、農道4本、団体営農村整備事業で4本、道営土地改良事業などで生産基盤の整備が促進されました。

26ページにまいります。

農業経営の振興では、決算額4億2,073万7,000円、執行率は98.7%であり、新規就農者支援事業により就農研修、営農の安定化に寄与し、中山間地域等直接支払交付金事業により農村のもつ多面的機能の維持が図られ、27ページの「11. 標茶酪農再興事業」により足腰の強い酪農経営の維持確立と生活環境の維持向上が図られ、広域連携ブランド化推進事業では、釧路町と連携し新たなブランド開発を進め、18. 産地生産基盤パワーアップ事業では、農業機械の導入を図るなど、記載の成果を収めました。

28ページにまいります。

育成牧場運営事業では、決算額5億8,059万円、執行率は99.9%であり、酪農経営の安定と後継牛の育成に貢献いたしました。

林業の振興では、決算額1億6,879万6,000円、執行率は99.8%であり、1. 有害鳥獣駆除事業から29ページ、「11. 標茶町森林環境整備事業」の展開により記載の成果が得られ、特に有害鳥獣駆除では、エゾシカの個体数削減に積極的に取り組み、人畜、農林水産業の被害防止を実施いたしました。

水産業の振興では、漁業協同組合に支援を行い、内水面漁業活動の安定化を図りました。

次に、7款商工費、商工業の振興につきましては、決算額2億5,972万2,000円、執行率は100%であり、中小企業への低利の融資及び保証料補助を行うとともに、30ページにまたがりませんが、買物困難地域への出前商店街やうまいもん発見市場などの支援を行い、地場製品のPRと地域経済の活性化を図りました。

観光の振興では、決算額2億138万2,000円、執行率はおおむね100%であり、観光施設の維持管理に努め、道東自動車道釧路延伸観光推進事業により、弟子屈、鶴居との3町村連携による誘客促進のためPRや物産展を開催し、31ページになりますが、観光振興事業

や茅沼地区観光宿泊施設改修事業及び塘路駅前観光案内看板の改修事業を行いました。

次に、8款土木費ですが、町道の整備では、決算額7億6,870万8,000円、執行率はおおむね100%であり、虹別61線舗装改良のほか改良舗装や橋りょう長寿命化の整備を行うとともに、冬期の除排雪対策を行い、交通の確保と利便性の向上に努めました。

32ページになりますが、生活環境の整備として、マイホーム応援事業補助金により、住環境の整備と地域経済の活性化を図りました。

都市公園整備事業では、決算額2,905万1,000円、執行率は100%であり、各公園の整備と維持管理に努めました。

町営住宅管理事業では、決算額2,463万1,000円、執行率は100%であり、磯分内団地の外壁塗装、防水改修など維持管理に努めました。

町営住宅建設事業では、決算額は2億9,835万3,000円、執行率は100%であり、桜団地の改修事業などを行いました。

9款消防費では、一部事務組合、釧路北部消防事務組合に対する運営費3億755万2,000円を負担し、地域住民の命と財産を守るための消防施設の充実に努めました。

災害時情報運用事業では、決算額313万円で、戸別受信機やデジタル防災無線等を整備し、災害時の情報伝達、情報確保の整備を行いました。

次ページになります。

防災井戸事業では、決算額1,091万3,000円で、定期点検や適正な管理を実施し、阿歴内地域においての新たな水源調査を実施いたしました。

内水処理計画策定事業では、決算額1,122万円で、本町市街地の内水対策の計画を実施いたしました。

次に、10款教育費ですが、学校教育の推進につきましては、決算額1,549万4,000円、執行率は99.6%であり、GIGAスクール構想により整備した校内ネットワークと1人1台端末の安定した運用を行い、児童生徒のICT教育の推進を図りました。

小学校教育では、決算額2,175万1,000円、執行率は94.8%であり、父母負担の軽減や特別支援教育推進のため、支援員の配置などを行い、記載の成果を収めました。

34ページにまいります。

中学校教育では、決算額2,762万4,000円、執行率は99.7%であり、中体連の運営費の助成やALTの派遣を行い、教育振興の増進を図りました。また、小学校教育と同じく、父母負担の軽減や特別支援教育推進を行うなど、記載の成果を収めました。

社会教育では、決算額671万3,000円で、1. 幼少年教育から次ページの8. 部活動地域移行まで記載の事業を実施いたしました。

公民館活動の充実に、決算額1,445万3,000円で、執行率は95.5%であり、6館共同事業から38ページにわたっての各公民館事業を実施いたしました。

38ページの図書蔵書充実に、決算額500万円、執行率100%。ブックスタートは、決算額4万4,000円、執行率27.2%。次ページのアイヌ文化事業の推進につきましては、決算額78万2,000円、執行率は100%で、アイヌ政策推進交付金事業を活用し、各種アイヌ文化

体験事業を行いました。

スポーツの振興につきましては、決算額701万9,000円、執行率は94.1%で、1. スポーツ団体育成支援から6の各種大会や教室等の推進までの事業を実施し、学校給食の充実では決算額3,222万1,000円で、執行率は100%であり、標茶高校への給食提供事業、学校給食費無償化事業など、記載の成果を収めました。

次ページにまいります。

学校教育施設整備ですが、決算額は1,459万2,000円で、執行率はおおむね100%であり、教育施設の整備を図り、教育環境の充実に努めました。

11款災害復旧費では、決算額4,008万5,000円で、執行率は99.9%、34件の災害復旧工事などを行いました。

13款諸支出金では、下水道事業の決算額は3億3,142万5,000円、執行率は100%であり、特別会計への助成を行い、記載の成果を収めました。

41ページは、令和6年度に国から交付された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した3事業で、決算額は合わせて1億2,897万5,000円で、執行率は100%であり、記載の成果を収めたところでございます。

以上が令和6年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書の内容でございます。

次に、令和6年度基金の運用状況についてご説明いたします。

1ページ、育英資金貸付基金の運用状況調書についてですが、基金の額は3,233万500円、本年度運用状況につきましては、貸付金返済は3件で30万4,000円、貸付けは新規が2件、継続が1件、合計3件で80万4,000円となっており、本年度末現在高は、現金または預金で2,532万8,500円、貸付け17件で700万2,000円となっております。

次に、2ページ、農林漁業振興資金貸付基金の運用状況調書ですが、繰り出しによる基金の額は650万円で、貸付け及び返済の件数は1件、金額はともに650万円でございます。利子収入は14万9,090円でございます。

3ページ、医療資金貸付基金の運用状況調書ですが、基金の額は300万円で、当該年度運用実績はございませんでした。

次に、4ページの標茶町土地開発基金の運用状況調書についてですが、基金の前年度末現在高は3億1,629万3,182円で、本年度運用状況につきましては、土地譲渡541万2,000円で、利子収入はゼロ円でございます。本年度末現在高の内訳でございますが、現金または預金で6,755万4,886円、土地では2億4,873万8,296円で、合計では3億1,629万3,182円となっております。

次に、令和6年度財産に関する調書についてご説明申し上げます。

1ページ、総括です。

公有財産、(1)土地及び建物ですが、決算年度中に増減のあった項目のみ申し上げます。

初めに、土地については、公共用財産、その他施設で3万3,258平方メートルの減、山

林では2万4,584平方メートルの増、その他で6,921平方メートルの増、合計では1,753平方メートルの減となり、決算年度末現在高は9,981万9,757平方メートルとなりました。

建物につきましては、延べ床面積で、その他が262平方メートルの減、合計でも262平方メートルの減となり、決算年度末現在高は14万1,732平方メートルとなりました。

次に、(2)山林ですが、所有の面積で2万4,584平方メートルの増、決算年度末現在高合計では3,867万2,963平方メートルとなり、立木の推定蓄積量では所有量で2万7,916立方メートルの増、分収林の行、立木の推定蓄積量で1,390立方メートルの増、合計で2万9,306立方メートルの増となり、決算年度末現在高は89万3,796立方メートルとなりました。

続いて、(3)有価証券ですが、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は110万円となりました。

次ページにまいります。

(4)出資による権利につきましては、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は4,418万3,500円でございます。

次に、3ページ、物品ですが、増減のあった区分についてのみ申し上げます。

1乗用車は2台の減、3清掃車は1台の増、5バスは1台の減、6スクールバスは1台の減、9軽四輪車は1台の増、18ショベルローダーは1台の減、20ブルドーザーは1台の減、合計では4台減の252台となりました。

次に、4ページの基金についてです。

(1)育英資金貸付基金は、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は3,233万500円となりました。

(2)財政調整基金は、元金積み立て2億7,173万1,000円と利子積み立て1万4,747円から取り崩し10億6,000万円との差引き7億8,825万4,253円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は2億7,338万6,225円となりました。

(3)土地開発基金につきましては、不動産、土地について、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は宅地3万3,230平方メートル、宅地以外は392万7,821平方メートルとなり、不動産、立木については2,455立方メートルが減少し、2万3,113立方メートルとなりました。現金につきましては、元金積み立て541万2,000円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は6,755万4,886円となりました。

(4)医療資金貸付基金につきましては、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は300万円でございます。

5ページにまいります。

(5)国民健康保険財政調整基金につきましても増減はなく、決算年度末現在高は10万399円でございます。

(6)減債基金は、元金積み立て1億9,863万4,000円と利子積み立て9万236円から取り崩し7億9,000万円との差引き5億9,127万5,764円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は2億1万2,427円となりました。

(7) 福祉基金は、利子積み立て5,095円から取り崩し1万円との差引き4,905円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億2,507万3,036円となりました。

(8) の町営住宅整備基金は、条例改正により町営施設整備基金への統合したため、決算年度末現在高はゼロ円となりました。

6 ページにまいります。

(9) 町有施設整備基金は、元金積み立て2,417万2,000円と利子積み立て2万7,123円から取り崩し3,482万7,000円との差引き1,062万7,877円が決算年度中に減額となり、町営住宅整備基金の利子積み立て5万7,670円から取り崩し9,890万9,000円との差引き3億8,876万1,803円を加えた3億7,713万3,926円が決算年度中に増額し、決算年度末現在高は6億599万9,364円となりました。

(10) 介護給付費準備基金は、元金積み立て3,764万4,000円と利子積み立て2万5,479円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は2億6,472万7,956円となりました。

(11) 教育振興資金は、元金積み立て1,000万円と利子積み立て8,493円から取り崩し1,459万2,452円との差引き458万3,959円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億4,030万106円となりました。

(12) 地域交通対策基金は、元金積み立て233万1,440円から取り崩し1,025万1,850円との差引き792万410円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億2,117万6,854円となりました。

7 ページにまいります。

(13) 地域文化振興基金は、取り崩し195万7,583円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は8,373万6,991円となりました。

(14) 森林環境譲与税基金は、元金積み立て4,710万8,000円から取り崩し5,220万273円との差引き509万2,273円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は2,717万8,174円となりました。

(15) 標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金は、取り崩し1,388万991円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は2,131万6,594円となりました。

(16) 標茶町ふるさと寄附基金は、元金積み立て6,194万1,054円から取り崩し8,890万6,000円との差引き2,696万4,946円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億3,236万9,158円となりました。

8 ページ以降の行政財産及び普通財産の調書につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

次に、令和6年度標茶町一般会計継続費精算報告書についてご説明申し上げます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業で、全体の年割額は、令和5年度で2,650万円、令和6年度で1億2,154万9,000円、合計で1億4,804万9,000円、財源内訳は、合計で国道支出金は1億363万4,000円、地方債で4,420万円、一般財源は21万5,000円であります。実績につきましては、全て全体計画と同額になっております。

以上で令和6年度標茶町一般会計継続費精算報告書の説明を終わります。

次に、令和6年度標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明いたします。

初めに、令和6年度標茶町健全化判断比率報告書についてですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字が発生していないため、比率は出ておりません。実質公債費比率は10.1%で前年度比0.9ポイントの増、将来負担比率は74.9%で対前年度比18.5ポイントの増となりました。いずれの値も、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する4指標全てが括弧内に記載される早期健全化基準をクリアしております。

次ページの標茶町資金不足比率報告書について説明いたします。

資金不足比率につきましては、それぞれの会計において資金不足が生じておらず、比率は発生していないため、括弧内に記載されている健全化判断基準をクリアしております。

なお、配付しております各会計歳入歳出決算書、各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書実質収支に関する調書につきましては、説明を省略いたします。

以上で認定第1号から第4号までの決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についての説明を終わります。

○委員長（本多耕平君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君）（登壇） 認定第5号、令和6年度標茶町病院事業会計決算についてご説明いたします。

初めに、附属書類からご説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

#### 1 概況について

(1) 総括事項につきましては、令和6年度の町立病院診療体制は、内科、外科、婦人科、小児科、リハビリテーション科の5科目を維持することができました。

また、町立病院の運営体制としましては、固定医は新たに山本陽子副院長が着任し、内科医師3名（院長、佐藤副院長、山本副院長）、外科は北海道大学大学院医学研究科消化器外科Ⅰ（以下「北大消化外科Ⅰ」といいます。）から週単位での派遣、小児科は旭川医科大学病院から週1回の派遣、婦人科は札幌医科大学附属病院から月1回の派遣をいただく中で運営してまいりました。

土曜・日曜や年末年始などの救急外来診療体制については、北大消化器外科Ⅰ及び札幌第一病院から医師派遣を得られたこと、また、人材紹介会社を通じ、日曜及び夜間の宿直医師を確保したことによって入院患者の対応等24時間の診療体制を維持することができ、内科医師の勤務負担軽減にもつながりました。

道内三医大の医局状況が、平成16年から始まった新医師臨床研修制度により大学に残る医師が減少することとなり、地方への医師派遣が厳しい状況にあるにもかかわらず、引き続き派遣していただきました。

なお、令和5年度中に起きました看護師不足による救急外来の一時休止後は、引き続き看護師の確保に努め、令和6年度は、救急外来の診療体制に支障をきたすことなく、運営することができました。

令和6年度におきましても、町民の生命と健康を守ると同時に、当院の果たすべき役割を再認識し、経営の効率化に努めてまいりました。

収益的収支の状況は、収入では、一般会計からの繰入金8億3,438万6,000円（前年度比1億7,206万2,000円増）を含め、前年度比2億151万4,000円増の13億4,529万8,000円となったのに対し、支出につきましては、給与費及び材料費が大きく増加したことから、前年度比1億2,706万4,000円増の12億7,033万9,000円となり、結果7,495万9,000円（前年度比7,445万円増）の純利益を計上しました。

資本的収支の状況は、収入では出資金が1億1,561万4,000円となりました。

支出につきましては、病室空調機設置工事、事務室空調機設置工事、Wi-Fi環境整備工事、浴室改修工事及び超音波画像診断装置、全身用X線CT装置などの器械・器具の更新、購入による建設改良費や企業債償還金で前年度比1,088万6,000円増の1億8,844万2,000円となり、収支不足額については、減債積立金処分額と過年度分損益勘定留保資金で全額補填いたしました。

人口が減少し高齢化社会が進行する中、町民の生命と健康を守り、安心・安全な生活を支えていくため、将来を見据えた医療体制の構築に努めるとともに、町民から信頼される病院を目指し、今後とも努力してまいります。

次ページにまいります。

(2) 経営指標に関する事項についてですが、1 経常収支比率は、令和6年度105.9%、前年度と比べ5.8%の増、2 修正医業収支比率は令和6年度40.6%、前年度と比べ1.2%の減、3 病床利用率は令和6年度38.2%、前年度と比べ4.0%の増となっております。

(3) 議会議決事項につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

(4) 職員に関する事項についてですが、職員数は年度末現在の人数でございます。前年度と比較して増減のあった箇所のみについてご説明いたします。医師1人の増、看護部のうち正看2人の増、准看1人の減、補助員3人の増、合計では96人、令和5年度末と比較して4人の増でございます。

次ページにまいります。

2 工事等に関する事項についてですが、こちらの金額につきましては消費税込みの金額で記載しております。

(1) 建設工事の概況については、町立病院病室空調機設置工事、6年度執行済額429万円、町立病院事務室空調機設置工事、6年度執行済額325万6,000円、町立病院Wi-Fi環境整備工事、6年度執行済額561万円、町立病院浴室改修工事、6年度執行済額992万2,000円で、合計では2,307万8,000円でございます。

(2) 器械・器具等の購入につきましては、冷蔵庫（センターピラーレス）からデジタ

ルサイネージまでの9件の合計金額で5,812万6,750円でございます。

(3) リース資産につきましては、全自動尿沈渣分析装置から人工呼吸器までの3件の合計金額で2,079万円でございます。

次ページにまいります。

3業務につきましては、(1) 患者受入れ状況についてです。入院が8,364人で、前年度と比べ849人の増、外来は2万3,657人で、前年度と比べ655人の減でございます。

1日当たりの患者数については、入院が22.9人で、前年度と比べ2.4人の増、外来は97.4人で、前年度と比べ2.6人の減です。

患者1人1日当たりの診療収入については、入院が2万8,641円で、前年度と比べ907円の増、外来は8,282円で、前年度と比べ679円の増でございます。

次に、(2) 事業収支に関する事項についてでございます。

初めに、収益的収支の状況について。こちらの金額は、消費税を抜いた金額となっております。

収入についてです。医業収益は6億9,336万958円、前年度と比べ5,587万8,093円の増となっております。内訳は、入院収益が2億3,955万726円、前年度と比べ3,113万3,057円の増、外来収益は1億9,593万5,822円、前年度と比べ1,108万4,725円の増、他会計負担金は1億9,447万9,000円、前年度と比べ1,605万5,000円の増、その他医業収益は6,339万5,410円で、前年度と比べ239万4,689円の減でございます。

医業外収益は、6億5,193万7,242円、前年度と比べ1億4,563万6,470円の増となっております。内訳は、受取利息配当金が200円、前年度と比べ100円の増、他会計補助金は2億4,949万3,000円、前年度と比べ1億4,758万8,000円の増、他会計負担金は3億9,041万4,000円、前年度と比べ841万9,000円の増、患者外給食収益は70万2,600円、前年度と比べ6万2,736円の減、長期前受金戻入は759万7,858円、前年度と同額、その他医業外収益は353万7,584円、前年度と比べ33万9,894円の減、国道補助金は19万2,000円、前年度と比べ996万8,000円の減となっております。

収入合計では13億4,529万8,200円、前年度と比べ2億151万4,563円の増となっております。構成比につきましては、記載のとおりでございます。

次のページにまいります。

支出についてでございますが、医業費用は12億2,829万6,954円、前年度と比べ1億2,934万5,972円の増となっております。内訳は、給与費が8億4,064万2,390円、前年度と比べ1億1,479万7,406円の増、材料費は9,776万3,464円、前年度と比べ1,359万8,988円の増、経費は2億820万6,653円、前年度と比べ469万3,762円の減、減価償却費は7,738万6,016円、前年度と比べ456万3,250円の増、資産減耗費は176万6,300円、前年度と比べ50万5,400円の増、研究研修費は253万2,131円、前年度と比べ57万4,690円の増でございます。

医業外費用は4,204万2,179円、前年度と比べ160万4,759円の減となっております。内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費が629万254円、前年度と比べ355万6,373円の減、患者外給食材料費は67万4,074円、前年度と比べ7,407円の増、消費税及び地方消費税は412万

8,800円、前年度と比べ2万7,100円の増、雑損失は3,094万9,051円、前年度と比べ191万7,107円の増でございます。

特別損失はゼロ円、前年度と比べ67万6,700円、皆減でございます。内訳は、その他特別損失で67万6,700円、皆減でございます。

支出合計では12億7,033万9,133円で、前年度と比べ1億2,706万4,513円の増となっております。構成比及び収入に対する割合については、記載のとおりでございます。

次に、資本的収支の状況についてですが、こちらも消費税を抜いた金額となっております。

収入については、出資金で1億1,561万4,000円、前年度と比べ1,512万4,000円の増。

収入合計では1億1,561万4,000円、前年度と比べ1,510万4,000円の増となっております。構成比は、記載のとおりでございます。

支出については、建設改良費が7,654万7,672円、前年度と比べ843万1,246円の増、内訳は、有形固定資産購入費が5,556万7,672円、前年度と比べ1,399万7,609円の増、病院建設費は2,098万円、前年度と比べ556万6,363円の減でございます。企業債償還金は1億1,189万4,381円、前年度と比べ245万4,675円の増でございます。

支出合計では1億8,844万2,053円、前年度と比べ1,088万5,921円の増となっております。構成比及び収入に対する割合は、記載のとおりでございます。

次ページにまいります。

会計に関する事項についてでございますが、(1)企業債の概況についてであります、別表のとおりとなっておりますので、18ページをお開きください。

下段の企業債明細書をご覧ください。合計金額で申し上げます。発行総額20億520万円に対し、当年度償還高は1億1,189万4,381円、償還高累計は18億8,828万3,783円となり、未償還残高は1億1,691万6,217円となっております。償還が終了するのは、それぞれ記載のとおりでございます。

13ページにお戻りください。

こちらは、キャッシュ・フロー計算書でございます。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間の期首から期末までの現金の流れを表したものでございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、(1)当年度純利益から(15)利息の支払額までの合計で申し上げます。1,531万4,188円のマイナスとなっております。

2 投資活動によるキャッシュ・フローは、(1)有形固定資産の取得による支出から(3)他会計からの繰入金による収入までの合計で、7,547万4,066円のマイナスとなっております。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは、(1)建設改良企業債による収入から(4)他会計からの償還金による収入までの合計で、371万9,619円のプラスとなっております。

以上のことから、4の資金増加額は8,706万8,635円のマイナスとなり、5の資金期首残高2億4,653万9,372円を加えますと、6の資金期末残高は1億5,947万737円となるもので

ございます。

次ページにまいります。

こちらにつきましては、先ほどご説明いたしました収益的収入及び支出の明細書であり、17ページまで続いておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

18ページをお開きください。

上段になりますが、固定資産明細書についてご説明いたします。

(1) 有形固定資産についてですが、土地からリース資産までの合計金額で申し上げます。年度当初の現在高は32億9,488万604円、当年度増加額は9,272万2,500円、これにつきましては9ページに記載の建設工事及び器械・器具の購入分で、消費税を抜いた金額でございます。当年度減少額は3,896万7,001円、こちらにつきましては建物及び器械・備品の用途廃止によるものでございます。年度末現在高は33億4,863万6,103円となっております。減価償却累計額のうち、当年度増加額は7,517万4,397円、当年度減少額は3,532万9,227円、累計では17億8,361万4,025円となり、年度末償却未済額は15億6,502万2,078円でございます。

(2) 無形固定資産についてでございますが、電話加入権で年度当初の現在高38万8,032円、当年度増加額、当年度減少額、当年度減価償却費いずれもございませんので、年度末現在高は年度当初の現在高同様、38万8,032円となっております。

3ページをお開きください。

こちらは、損益計算書でございます。

1 医業収益は、(1) 入院収益から(4) その他医業収益までの合計で6億9,336万958円、2 医業費用は、(1) 給与費から(6) 研究研修費までの合計で12億2,829万6,954円となりました。医業収益から医業費用を差し引いた医業損失は5億3,493万5,996円でございます。3 医業外収益は、(1) 受取利息配当金から(7) その他医業外収益までの合計で6億5,193万7,242円、4 医業外費用は、(1) 支払利息及び企業債取扱諸費から(4) 雑損失までの合計で4,204万2,179円となりました。医業外収益から医業外費用を差し引いた額は6億989万5,063円で、この額に医業損失額を加えた経常利益は7,495万9,067円となりました。特別損失はございませんので、当年度純利益は経常利益と同額の7,495万9,067円となりました。前年度繰越利益剰余金はございませんので、当年度未処分利益剰余金は当年度純利益と同額の7,495万9,067円でございます。

次ページにまいります。

こちらは、剰余金計算書でございます。当年度末残高で申し上げます。資本金は14億1,044万3,885円。剰余金のうち資本剰余金は330万7,000円。利益剰余金のうち減債積立金と利益積立金は、いずれもございません。未処分利益剰余金は7,495万9,067円であり、当年度未処分利益剰余金であります。利益剰余金合計は7,495万9,067円で、資本合計は14億8,870万9,952円となります。

下段の表でございますが、剰余金処分計算書でございます。資本金については、処分額はございません。したがって、処分後残高は当年度末残高と同額の14億1,044万3,885

円となります。資本剰余金についても処分額はございませんので、処分後残高は当年度末残高と同額の330万7,000円となります。未処分利益剰余金については、当年度末残高7,495万9,067円全額を減債積立金として処分いたしましたので、処分後残高、繰越利益剰余金ともございません。

次ページにまいります。

こちらにつきましては賃借対照表で、令和6年度末現在でございます。

資産の部についてでございます。

1 固定資産は、(1)有形固定資産、イ土地からヘリース資産までの合計で申し上げますが、15億6,502万2,078円、(2)無形固定資産、イ電話加入権で38万8,032円、固定資産合計では15億6,541万110円となります。

2 流動資産は、(1)現金・預金から(3)貯蔵品までの合計で2億9,252万3,373円でございます。なお、(2)の未収金と(3)の貯蔵品の内訳は、それぞれ19ページに記載しております。

資産合計、これにつきましては固定資産と流動資産の合計でございますが、18億5,793万3,483円となっております。

次ページにまいります。

負債の部についてでございます。

3 固定負債は、(1)企業債と(2)リース債務の合計で4,328万2,391円でございます。

4 流動負債は、(1)企業債から(5)預り金までの合計で1億8,136万6,007円でございます。なお、(3)未払金及び(5)預り金の内訳は、それぞれ20ページに記載しております。

5 繰延収益は、(1)長期前受金から(2)長期前受金収益化累計額を差し引いた額で1億4,457万5,133円でございます。

負債合計は、固定負債、流動負債及び繰延収益の合計でございますが、3億6,922万3,531円となりました。

次に、資本の部についてでございますが、6 資本金は14億1,044万3,885円、こちらの内訳は20ページに記載してございます。

7 剰余金は、(1)資本剰余金及び(2)利益剰余金の合計で7,826万6,067円となり、資本合計、これは資本金と剰余金の合計でございますが、14億8,870万9,952円でございます。

負債と資本の合計は18億5,793万3,483円となっております。

次に、1ページをお開きください。

こちらは決算報告書で、消費税を含んだ金額になっております。

収益的収支の状況について、収入のほうからご説明いたします。

第1款病院事業収益、予算額の合計13億9,225万9,000円に対し、決算額は13億5,187万4,854円、予算額に比べ決算額の増減は4,038万4,146円の減でございます。決算額のうち仮受消費税及び仮受地方消費税の額は657万6,654円でございます。

内訳ですが、第1項医業収益は、予算額の合計が7億1,980万2,000円に対し、決算額は6億9,974万1,849円、予算額に比べ決算額の増減は2,006万151円の減でございます。

第2項医業外収益は、予算額の合計が6億7,245万7,000円に対し、決算額は6億5,213万3,005円、予算額に比べ決算額の増減は2,032万3,995円の減でございます。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用は、予算額の合計が13億9,225万9,000円に対し、決算額は12億6,928万7,854円、不用額は1億2,297万1,146円で、予算執行率は91.2%でございます。決算額のうち仮払消費税及び仮払地方消費税の額は2,989万7,772円でございます。

内訳ですが、第1項医業費用は、予算額の合計が13億7,787万9,000円に対し、決算額は12億5,810万7,854円、不用額は1億1,977万1,146円で、予算執行率は91.3%でございます。

第2項医業外費用は、予算額の合計が1,388万円に対し、決算額は1,118万円、不用額は270万円で、予算執行率は80.5%でございます。

第3項予備費は、予算額の合計が50万円に対し、決算額はございませんので、全額不用額となっております。

第4項特別損失はございません。

次ページにまいります。

資本的収支になります。こちらも消費税を含んだ金額になってございます。

収入からご説明いたします。

第1款資本的収入、予算額の合計が1億1,968万6,000円に対し、決算額は1億1,561万4,000円でございます。

内訳ですが、第1項出資金、予算額の合計が1億1,968万6,000円に対し、決算額は1億1,561万4,000円でございます。

次に、支出についてでございますが、第1款資本的支出、予算額の合計が2億207万3,000円に対し、決算額は1億9,606万9,986円、翌年度繰越額はありませんので、不用額は600万3,014円で、予算執行率は97.0%でございます。決算額のうち仮払消費税及び仮払地方消費税の額は762万7,933円でございます。

内訳ですが、第1項建設改良費は、予算額の合計が9,017万8,000円に対し、決算額は8,417万5,605円、翌年度繰越額はありませんので、不用額は600万2,395円で、予算執行率は93.3%でございます。

第2項企業債償還金は、予算額の合計が1億1,189万5,000円に対し、決算額は1億1,189万4,381円、不用額は619円で、予算執行率はおおむね100%でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,045万5,986円は、減債積立金処分額50万9,017円、過年度分損益勘定留保資金7,994万6,969円で補填をし、決算を終えたところでございます。

本件につきましては、8月21日開催の第1回標茶町立病院運営委員会において承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で認定第5号の説明を終わります。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 0時59分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君）（登壇） 認定第6号、令和6年度標茶町水道事業会計決算についてご説明を申し上げます。

初めに、決算附属書類から説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

決算附属書類、令和6年度標茶町水道事業報告書。

#### 1 概要

##### （1）総括事項

本年度の水道事業経営につきましては、上水道事業と簡易水道事業が統合して、給水戸数3,136戸、給水人口5,633人と計画人口7,050人に対して普及率79.7%であり、前年度と比較し1,634人の増加となっております。

年間配水量は151万8,335立方メートルで、前年度より230.11%の増加となりました。また、有収水量においては115万6,592立方メートル、有収率で76.2%と前年度を8.2ポイント下回ったところです。また、給水原価につきましては1立方メートル当たり168円6銭となり、供給単価136円37銭に対し、その差は31円69銭となっております。

次に、経営の状況であります。収益的収入については、給水収益1億5,771万9,764円（消費税込み1億7,350万9,710円）を主として収入合計3億9,139万9,816円（消費税込み4億726万4,158円）であり、支出については、人件費4,376万2,344円をはじめ、企業債利息607万5,617円を含め支出合計3億6,330万9,266円（消費税込み3億7,437万9,335円）となり、2,809万550円の利益を計上して決算したところであります。

資本的収支につきましては、企業債元金償還金2,478万796円、配水管布設替工事等の建設改良費6,234万8,000円（うち消費税566万8,000円）で支出合計8,712万8,796円（消費税込み）に対し、収入は企業債1,820万円など、収入合計2,781万1,000円（消費税込み）であり、5,931万7,796円の不足が生じたので、この不足金は、減債積立金処分量1,969万1,249円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額479万4,273万円、引継金1,031万7,792円、過年度分損益勘定留保資金2,451万4,482円で補填し、決算を終えたところであります。

したがって、本年度末においては、当年度利益剰余金2,809万550円を減債積立金として処分することとなった次第であります。

水道事業は、公共事業であることから、常に事業の経済性を発揮するとともに公共の福祉の増進を図ることを基本に、収支バランスに留意しつつ、現行の料金水準が保持される

よう、健全な経営に努めていく所存であります。

次の8ページをお開きください。

(2) 経営指標に関する事項、1 経常収支比率は107.45%で、前年度比25.23%の減。2 料金回収率は82.03%で、前年度比28.69%の減。3 有形固定資産減価償却率は60.55%で、前年度比9.83%の増。4 管路経年化率は18.69%で、前年度比18.36%の減。5 管路更新率は0.04%で、前年度比0.35%の減となっております。

(3) 議会の議決事項につきましては、記載の5件でございますが、説明を省略させていただきます。

(4) 行政官庁認可事項につきましては、該当事項はございません。

(5) 職員に関する事項、イ職員数等、専任職員6名。ロ給与改定は、令和6年4月1日です。

(6) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、該当事項はございません。

## 2 工事

(1) 建設改良工事の概要でございます。記載の上水道5件、簡易水道4件、合計9件の工事を行いまして、内訳といたしましては、上水道につきましては、検定満了量水器取替工事は2件で331個の交換を行い、工事費は合わせて2,092万2,000円、開運8線ほか配水管布設替工事は、開運地区で127.1メートルを行い、工事費は487万3,000円、開運4号線配水管布設工事は、開運地区で114.0メートルを行い、工事費は652万3,000円、第2ポンプ場水中ポンプ更新工事は、水中ポンプの交換を行い、工事費は391万6,000円です。簡易水道につきましては、検定満了量水器取替工事は1件で、99戸の交換を行い、工事費は667万7,000円、東南部地区機器更新工事は萩野配水池で残塩計、その他3施設で機器交換を行い、工事費は687万5,000円、西部地区機器更新工事は、久著呂2号幹線流量計室で電磁流量計、その他2施設で機器交換を行い、工事費は671万円、阿歴内導水管移設工事は、萩野地区で87.0メートルを行い、工事費は585万2,000円となっております。なお、着工及び竣工年月日につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

## 3 業務

(1) 事業量でございます。イ年度末給水人口5,633人、ロ年度末給水戸数3,136戸、ハ年間配水量151万8,335立方メートル、ニ月平均給水量12万6,528立方メートルです。

次の9ページでございます。

### (2) 事業収支に関する事項

収益的収入及び支出でございます。金額については、全て消費税及び地方消費税抜きの額であります。

収入からご説明いたします。

1 営業収益は1億6,439万8,764円で、前年度比9,545万7,073円の増となっております。うち(1)給水収益は1億5,771万9,764円で、前年度比9,533万7,373円の増。(2)受託工事収益はゼロ円で、前年度と同じでございます。(3)他会計負担金は637万3,000円で、

前年度比12万3,000円の増。(4) その他営業収益は30万6,000円で、前年度比3,300円の減です。

2 営業外収益は2億2,372万1,904円で、前年度比2億1,272万532円の増となっております。うち(1) 受取利息及び配当金は201円で、前年度比2円の増。(2) 他会計補助金は4,482万4,000円で、前年度比3,858万3,000円の増。(3) 長期前受金戻入は1億6,893万566円で、前年度比1億6,502万552円の増。(4) 雑収益は、下水道料金が上水道メーターによる使用水量を算定基準としていることから、水道メーター検針にかかわる費用の下水道負担分で996万7,137円で、前年度比911万6,978円の増です。

3 特別利益は、(1) その他特別利益327万9,148円で、前年度比同額の皆増となっております。

水道事業収益合計では3億9,139万9,816円で、前年度比3億1,145万6,753円の増となっております。

次に、支出でございます。

1 営業費用は3億5,416万13円で、前年度比2億9,788万2,577円の増となっております。うち(1) 原水及び浄水費は1,359万732円で、前年度比同額の皆増でございます。(2) 配水及び給水費は6,810万4,164円で、前年度比4,546万7,302円の増です。(3) 受託工事費はゼロ円で、前年度と同じでございます。(4) 総係費は4,950万1,469円で、前年度比同額の皆増でございます。(5) 減価償却費は2億1,721万977円で、前年度比1億8,493万6,016円の増。(6) 資産減耗費は575万2,671円で、前年度比438万7,058円の増です。

2 営業外費用は704万1,253円で、前年度比306万6,875円の増となっております。うち(1) 支払利息及び企業債取扱諸費は607万5,617円で、前年度比210万1,239円の増。(2) 雑支出は96万5,636円で、前年度比同額の皆増でございます。

3 特別損失は、(1) その他特別損失210万8,000円で、前年度比同額の皆増となっております。

水道事業費用合計では3億6,330万9,266円で、前年度比3億305万7,452円の増となったところであります。

なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次の10ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

収入からご説明いたします。1 資本的収入は2,781万1,000円で、前年度比1,571万1,000円の増となっております。(1) 企業債は1,820万円で、前年度比610万円の増。(2) 道支出金は961万1,000円で、前年度比同額の皆増でございます。

次に、支出でございます。1 資本的支出は8,146万796円で、前年度比3,558万4,651円の増となっております。うち(1) 企業債元金償還金は2,478万796円で、前年度比151万4,651円の増。(2) 建設改良費は5,668万円で、前年度比3,407万円の増です。

なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

4 会計に関する事項でございます。

(1) 重要契約の要旨につきましては、該当事項はございません。

(2) 企業債及び一時借入金等の概況でございます。

イ企業債等残高につきましては、17ページをお開きください。

企業債明細書中、中ほどの未償還残高の欄に記載のとおり、合計で5億1,032万7,103円となっております。

次の18ページをお開きください。

一般会計借入金明細書中、中ほどの未償還残高の欄に記載のとおり、合計で7,698万円となっております。

10ページにお戻りください。

ロー一時借入金につきましては、前年度末残高、借入残高最高額、本年度末残高、いずれもございません。

次の11ページをお開きください。

令和6年度標茶町水道事業会計キャッシュ・フロー計算書です。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期首と期末の現金の流れを表したものでございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1) 当年度純利益から(14)利息の支払額までの支払い合計額で8,740万1,180円です。

2 投資活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1) 有形固定資産の取得による支出から(3)他会計からの繰入金による収入までの合計額で、マイナス4,706万9,000円でございます。

3 財務活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1) 建設改良企業債による収入から(3)他会計からの出資による収入までの合計で、マイナス658万796円でございます。

資金増加額は3,375万1,384円、資金期首残高は2億8,077万7,461円、資金期末残高は3億1,452万8,845円となります。

次の12ページから14ページまでの令和6年度標茶町水道事業会計収益費用明細書、15ページの令和6年度標茶町水道事業会計資本的収支明細書につきましては、今まで説明した収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を細分化したものでありますので、説明を省略させていただきます。

16ページをお開きください。

固定資産明細書でございます。

有形固定資産です。土地から工具・器具及び備品までの年度当初現在高は101億1,309万9,134円で、当年度増加額は構築物で1,568万円、機械及び装置で4,100万円、合計で5,668万円の増加となっております。当年度減少額は、構築物で220万6,123円、機械及び装置で3,042万2,696円、合計で3,262万8,819円の減少となり、年度末現在高は合計で101億3,715万315円となっております。減価償却累計額は、当年度増加額が建物で552万565円、構築物で1億6,376万5,276円、機械及び装置で4,785万3,347円、工具・器具及び備品で3万8,300円、合計で2億1,717万7,488円。当年度減少額は、構築物で166万6,784円、機械及

び装置で2,520万9,364円、合計で2,687万6,148円、累計の合計は61億3,177万127円、年度末償却未済高は合計で40億538万188円となっております。

次に、無形固定資産です。借地権、施設利用権ともに当年度増加額と当年度減少額はありませんので、年度当初現在高及び年度末現在高は1,449万1,211円です。減価償却累計額は、当年度増加額が施設利用権で3万3,489円、合計で3万3,489円。当年度減少額はありません。累計の合計は1,398万4,240円、年度末償却未済高は合計で50万6,971円となっております。

3 ページをお開きください。

財務諸表でございます。令和6年度標茶町水道事業会計損益計算書でございますが、これらは前段で説明申し上げたところの積み上げでございますので、合計額のための報告とさせていただきます。

1 営業収益、(1) 給水収益から(4) その他営業収益までの合計で1億6,439万8,764円。

2 営業費用、(1) 原水及び浄水費から(6) 資産減耗費までの合計で3億5,416万13円。

よって、営業損失は1億8,976万1,249円となりました。

3 営業外収益、(1) 受取利息及び配当金から(5) 雑収益までの合計で2億2,372万1,904円。

4 営業外費用、(1) 支払利息及び企業債取扱諸費と(2) 雑支出で704万1,253円。

よって、営業外利益は2億1,668万651円の黒字となり、経常利益は2,691万9,402円となりました。

5 特別利益、(1) その他特別利益から(3) 固定資産売却益までの合計で327万9,148円。

6 特別損失、(1) その他特別損失から(3) 過年度損益修正損までの合計で210万8,000円。

したがって、当年度純利益は2,809万550円となり、前年度繰越利益剰余金はありませぬので、当年度未処分利益剰余金は2,809万550円となります。

次の4 ページをお開きください。

令和6年度標茶町水道事業会計剰余金計算書でございます。当年度末残高で申し上げます。

初めに、資本金については5億6,763万3,905円となります。

次に、剰余金です。

資本剰余金については1,025万8,530円となります。

減債積立金についてはゼロ円、利益積立金は変動なしで1,200万円、未処分利益剰余金は2,809万550円、利益剰余金合計は4,009万550円となります。

したがって、資本合計は6億1,798万2,985円となります。

次に、下段の令和6年度標茶町水道事業会計剰余金処分計算書でございます。

資本金及び資本剰余金につきましては、処分額はございませんので、当年度末残高と処分後残高は同額となり、資本金 5 億 6,763 万 3,905 円、資本剰余金 1,025 万 8,530 円となっております。

未処分利益剰余金は、当年度末残高 2,809 万 550 円に標茶町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例第 6 条により減債積立金への積立てで 2,809 万 550 円を減額し、処分後残高（繰越利益剰余金）はゼロ円となります。

次の 5 ページをお開きください。

令和 6 年度標茶町水道事業会計貸借対照表でございます。

#### 資産の部

1 固定資産、（1）有形固定資産、イ土地からヘ工具・器具及び備品までの有形固定資産合計は 40 億 538 万 188 円。（2）無形固定資産、イ施設利用権からロ借地権までの無形固定資産合計は 50 万 6,971 円。固定資産合計は 40 億 588 万 7,159 円です。

2 流動資産、（1）現金・預金から（3）貸倒引当金までの合計で 3 億 3,864 万 4,237 円。したがって、資産合計は 43 億 4,453 万 1,396 円でございます。

次の 6 ページをお開きください。

#### 負債の部

3 固定負債、（1）企業債から（3）修繕引当金までの固定負債合計は 5 億 8,947 万 4,503 円。

4 流動負債、（1）一時借入金から（7）その他流動負債までの流動負債合計は 4,441 万 4,007 円。

5 繰延収益、（1）長期前受金と（2）長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は 30 億 9,265 万 9,901 円。

したがって、負債合計は 37 億 2,654 万 8,411 円となります。

#### 資本の部

内訳につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、合計のみの説明とさせていただきます。

6 資本金につきましては 5 億 6,763 万 3,905 円。

7 剰余金につきましては 5,034 万 9,080 円。

したがって、資本合計は 6 億 1,798 万 2,985 円、負債資本合計は 43 億 4,453 万 1,396 円となります。

1 ページをお開きください。

令和 6 年度標茶町水道事業会計決算報告書でございます。

#### （1）収益的収入及び支出

初めに、収入でございます。

第 1 款水道事業収益、予算額合計 4 億 2,876 万 4,000 円に対し、決算額は 4 億 726 万 4,158 円で、予算額に比べ決算額の増減は 2,149 万 9,842 円の減でございます。

内訳でございますが、第 1 項営業収益、予算額 2 億 383 万 3,000 円に対し、決算額は 1 億

8,018万8,710円で、予算額に比べ決算額の増減は2,364万4,290円の減で、うち仮受消費税及び地方消費税は1,578万9,946円です。

第2項営業外収益、予算額2億2,313万3,000円に対し、決算額は2億2,379万6,300円で、予算額に比べ決算額の増減は66万3,300円の増で、うち仮受消費税及び地方消費税は7万4,503円です。

第3項特別利益、予算額179万8,000円に対し、決算額は327万9,148円で、予算額に比べ決算額の増減は148万1,148円の増で、うち仮受消費税及び地方消費税はゼロ円です。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用、予算額合計4億2,309万6,000円に対し、決算額は3億7,437万9,335円、不用額は4,871万6,665円、執行率は88.5%となっております。

内訳でございますが、第1項営業費用、予算額4億790万8,000円に対し、決算額は3億6,299万1,818円で、不用額は4,491万6,182円、うち仮払消費税及び地方消費税は833万1,805円、執行率は89%となっております。

第2項営業外費用、予算額1,208万円に対し、決算額927万9,517円で、不用額は280万483円、うち仮払消費税及び地方消費税はゼロ円、執行率は76.8%となっております。

第3項特別損失、予算額210万8,000円に対し、決算額も同額で、不用額はゼロ円、執行率は100%となっております。

第4項予備費、予算額100万円に対し、決算額はゼロ円、不用額100万円で、執行率はゼロ%となっております。

次の2ページをお開きください。

## (2) 資本的収入及び支出

初めに、収入でございます。

第1款資本的収入、予算額合計2,539万1,000円に対し、決算額は2,781万1,000円、予算額に比べ決算額の増減は242万円の増でございます。

内訳でございますが、第1項企業債、予算額1,820万円で、決算額も同額で、予算額に比べ決算額の増減はゼロ円です。

第5項道支出金、予算額719万1,000円に対し、決算額は961万1,000円、予算額に比べ決算額の増減は242万円の増です。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、予算額合計8,713万円に対し、決算額は8,712万8,796円、不用額は1,204円、執行率はおおむね100%です。

内訳ですが、第1項企業債元金償還金、予算額2,478万2,000円に対し、決算額は2,478万796円、不用額は1,204円、執行率はおおむね100%でございます。

第2項建設改良費、予算額は6,234万8,000円に対し、決算額は同額で、不用額はゼロ円、うち仮払消費税及び地方消費税は566万8,000円、執行率は100%となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,931万7,796円は、減債積立金1,969万1,249円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額479万4,273円、引継金1,031万7,792

円、過年度分損益勘定留保資金2,451万4,482円を補填し、決算を終えたところでございます。

以上で認定第6号、令和6年度標茶町水道事業会計決算報告書の説明を終わります。

続きまして、認定第7号、令和6年度標茶町下水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

初めに、決算附属書類から説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

決算附属書類、令和6年度標茶町下水道事業報告書

## 1 概要

### (1) 総括事項

本年度の下水道事業経営につきましては、水洗化戸数2,438戸、水洗化人口4,308人と計画人口4,720人に対して普及率91.3%であり、前年度と比較し63人の減少となっております。

年間処理水量は57万7,698立方メートルで、前年度より2.13%の減少となりました。また、有収水量においては43万3,182立方メートル、有収率で75.0%と前年度を1.1ポイント上回ったところです。また、汚水処理原価につきましては1立方メートル当たり173円29銭となり、使用料単価165円38銭に対し、その差は7円91銭となっております。

次に、経営の状況であります。収益的収入については、使用料収益7,164万720円（消費税込み7,880万8,520円）を主として収入合計4億3,673万7,556円（消費税込み4億4,390万5,301円）であり、支出については、人件費3,176万6,600円をはじめ、企業債利息1,659万8,154円を含め支出合計4億2,123万2,179円（消費税込み4億2,839万1,890円）となり、1,550万5,377円の利益を計上して決算したところであります。

資本的収支につきましては、企業債元金償還金2億2,147万8,547円、公共汚水ます新設の建設改良費40万7,000円（うち消費税3万7,000円）で支出合計2億2,188万5,547円（消費税込み）に対し、収入は企業債5,200万円、他会計出資金1億3,839万5,000円、受益者負担金及び分担金31万8,640円で、収入合計1億9,071万3,640円（消費税込み）となり、3,117万1,907円の不足が生じたので、この不足金は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,034円、引継金2,665万5,770円、当年度分損益勘定留保資金450万8,103円で補填し、決算を終えたところであります。

したがいまして、本年度末においては、当年度利益剰余金1,550万5,377円を減債積立金として処分することとなった次第であります。

下水道事業は、快適で衛生的な生活環境に欠かすことができないことから、継続して運営していくために収支バランスに留意しつつ、より効率的な事業経営と長期的な視点での計画により健全な経営に努めていく所存であります。

次の8ページをお開きください。

### (2) 経営指標に関する事項

初めに、前年度数値につきましては、令和6年度が地方公営企業法適用会計への会計移

行初年度となることから数値がございません。したがって、増減は令和6年度と同じ値の皆増となり、前年度対比ができないことをご了承ください。

1 経常収支比率は104.75%。2 経費回収率は95.44%。3 有形固定資産減価償却率は55.72%。4 管渠老朽化率は1.98%となっております。

(3) 議会の議決事項につきましては、記載の4件でございますが、説明を省略させていただきます。

(4) 行政官庁認可事項につきましては、該当事項はございません。

(5) 職員に関する事項、イ職員数等、専任職員5名。ロ給与改定は、令和6年4月1日。

(6) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、該当事項はございません。

## 2 工事

(1) 建設改良工事の概要でございます。記載の1件の工事を行いまして、内訳といたしましては、公共汚水柵新設工事で1個の新設を行い、工事費は40万7,000円、着工年月日は令和6年7月19日、竣工年月日は令和6年10月30日となっております。

## 3 業務

(1) 事業量でございます。イ年度末水洗化人口4,308人、ロ年度末水洗化戸数2,438戸、八年間処理水量57万7,085立方メートル、二月平均処理水量4万8,090立方メートルです。

次の9ページでございます。

### (2) 事業収支に関する事項

事業収支につきましても、先ほど申しましたとおり、令和6年度が会計移行初年度のため令和5年度数値は全てゼロ円、したがって増減は令和6年度決算と同額の皆増となり、前年度対比ができないことをご了承ください。

収益的収入及び支出でございます。金額については、全て消費税及び地方消費税抜きの金額であります。

収入からご説明いたします。

1 営業収益は2億306万5,220円となっております。うち(1)下水道使用料は7,164万720円。(2)他会計負担金は1億3,125万4,000円。(3)その他営業収益は17万500円です。

2 営業外収益は2億3,367万2,336円となっております。うち(1)他会計補助金は6,177万6,000円。(2)国庫補助金は1,259万円。(3)長期前受金戻入は1億5,930万6,141円。(4)公営企業会計適用債はゼロ円です。(5)雑収益は195円となっております。下水道事業収益合計では4億3,673万7,556円となっております。

次に、支出でございます。

1 営業費用は3億9,419万9,174円となっております。うち(1)管渠費は1,516万483円。(2)処理場費は1億8万7,306円。(3)総係費は3,927万505円。(4)減価償却費は2億3,968万880円。(5)その他営業費用はゼロ円です。

2 営業外費用は2,271万8,905円となっております。うち(1) 支払利息及び企業債取扱諸費は1,659万8,154円。(2) 雑支出は612万751円。

3 特別損失は、(1) その他特別損失で431万4,100円です。

下水道事業費用合計では4億2,123万2,179円となったところであります。

なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次の10ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

収入からご説明いたします。1 資本的収入は、1億9,071万3,640円となっております。

(1) 企業債は5,200万円。(2) 他会計出資金は1億3,839万5,000円。(3) 負担金等は31万8,640円です。

次に、支出でございます。1 資本的支出は2億2,184万8,547円となっております。うち

(1) 企業債元金償還金は2億2,147万8,547円。(2) 建設改良費は37万円となっております。

なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

4 会計に関する事項でございます。

(1) 重要契約の要旨につきましては、該当事項はございません。

(2) 企業債及び一時借入金等の概況でございます。

イ 企業債等残高につきましては、19ページをお開きください。

企業債明細書中、中ほどの未償還残高の欄に記載のとおり、合計で11億2,196万7,337円となっております。

10ページにお戻りください。

ロ 一時借入金につきましては、前年度末残高、借入残高最高額、本年度末残高、いずれもございません。

次の11ページをお開きください。

令和6年度標茶町下水道事業会計キャッシュ・フロー計算書です。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期首と期末の現金の流れを表したものでございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1) 当年度純利益から(14) 利息の支払額までの支払い合計額で1億46万3,309円です。

2 投資活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1) 有形固定資産の取得による支出から(3) 他会計からの繰入金による収入までの合計額で、マイナス5万1,360円です。

3 財務活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1) 建設改良企業債による収入から(3) 他会計からの出資による収入までの合計で、マイナス3,108万3,547円です。

資金増加額は6,932万8,402円、資金期首残高は3,279万6,482円、資金期末残高は1億212万4,884円となります。

次の12ページから14ページまでの令和6年度標茶町下水道事業会計収益費用明細書、15ページの令和6年度標茶町下水道事業会計資本的収支明細書につきましては、今まで説明した収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を細分化したものでありますので、説明を省略させていただきます。

16ページをお開きください。

固定資産明細書でございます。

有形固定資産です。土地から工具・器具及び備品までの年度当初現在高は125億7,917万8,537円で、当年度増加額は構築物で37万円の増加となっております。当年度減少額はゼロ円となり、年度末現在高は合計で125億7,954万8,537円となっております。減価償却累計額は、当年度増加額が建物で650万5,571円、構築物で1億8,497万3,030円、機械及び装置で4,819万6,936円、工具・器具及び備品で5,343円、合計で2億3,968万880円。当年度減少額はゼロ円、累計の合計は69億9,053万6,309円、年度末償却未済高は合計で55億8,901万2,228円となっております。

3ページをお開きください。

財務諸表です。令和6年度標茶町下水道事業会計損益計算書でございますが、これらは前段で説明申し上げたところの積み上げでございますので、合計額のみを報告とさせていただきます。

1 営業収益、(1) 下水道使用料から(3) その他営業収益までの合計で2億306万5,220円。

2 営業費用、(1) 管渠費から(6) その他営業費用までの合計で3億9,419万9,174円。よって、営業損失は1億9,113万3,954円となりました。

3 営業外収益、(1) 他会計補助金から(5) 雑収益までの合計で2億3,367万2,336円。

4 営業外費用、(1) 支払利息及び企業債取扱諸費と(2) 雑支出で2,271万8,905円。よって、営業外利益は2億1,095万3,431円の黒字となり、経常利益は1,981万9,477円となりました。

5 特別利益はゼロ円です。

6 特別損失、(1) その他特別損失から(3) 過年度損益修正損までの合計で431万4,100円。

したがって、当年度純利益は1,550万5,377円となり、前年度繰越利益剰余金はありませぬので、当年度未処分利益剰余金は1,550万5,377円となります。

次の4ページをお開きください。

令和6年度標茶町下水道事業会計剰余金計算書でございます。当年度末残高で申し上げます。

初めに、資本金については8億4,738万8,064円となります。

次に、剰余金です。

資本剰余金については2,324万4,518円となります。

減債積立金並びに利益積立金についてはゼロ円、未処分利益剰余金は1,550万5,377円、

利益剰余金合計は1,550万5,377円となります。

したがって、資本合計は8億8,613万7,959円となります。

次に、下段の令和6年度標茶町下水道事業会計剰余金処分計算書でございます。

資本金及び資本剰余金につきましては、処分額はございませんので、当年度末残高と処分後残高は同額となり、資本金8億4,738万8,064円、資本剰余金2,324万4,518円となっております。

未処分利益剰余金は、当年度末残高1,550万5,377円に標茶町下水道事業の設置等に関する条例第6条による減債積立金への積立てで1,550万5,377円を減額し、処分後残高（繰越利益剰余金）はゼロ円となります。

次に、5ページをお開きください。

令和6年度標茶町下水道事業会計貸借対照表でございます。

#### 資産の部

1 固定資産、（1）有形固定資産、イ土地からヘ工具・器具及び備品までの有形固定資産合計は55億8,901万2,228円。（2）無形固定資産はゼロ円ですので、固定資産合計は55億8,901万2,228円です。

2 流動資産、（1）現金・預金から（3）貸倒引当金までの合計で1億669万8,512円。

したがって、資産合計は56億9,571万740円でございます。

次の6ページをお開きください。

#### 負債の部

3 固定負債、（1）企業債から（3）修繕引当金までの固定負債合計は9億5,457万9,335円。

4 流動負債、（1）一時借入金から（7）その他流動負債までの流動負債合計は1億7,765万7,514円。

5 繰延収益、（1）長期前受金と（2）長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は36億7,733万5,932円。

したがって、負債合計は48億957万2,781円となります。

#### 資本の部

内訳につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、合計のみの説明とさせていただきます。

6 資本金につきましては8億4,738万8,064円。

7 剰余金につきましては3,874万9,895円。

したがって、資本合計は8億8,613万7,959円、負債資本合計は56億9,571万740円となります。

1ページをお開きください。

令和6年度標茶町下水道事業会計決算報告書でございます。

#### （1）収益的収入及び支出

初めに、収入でございます。

第1款下水道事業収益、予算額合計4億4,875万1,000円に対し、決算額は4億4,390万5,301円で、予算額に比べ決算額の増減は484万5,699円の減でございます。

内訳でございますが、第1項営業収益、予算額2億1,216万7,000円に対し、決算額は2億1,023万3,020円で、予算額に比べ決算額の増減は193万3,980円の減で、うち仮受消費税及び地方消費税はゼロ円です。

第2項営業外収益、予算額2億3,658万4,000円に対し、決算額は2億3,367万2,281円で、予算額に比べ決算額の増減は291万1,719円の減で、うち仮受消費税及び地方消費税はゼロ円です。

第3項特別利益、予算額、決算額ともにゼロ円となります。

次に、支出でございます。

第1款下水道事業費用、予算額合計4億4,871万4,000円に対し、決算額は4億2,839万1,890円、不用額は2,032万2,110円、執行率は95.5%となっております。

内訳でございますが、第1項営業費用、予算額4億1,946万円に対し、決算額は4億591万4,536円で、不用額は1,354万5,464円、うち仮払消費税及び地方消費税は1,171万5,362円、執行率は96.8%となっております。

第2項営業外費用、予算額2,397万9,000円に対し、決算額は1,816万3,254円で、不用額は581万5,746円、うち仮払消費税及び地方消費税はゼロ円、執行率は75.7%となっております。

第3項特別損失、予算額477万5,000円に対し、決算額は431万4,100円、不用額は46万900円、執行率は90.3%となっております。

第4項予備費、予算額50万円に対し、決算額はゼロ円、不用額50万円で、執行率はゼロ%となっております。

次の2ページをお開きください。

## (2) 資本的収入及び支出

初めに、収入でございます。

第1款資本的収入、予算額合計1億9,071万4,000円に対し、決算額は1億9,071万3,640円、予算額に比べ決算額の増減は360円の減でございます。

内訳でございますが、第1項企業債、予算額5,200万円で、決算額も同額、予算額に比べ決算額の増減はゼロ円です。

第3項他会計出資金、予算額1億3,839万5,000円に対し、決算額も同額で、予算額に比べ決算額の増減はゼロ円です。

第5項負担金等、予算額31万9,000円に対し、決算額は31万8,640円、予算額に比べ決算額の増減は360円の減です。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、予算額合計2億2,188万7,000円に対し、決算額は2億2,188万5,547円、不用額は1,453円、執行率はおおむね100%です。

内訳ですが、第1項企業債元金償還金、予算額2億2,148万円に対し、決算額は2億

2,147万8,547円、不用額は1,453円、執行率はおおむね100%でございます。

第2項建設改良費、予算額は40万7,000円に対し、決算額は同額で、不用額はゼロ円、うち仮払消費税及び地方消費税は3万7,000円、執行率は100%となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,117万1,907円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,034円、引継金2,655万5,770円及び当年度分損益勘定留保資金450万8,103円を補填し、決算を終えたところでございます。

以上で認定第7号、令和6年度標茶町下水道事業会計決算報告書の説明を終わります。  
○委員長（本多耕平君） 続いて、監査委員の方から決算審査意見書の補足説明がありましたら許します。

代表監査委員・佐々木君。

○代表監査委員（佐々木幹彦君）（登壇） それでは、令和6年度決算審査の意見書について、かいつまんで説明をさせていただきます。

## 第1 審査の概要

1. 審査の対象は、（1）令和6年度標茶町一般会計歳入歳出決算、（2）令和6年度標茶町特別会計国民健康保険事業事業勘定特別会計から後期高齢者医療特別会計までの4特別会計歳入歳出決算であります。（3）附属書類は、記載のとおりでございます。

2. 審査の期間は、令和7年7月24日から令和7年7月29日まででございます。

3. 審査の手續、この決算審査に当たりましては、町長から送付を受けた各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況について、関係法令等に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手續を実施しました。

## 第2 審査の結果

町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、基金の運用状況は、全て法令等に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認めてございます。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、総体として適正に行われているものと認めます。

### 1. 決算の概要

#### （1）決算の規模

一般会計及び特別会計の決算額は、次表に示されているように、歳入総計は153億5,406万3,610円、歳出総計は145億5,860万7,798円となっております。

#### （2）決算収支

総計決算における歳入歳出差引き残額は7億9,545万5,812円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源は1億2,924万1,000円で、実質収支の額は6億6,621万4,812円の黒字となっております。これから前年度実質収支額を控除した単年度収支の額についても4億9,082万3,677円の黒字となっております。

### (3) 予算の執行状況

歳入決算総額153億5,406万3,610円は、予算総額150億98万2,000円に対し、3億5,308万1,610円の収入超過で、収入率は102.4%。また、調定額157億125万9,696円から歳入決算額153億5,406万3,610円と不納欠損額345万5,447円を差し引いた収入未済額3億4,374万639円は、前年度に比べて1,760万6,165円減少しています。なお、不納欠損額345万5,447円は、前年度に比べ244万3,625円の増加となっています。歳出決算総額145億5,860万7,798円は、予算総額に対し97.1%の執行率になっています。翌年度繰越額は1億3,373万1,600円、不用額は3億864万2,602円となっています。

### (4) 町債の状況

町債の状況は次表のとおりで、一般会計の町債発行額は7億4,115万8,000円、特別会計はゼロ円、償還額は12億5,367万4,379円で、当年度末残高は合計135億4,134万5,365円となり、前年度に比べ5億1,251万6,379円の減少となっています。

なお、5ページから14ページにつきましては、一般会計の財政の構造、予算の執行状況等について記述していますが、省略をさせていただきます、15ページの結びのところで説明をさせていただきます。

結びの1行目の後ろのところからでございますが、一般会計歳入歳出決算の状況は、歳入126億9,192万8,290円、歳出119億8,202万8,656円で、前年度に比し歳入は101.0%、歳出は96.8%となり、歳入歳出差引き額は7億989万9,634円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は1億2,924万1,000円で、実質収支の額は5億8,065万8,634円の黒字、単年度収支については4億8,095万547円の黒字となっています。

一般会計の財政構造を見ると、歳入は主軸となる町税は前年対比103.6%の11億8,145万7,888円となり、地方交付税は前年対比101.9%の50億5,599万1,000円となっています。さらに不足する財源は地方債の借入れや基金の取り崩し等によって賄われ、その構成割合は自主財源が39.2%、依存財源が60.8%となっています。

一方、歳出の執行率は98.3%で、その構成割合を見ますと義務的経費は33.2%、経常経費は34.7%で、ともに前年度より増加しています。投資的経費は16.6%で、前年度より減少しています。

次に、主要な財務比率で見ますと、財政力指数は0.227%で前年度より0.003ポイント改善。経常収支比率は93.9%で2.1ポイント悪化しており、通常75%程度に収まるのが妥当とされていることから、依然として地方財政は厳しい状況にあります。公債費比率は8.9%で1.1ポイント悪化しておりますが、通常15%とされている警戒ラインをクリアしています。実質公債費比率は10.1%で0.9ポイント悪化しておりますが、地方債許可団体移行となる18%をクリアしております。

基金積立金については、財政調整基金など16の基金全体で15億633万2,812円減少し、本年度末残高は20億6,199万2,670円となっています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により公表が義務づけられた実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標は、いずれも早期健全化基準

以下です。

また、企業会計の資金不足比率も経営健全化基準以下ですが、地方を取り巻く財政環境は、基幹産業である酪農・畜産情勢は一部で経営改善が見られるものの依然として厳しい状況が続いており、進行し続ける少子高齢化や過疎化など、町民生活の安全・安心の向上や地域経済の活性化に向けた財政需要等に、将来的な展望を含め適切に応えなければならぬと考えます。

また、自主財源の中でも大きな割合を占める町税や、町民が直接受益を得ている税外収入に多額の収入未済額があり、令和6年度の収入未済額は、町民税においては個人と法人で778万5,544円で129万6,511円減少したものの、固定資産税の収入未済額は5,347万683円となっています。

税外収入未済額は2億6,375万5,231円で、依然として農業費分担金、児童福祉費負担金、農業用水道使用料、住宅使用料、アイヌ住宅改良資金貸付金元利収入などは多額となっていることから、さらなる徴収対策が望まれます。

人件費増や諸物価高騰等で財政運営が厳しさを増す中で、引き続き徹底した諸経費の節減と事業の重要度・緊急度の優先順位を見極めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるべく、行政の簡素化・効率化による行財政運営によって、今後も健全財政が維持されることを期待します。

次に、16ページ、3. 特別会計、(1) 国民健康保険事業事業勘定特別会計であります。17ページ下段の結びの欄で簡単に申し上げます。

被用者保険の適用拡大や後期高齢者医療への移行などにより、年度末の世帯数は1,124世帯、被保険者数は2,014人となっています。本年度の歳入歳出決算の状況を見ると、歳入10億7,532万4,225円、歳出10億7,162万2,515円で、前年度に比べ歳入は0.6%減、歳出は0.8%減となり、歳入歳出差引き額は370万1,710円の黒字となっています。歳入では、基本財源の国民健康保険税が、収納対策の効果により令和6年度の収納率は95.1%で、収入未済額は1,349万2,458円となっています。また、一般会計からの繰入金は、前年度に比べ445万3,644円減の1億2,568万3,830円となっています。歳出では、保険給付費が6億4,700万6,833円で、前年度より225万476円減少しています。

当会計の安定運営には保険税収入の確保が重要な課題であり、総体として依然厳しい収納環境ですが、負担の公平性の観点からも引き続き収納向上対策に努められるとともに、医療費負担抑制につながる健康づくりの住民啓発や、各地域や関係団体と連携協力した効果的な事業の推進とあわせて財政の健全運営の確保に努めることを期待します。

次に、(2) 介護保険事業特別会計の保険事業勘定と(3)の介護サービス事業勘定をあわせて18ページ下段の結びの欄で説明いたします。

保険事業勘定の本年度の歳入歳出決算の状況を見ると、歳入8億7,759万3,326円、歳出は7億9,661万7,377円で、前年度に比べ歳入は1.3%減、歳出は2.4%減となり、歳入歳出差引き額は8,097万5,949円の黒字となっています。歳入では、基本財源の保険料収入が1億5,941万9,300円、収入未済額は380万4,810円で前年度比3.0%の増となっています。当

会計の持続的かつ安定的な運営を図るため、保険料の収納対策を図る必要があります。また、繰入金は1億4,764万1,400円で、前年度より694万3,800円減少しています。歳出では、保険給付費が6億2,893万382円で前年度より4,706万9,637円減少していますが、高齢化が進む中、今後も増加することが想定されます。

介護サービス事業勘定については、本年度の歳入歳出決算の状況を見ると、歳入5億7,249万8,496円、歳出5億7,236万3,287円で、前年度に比べ歳入歳出ともに6%増となり、歳入歳出差引き額は13万5,209円の黒字となっています。歳入では、基本財源のサービス収入が2億6,243万1,045円で前年度より1,457万33円減少し、繰入金が3億970万4,000円で前年度より4,716万円増加し、歳出では、サービス事業費が5億7,236万3,287円で前年度より3,250万3,080円の増加となっています。

少子高齢化が進む中、要介護認定者は今後さらに増加が想定されますが、地域に密着した介護サービスを提供し、高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを進めることを期待します。

次に、(4)後期高齢者医療特別会計であります。

19ページの結びのところで簡単に申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況を見ると、歳入1億3,671万9,273円、歳出1億3,597万5,963円で、前年度に比べ歳入歳出ともに4.4%の増となり、歳入歳出差引き額は74万3,310円の黒字となっています。歳入では、基本財源の保険料について、収入未済額が前年度より14万9,500円増加しており、引き続き収納対策の強化が望まれます。一般会計繰入金3,592万4,725円は、前年度より25万5,921円減少しています。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が1億3,566万1,825円で、支出済額のほとんどを占めています。

当会計は、少子高齢化や医療費の増加などにより今後さらに町の負担が増えることが予想されることから、健全な財政運営の確保に努めることを期待します。

#### 4. 財産に関する調書

財産の当年度における異動及び当年度末現在の状況は、次の表のとおりでございます。表につきましては、説明を省略いたします。なお、有価証券は、根室中標津空港ビルなど2社で110万円、出資による権利はTACS（タックス）しべちゃなど11団体で4,418万3,500円となっています。

次に、21ページ、令和6年度標茶町基金の運用状況審査意見であります。

1から3までは省略させていただき、4の審査の結果であります。審査に付された令和6年度の基金の運用状況を示す書類の計数は、関係諸帳簿と照合した結果、誤りのないものと認められ、基金運用状況は妥当であると認めます。

ちなみに、令和6年度末の現在高は、前年度より15億633万2,812円減少し、20億6,199万2,670円となっています。表につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、22ページ、令和6年度標茶町財政健全化審査意見であります。

1から3までは省略をさせていただきます。4審査の結果及び意見であります。審査に付された下記健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記

載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しましたが、いずれも適正に作成されているものと認めました。

実質公債費比率は10.1%となり、前年より0.9ポイント悪化、将来負担比率は74.9%となり、前年より18.5ポイント悪化しております。

次に、別冊の標茶町公営企業会計審査意見に移らせていただきます。

公営企業会計につきましては、全て結びの欄で説明させていただきます。

病院事業の7ページでございます。結びの5行目から説明いたします。

当年度の業務量は、入院延べ患者数8,364人、外来延べ患者数2万3,657人で、前年度と比較すると入院は849人の増加、外来は655人の減少です。これらに従事する職員は、令和7年3月31日現在97人で運営しております。

経営成績は、総収益13億4,529万8,200円、総費用12億7,033万9,133円で、差引き純利益7,495万9,067円が計上されました。

医業収支では、医業収益が6億9,336万958円、医業費用が12億2,829万6,954円、差引き5億3,493万5,996円費用が上回っていますが、不足額については、一般会計からの補助金と負担金6億3,990万7,000円を主なものとする医業外収益により補填されています。

また、医業費用は前年度比111.8%で、人件費の増加が主な要因でございます。

医業収支は、患者数、入院基本料等の変動がより大きく影響を及ぼすことから、医師、看護師、病院職員が一丸となって医業収支の確保、さらには病院経営の安定に引き続き努力されることを期待します。

資本的収支については、省略をさせていただきます。

自治体病院を取り巻く医療環境は、医師及び看護師等の医療従事者の確保の問題や住民の減少に伴う患者数の減少等により非常に厳しい状況にありますが、町民の生命と健康を守り、安心・安全な日常を支えていくため、病院関係者をはじめ行政や町民が一体となって安心して受診できる病院づくりに取り組み、町民の期待に応えることができるよう、一層の経営努力を望みます。

続きまして、水道事業会計であります。

これにつきましても、水道事業の7ページでございます。

結びの3行目から説明いたします。

標茶町水道事業は、経営成績や財政状態を的確に把握し、合理的かつ効率的な事業運営を行っていくため、令和6年度から簡易水道事業に地方公営企業法を全部適用した上で、既存の上水道事業と会計統合しました。移行後、初年度の決算となる令和6年度水道事業の概要は、生活用水その他の浄水を町民に提供するため、給水戸数3,136戸で前年より971戸増加し、年間有収水量115万6,592立方メートル、年間配水量151万8,335立方メートルで運営されております。

経営成績は、総収益3億9,139万9,816円、総費用は3億6,330万9,266円の決算額で、差引き2,809万550円の純利益を生じ、減債積立金として処分されています。

財務状況は、資産合計43億4,453万1,396円で、前年度と比較して35億2,153万円の増加

となっています。

資本的収支につきましては、省略をさせていただきます。

水道料金の未収金につきましては、現年度分、滞納繰越分それぞれについて収納対策の効果が見られ、当年度528万2,392円となっています。今後も滞納者に対しては、積極的かつ実効性のある対応に努めてください。

また、有収率が76.2%であり、引き続き不明漏水の解決に向けての努力を望みます。

以下は、省略をさせていただきます。

最後に、下水道事業会計でございます。

これにつきましても、7ページをご覧ください。

結びの3行目から説明いたします。

標茶町下水道事業は、経営成績や財政状態を的確に把握し、合理的かつ効率的な事業運営を行っていくため、令和6年度から地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計に移行しました。移行後、初年度の決算となる令和6年度下水道事業の概要は、水洗化戸数2,438戸で前年度より11戸減少し、年間処理水量は57万7,698立方メートル、年間有収水量は43万3,182立方メートルとなっています。

本事業会計に属する専任職員は、令和7年3月31日現在5名でございます。

経営成績は、総収益4億3,673万7,556円、総費用は4億2,123万2,179円の決算額で、差引き1,550万5,377円の純利益を生じ、減債積立金として処分されています。

財務状況は、資産合計56億9,571万740円となっています。

次の資本的収支は、省略をさせていただきます。

下水道使用料の未収金につきましては、当年度は455万9,228円となっています。今後も滞納者に対しては積極的かつ実効性のある対応に努めてください。

また、有収率が75.0%となっており、引き続き不明水の解決に向けての努力を望みます。

下水道事業経営は、整備や維持管理に多額の費用を要する先行投資型の事業であり、企業債の借入れ並びに償還も多いことから、経営基盤の強化や財政マネジメント等に計画的に取り組んでいただきたい。また、下水道施設は、施設・設備の老朽化や災害により業務の停滞を招くことなく、安定的なサービスの確保が求められます。こうした状況を踏まえ、安定的な使用料収入の確保や汚水処理費の削減等を図るとともに、老朽化する施設の計画的な更新や自然災害への備え等の取り組みを進め、住民への安全・安心な下水道サービスを提供できるよう、さらなる健全経営に努められるよう望みます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（本多耕平君） これより認定7案の質疑を行います。

質疑は、内容質疑と総括質疑に分けて行います。

内容質疑は、認定第1号から認定第4号までは決算書、歳入歳出決算事項別明細書について、それぞれ歳入歳出に分け、認定第1号の歳出は各款ごとに行います。その後、実質収支に関する調書の質疑を行い、認定第5号から認定第7号については決算附属書類、財務諸表、決算報告書の順に行います。次に主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告

書について、次に財産に関する調書及び基金の運用状況について、次に一般会計継続費精算報告書について、次に健全化判断比率及び資金不足比率報告書について順次質疑を行います。

それでは、決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書について内容質疑を行います。

初めに、認定第1号、一般会計決算、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 25ページです。総務費の中の一般管理費の中の報償費、予備費が50万円充当されていますが、このことに関しての説明をお願いします。

○委員長(本多耕平君) 総務課長・長野君。

○総務課長(長野大介君) お答えしたいと思います。

予備費50万円の内訳でございますけれども、1月25日に逝去されました名誉町民、名誉町民条例第4条に基づく支出でございます。弔慰金として50万円支出しております。

以上です。

○委員長(本多耕平君) 類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 補正をしなかった理由というのは。

○委員長(本多耕平君) 長野君。

○総務課長(長野大介君) こちらのほうは、1月25日に逝去されてということで、補正をする時間がなかったというようなことで予備費を使用しております。

○委員長(本多耕平君) ほかにございませんか。

(「マイクに近づけてしゃべらないと」の声あり)

(「すみません」の声あり)

○委員長(本多耕平君) 説明員の方、マイクに近づけてお願いいたします。

総務費について、ほかございませんか。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 27ページ、財産管理費の21節補償・補填及び賠償金、70万1,306円予備費充用されていますが、これについて説明してください。

○委員長(本多耕平君) 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長(齊藤正行君) 大変失礼いたしました。予備費充当3件ございまして、まず1件がマンホールによる財物損壊事故に対する補償金で41万6,042円執行しております。2つ目が、6万8,964円ですけれども、グレーチング損傷をした部分の財物損壊事故に係る補償が1件でございます。それから、最後ですけれども、21万6,300円は、支障木

伐採の際、ケーブルを損傷した部分の財物損壊事故に関する補償の補填に充てております。合計で70万1,306円でございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 先ほども別件でお聞きしたのですが、補正処理をしなかった理由というのは。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 事故にかかわって、予測不能な事故に対して補償を速やかに行うということで、補正の予算のいともまがございませんでしたので、予備費で充当させていただいたということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、5款労働費について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。進行が速ければ速いと言ってください。なければどんどん進めてまいりますので。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 64ページです。教育総務費の事務局費の負担金補助及び交付金に

ついてです。高校の教育振興会に助成をしていると思うのですが、この決算状況について把握していますか。

○委員長（本多耕平君） 教育委員会管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷 学君） お答えします。

事業完了後、実績報告書に決算書を添付して提出していただいておりますので、状況については確認しております。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 令和6年度について、それでは最終的な決算の数値を教えてください。

○委員長（本多耕平君） 管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷 学君） 令和6年度決算額ですが、歳出の部分で1,228万4,803円です。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） それに対する報告の数値は。

○委員長（本多耕平君） 管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷 学君） 失礼しました。助成額が1,170万5,000円です。それに対する支出決算額が1,228万4,803円です。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 一応確認ですが、助成額が1,170万円で、決算額が1,228万4,000円ということですから、繰越しがあって、そこからもということ間違いはないですか。

○委員長（本多耕平君） 管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷 学君） 振興会の運営につきましては、保護者会費というものも含まれております。歳入の部分です。そういうところと、あとは繰越金があるというところでの決算になっております。

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、12款公債費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、14款職員費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、15款予備費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) 6ページの12款分担金及び負担金のところの1目農林水産業費分担金のこの不納欠損の272万円何がしの説明と、もう一ついいですか。

今度は19ページ、前も何度か質問しましたが、アイヌ住宅改良のことですが、これも以前の説明で様々な法律的な縛りがあってどうにもできない部分があるのだというような説明を受けましたが、そのとき私は、全国の自治体を見ますと、これについて幾つか手だてを講じているところがあることを紹介してきたのですが、これについては何か町として考えていることがありますか。3,000万円の収入未済額に対して22万5,000円、毎年このぐらいの割合で予算を組んでいる。これについての解決策として、町としてできることがあればやるべきではないかということを行ったことがあるのですが、何か考えましたか。この2点。

○委員長(本多耕平君) 農林課長・村山君。

○農林課長(村山 尚君) お答えいたします。

この6ページの農業費分担金不納欠損額の272万2,729円の中身につきましては、こちら、受益者1名の滞納分になります。当該受益者の債権につきましては、税外諸収入金収納対策委員会の指示により当課が行っていた債権管理に係る調査において、平成31年3月までに全ての債権について消滅時効の期間が経過し時効が成立していることが確認できたため、その旨を受益者の家族にお話をして、年度末に不納欠損処理を行ったものでございます。

○委員長(本多耕平君) 深見君。

○委員(深見 迪君) この借金は期限が来たということなのですが、その内容はどのような内容。

○委員長(本多耕平君) 農林課長・村山君。

○農林課長(村山 尚君) 内容につきましては、消滅時効の期間が経過してしまった要因ですね。時効の期間の認識が年月日ではなく、年度であると法人の担当が誤認していたものと思われます。例えばなのですけれども、債務確認を今日行ったとします。この場合、5年後の令和12年の10月1日が時効の成立日となるのですけれども、この確認を5年後の年度内に行えば有効であると誤認し、令和12年度中の令和13年、年明けの3月20日に債務確認をしたというような内容でございます。誤認でございます。

○委員長(本多耕平君) 深見君。

○委員(深見 迪君) 私、聞いているのは仕組みの内容ではなくて、272万2,729円の借

金ですよ、これの内容。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

こちらにつきましては、国営農地開発事業の分担金になります。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） アイヌ住宅改良資金貸付金元利収入の部分でお答えいたします。

○委員長（本多耕平君） 全然聞こえませんが、もっと大きな声で。

○保健福祉課長（浅野隆生君） アイヌ住宅改良資金貸付金元利収入の部分でお答えをいたしたいと思います。

担当といたしましては、一応滞納されている方には納入のお願い等を引き続き行っているところでございます。今後の部分についてのお話がありましたけれども、庁内の税外諸収入金収納対策委員会のほうで今後の部分を検討させていただいているような状況でございますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。今、保健福祉課長から税外諸収入金収納対策委員会の話がありましたので、その関係、現状についてお知らせをしたいと思います。

以前から税外諸収入金の滞納繰越分の扱いについて、この委員会で調査検討をしているというお話をさせてもらっております。随分時間がかかってしまっていて、大変申し訳ないところもあるのですが、今回、農業費分担金の件で、ケース・バイ・ケースでかなり込み入った調査をしなければ明確な処置ができないということがわかってきたものですから、改めて調査をするということを、今、やっているところであります。債権管理の在り方が適切であるかどうかについては、以前にも各担当に周知をして報告を受けているところなのですが、その報告の内容がしっかりしたものかどうか、ちゃんと根拠を持って進められる内容かどうかというところを改めて、今、集約あるいは改めての調査というところを指示して、これから集約をしているところであります。

結果が出ましたら、速やかに議会のほうにも報告をしながら、今後の対応について協議をさせてもらいたいと思っておりますけれども、農業費分担金については公債権ということで、時効が成立してしまったものについては有無もなく債権放棄しなければいけませんけれども、私債権についてはこれまでお話ししているとおり、現状では議決をとって債権放棄をしなければいけない。また、別な方法としては、これまでも話しましたが、債権管理条例をつくって措置をしていくということがあるのですけれども、それらについて今後また改めてご相談をさせてもらいたいと思っておりますので、よろしく願います。

○委員長（本多耕平君） 深見君、いいですか。

○委員（深見 迪君） はい。

○委員長（本多耕平君） ほかにございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 2ページです。昨年も総括で質問したのですけれども、1款の町税、いわゆる不納欠損として54万9,739円と内訳が下にずっと書いてありますけれども、こういうことで不納欠損として処理をいたした。また、なおかつまだ収入未済額としてかなりの金額が残ってはいるのですけれども、事務報告書の中にはいろんな収納対策は取ってきているということで催告状発付366件、差押えの予告の発付が37件と、きちっと収納対策は取っていると私は理解はしているのです。実際、差押えもされたと。税還付金21件、給与8件、預貯金39件、生命保険も4件も差押えをしていると。その他5件ということで、それが実際に実施されたということで理解していいですか。

○委員長（本多耕平君） 町民課長・三船君。

○町民課長（三船英之君） お答えをいたします。

不納欠損の部分なのですが、ほとんどが預金調査等を行っていた中で、財産調査を行っても滞納処分をする財産がないという場合についてですとか、あと外国人の帰国によりまして徴収ができなくなったものとなつてございますので、ご理解をいただきたいと思っておりますが、収納対策につきましては、今、委員おっしゃられたとおり、滞納処分については厳しくといいますか、法律にのっとってやっているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） もう一回。これは何ページかな、いわゆる住宅使用料ですね。これは現年で発生したのかな。125万882円。収入未済額かな。これもやはり徴収はまた別なところで、対策委員会のところで行っているのですよね。これもやはりどうしても発生してしまう。何かありますか。多分、町営、公住に入っている方の住宅だと思うのですけれども、やはり発生してしまうということなのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君） お答えします。

住宅使用料につきまして、委員おっしゃいましたとおり、125万882円というのは現年で発生したものでございます。原因と申しましても、個々にやはり入居者さん、皆さんの事情がございますので、はっきりこれといったものは申し上げることは難しいのですけれども、基本的には生活に困窮をしているといった事情がほとんど占めているといったところでございます。

また、収納対策につきましては、当然、法律に基づいた収納対策はしておりまして、督促、催告をしているところではございます。

○委員長（本多耕平君） ほかにございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 6ページの農林水産業費分担金に関して、ほかの委員の方からも質問がありましたけれども、この不納欠損が生じたこと自体は担当というか、町のほうのミスによって不納欠損となったわけですね。そうではない、現状においてまだ払い切れて

いない方なのか、これから払っていく方、それから、今、負担金を払い続けている方にとっては、不公平が生じたと思うのですけれども、そういったことに関して該当する人は、当該納入者は別として、そうではない方に何かしらそういった事情を説明したということはあるですか。していますか。そういうことが生じていて、不公平が生じてしまっているということに関して、何かしらの説明をされたかどうかというのが1点と、もう1点は16ページの建物売払収入104万7,848円、この内容について教えてください。

以上2点です。

○委員長（本多耕平君） 休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時08分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 16ページの建物売払収入の104万7,848円の内訳についてご説明申し上げます。

処分したのは塘路の旧教員住宅、私どもで一般住宅と呼んでいますけれども、そのちょうど場所につきましては、ひしのみ保育園の上側といたしましょうか、あそこを現状のまま売り払ったということでございまして、1棟が52万3,924円を同じ金額で2棟売って、合計が104万7,848円の収入となったところでございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 私のほうからは、農業費分担金の不納欠損処理のことについてご説明させていただきます。

先ほど、こうした事態が起きたことをしっかり滞納金を履行してくれている受益者に説明する機会というのはこれまでにあったかというご質問だったかと思いますが、そういった機会は設けておりません。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、農林課長から今回の件に関して説明の機会がなかったという答弁だったのですけれども、先ほど深見委員にお答えしたとおり、今、農業費分担金に限らずほかの税外諸収入に関しても債権管理の在り方を再チェックしておりまして、それらがとりまとまり次第、今後の対応方策も含めて議会のほうにもご相談申し上げようと思っております。状況としては、ちゃんとした説明等が必要であると認識しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（本多耕平君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 続いて、実質収支に関する調書について質疑を許します。  
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第1号を終わります。

次に、認定第2号、国民健康保険事業勘定特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。歳出一括して行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第2号を終わります。

次に、認定第3号、介護保険事業特別会計決算、保険事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、保険事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、介護サービス事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、介護サービス事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第3号を終わります。

次に、認定第4号、後期高齢者医療特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で認定第4号を終わります。  
以上で認定第1号から認定第4号までの決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書の内容質疑を終わります。

次に、認定第5号、標茶町病院事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、財務諸表について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、決算報告書について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で認定第5号を終わります。  
続いて、認定第6号、標茶町水道事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、財務諸表について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、決算報告書について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で認定第6号を終わります。  
続いて、認定第7号、標茶町下水道事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、財務諸表について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、決算報告書について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で認定第7号を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

松下君。

○委員(松下哲也君) 4ページにも書いてありますし、下から2行目、標茶町マイホーム応援事業実施で。すみません。まず、2ページの前段の説明では書いてあるのですけれども、マイホーム応援事業補助金で220万1,000円、これに対しての申請の戸数は幾らくらいありましたか。

○委員長(本多耕平君) 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長(菊地 誠君) お答えします。

マイホーム応援事業の220万1,000円の申請の内訳でございますが、新築1件、30万円助成、それからリフォームが14件で190万1,000円、全件合わせて15件の申請を受け、助成をいたしたところでございます。

○委員長(本多耕平君) 松下君。

○委員(松下哲也君) 限度額というのは、今、おっしゃった新築の場合は30万円、リフォームは幾らかということと、あと、町内事業者を用いた新築リフォームということですが、これには何件の事業者を登録されているのかお聞きしたいと思います。

○委員長(本多耕平君) 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長(菊地 誠君) お答えします。

リフォームの助成限度額ですが、代金、リフォームにかかわる費用の10%、ただし20万円を上限ということにしております。

続いて、町内の事業者何件を登録しているかという話だったのですが、こちら、特にマイホーム応援事業に関しまして登録等はございませんで、町内に存する建設業許可を有した事業者であれば対象になるということでございます。

○委員長(本多耕平君) 松下君。

○委員(松下哲也君) 町内で建設のあれをやっていれば事業者は対象になるということなのですけれども、それは町への登録事業者というふうに理解していいのですか。これ以上やると、また総括みたいになってしまうのですけれども。何件の。

○委員長(本多耕平君) 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長(菊地 誠君) 登録事業者ということではございません。町内で建設業許可を持っている業者であれば、町に登録の有無関係なく助成対象とはなります。

○委員長(本多耕平君) ほかにございませんか。

渡邊君。

○委員(渡邊定之君) 町内共通お買い物券のことについてお聞きしますけれども、期限内に利用することができなかった人がどのぐらいいるかとかというのはわかりますか。

○委員長（本多耕平君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君） お答えします。

期限内にもらえなかったとかというような数字というのは押さえてございません。

（「僕、お買い物券の質問した」の声あり）

○建設水道課長（菊地 誠君） すみません、失礼しました。

（何事か言う声あり）

（「プレミアムではなくて、重点交付金のほうということで」の声あり）

（「すみません。ページ数で言えば3ページの町内共通お買い物券を配布するという、上から4行目」の声あり）

（何事か言う声あり）

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

共通買い物券の配布の関係ですけれども、まず配布数が、実際に配布させていただいた数字が4,066万8,000円分でございます。使われた金額が3,977万3,500円で、実際の使用率が97.8%、使われなかった金額が34万8,000円ということになっております。

○委員長（本多耕平君） ほかにございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 2点あります。

14ページ、地域振興事業の中の移住促進事業、この中の道東ホースタウンプロジェクトの取組PRに負担しているのですけれども、道東ホースタウンプロジェクトに幾ら負担して、決算状況はどうなっているか。

それと、27ページ、農業経営の振興の中の16番、広域連携ブランド化推進事業の中で「牛のゲップ削減によるメタン排出抑制の効果検証を進めた」とあるのですけれども、これ、令和5年度で終わっていたわけではないのですか。令和6年度もこのことについて取り組んだということですか。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） 移住促進事業における「馬と共に暮らせる町…標茶」の事業の内容ですけれども、まず、委託業務が主になりますけれども、引退乗用馬の預かり基盤整備事業ということで90万2,000円、それから「馬と共に暮らせる町…標茶」推進事業業務として853万500円、それから町有馬の管理業務として71万2,800円、地域おこし協力隊の業務サポート事業として114万6,200円、それから道東ホースタウンポータルサイトの運営管理業務として39万6,000円ということで、合計が1,168万7,500円というふうになっております。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 広域連携ブランド化推進事業における牛のゲップの削減によるメタン排出抑制の効果検証を実際に行ったのかというお尋ねだとは思いますが、こちら、令和5年度までにやっていた実際に牛のゲップの中にメタンがどのぐらい含まれてい

るかという検証等は、令和6年度については行っていません。それまでにホンダワラを給餌したときのメタン抑制効果について検証したのですけれども、令和6年度につきましては、釧路町沿岸にはそれ以外の雑海藻もありますので、それ以外の雑海藻について効果検証をする予定だったのですけれども、実際は行っておりませんので、ここの記載は誤っておりますので、訂正させていただきます。

（「以上です」の声あり）

○委員長（本多耕平君） いいですか。

○委員（類瀬光信君） はい。

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） これ、一括しなくて、一問一答でいいですか。

○委員長（本多耕平君） どうぞ。

○委員（深見 迪君） 一問一答で。

○委員長（本多耕平君） はい。

○委員（深見 迪君） 6ページ、下段のほうにフレイル予防のことが書いてあります。非常に重要な内容なのだと思うのですが、大ざっぱでいいですけれども、誰がどの程度の範囲でこれを行っているのか伺います。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

フレイル予防や認知症予防という部分でのお尋ねというふうに思いますけれども、一般介護予防事業といたしまして、アクティブシニア教室というものをしております。令和6年度につきましては、虹別地区の介護保険のサービス利用者を除いた60歳から94歳になる方を対象といたしまして6回ほど実施をしております。スタッフといたしましては、町立病院理学療法士、トレーニングセンター指導係、地域包括支援センター保健師、健康推進係保健師、管理栄養士、歯科衛生士等で実施をしております。参加人数につきましては、実質人数で25名、延べ人数で114名の方の参加をいただいているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） このフレイル予防に準じてといたしますか、民間でも幾つかのグループやサークルでやっているところがたくさんあるのです。ご承知、そういうのは把握しているでしょうかね。ある程度把握しているとかしていないとか程度でよろしいので。

○委員長（本多耕平君） イエスカノーで。

○委員（深見 迪君） 細かい人数とかは要らないですから。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたします。

各地域で独自で健康づくり運動指導員さん等を講師にして健康づくりの教室を開催している地域があることは承知をしております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 総括になってしまうからやめますけれども、地域だけでなく、いろんところで自主的にやっているのです。ぜひ、そういうのを把握しておいて、ここに記述していただければいいかなと思います。

2つ目の質問になります。16ページの除雪援助、かなり運営が厳しくなっているのではないのかなと、私、思うのですが、すぐわかれば人数や回数とか利用者とか、わからなければ、運営は大変であるとかになりつつあるとかというような実態を知らせていただきたいのですけれども。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

福祉除雪の部分でございますが、令和6年度の実績では、合計167戸の方の除雪を行っております。うち、道路除雪にあわせて除雪を行います直営の部分で101戸、そのほか66戸につきましては、町内の2つの事業者様、それから地域での個人の方への委託というような形で対応させていただいているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） すみません。元に戻りまして、最後の質疑ですが、8ページ、教育関係です。

1つは、主要な施策の成果で、以前、副町長とちょっと議論したことがあるのですが、形式がこういうふうになっているから、こういう記述の仕方になるのかもしれませんが、ここでは「不登校・いじめ防止にかかわる」という一くくりにして記述されているのですね。私は、不登校についての記述が不登校という言葉で記述がありますが、いじめについては具体的な取り組みがある程度書かれているのですけれども、議会にも年2回報告もありますが、不登校については具体的な取り組みの記述がないのは、どうして記述されなかったのかなということが1つ。

それから、教員の資質及び指導力向上について、教職員の多忙化の解消に向けた取り組みの記述がありますが、この取り組みの見べき成果というのは実感として感じられているのかどうか、具体的な内容はいいですけれども、この2点。

○委員長（本多耕平君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） お答えいたします。

町としての具体的な施策ということで明記はしていないのですけれども、不登校の児童生徒支援に関しては、各学校でいじめも含めた未然防止の取り組み、そういったものに取り組んでおりますし、その部分においては、早期発見、早期対応、そういったところで学校の先生方の研修、そして文科省や道教委からの通知、そういったもので周知を図っている。あわせて、保護者への支援、そして教育委員会といたしましては、私、相談支援という形でお電話いただいて、そして保護者支援をしているというところでございます。次回、この施策について具体的に不登校対策についても明記したいと、このように考えております。

○委員長（本多耕平君） 管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷 学君） 教職員の多忙化解消に向けた取り組みということでございますが、北海道アクション・プラン、それから標茶町働き方改革行動計画に基づきまして、学校業務の削減、それから改善、出退勤システムによる在校時間の把握と指導、その他定時退勤日と学校閉庁日の設定、部活動休養日の実施、学校徴収金事務の負担軽減、留守番電話の活用等、いろいろと進めているところです。進捗状況の1つの目安としまして時間外在校時間の状況から、本町の働き方改革、着実に進んでいると認識しているところでございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） いいですか。

○委員（深見 迪君） はい。

○委員長（本多耕平君） ほかにございませんか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君） では、16ページの8番、家族介護用品の支給をされておりますけれども、これの対象件数。

それと、その次の高齢者住宅改修の助成についての、この件数とかもわかりましたらお願いいたします。何件の方が利用されているか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

家族介護用品支給の対象の人数というふうに思いますけれども、令和6年度につきましては、18名の方が対象となっております。

それからもう1点、高齢者等住宅改修費の助成の部分でございますが、令和6年度、2件が助成の対象となっております。

○委員長（本多耕平君） ほかにございませんか。

齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） 都市計画のほうなのですけれども、4ページに「都市公園につきましては」ということで長寿命化、いろいろ補修をやっているということなのですけれども、その件に関して都市計画委員会は何回開催されているかを聞きたいのですけれども。

○委員長（本多耕平君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君） お答えします。

令和6年度につきましては、都市計画審議会につきましては、開催をしておりません。

○委員長（本多耕平君） 齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） そもそも都市計画委員会というのが何のためにあるかということも含めて、何で行われなかったかというのを一言理由をお願いいたします。

○委員長（本多耕平君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君） お答えします。

例年1回は開催していたわけなのですけれども、令和6年度におきましては、令和6年度、令和7年度に向けた大きな事案がなかったという認識で開催されなかったということ

で聞いております。しかしながら、詳しいところは私も実はわからなくて、そういう理由で聞いてはいるのですけれども、それ以上のことはちょっと理解ができていない状況なので、ここら辺で申し訳ないのですけれども。

（「質問ですからね、どうするかな」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） やはり都市計画委員会の開催というものは必要だと思うのです。それで、やはり事業の維持管理を含めても、予算にのっていますから、何も案件がないというわけではないのですよ。それで、その維持管理の方法にしてみたりとか、都市計画の公園を含めて維持管理に対して、どういったことなのかということも含めて、1回もやらないのであれば解散したほうが良いと思うのです。ですから、絶対必要あるのだと思うのです。ですから、その辺は、そういった不明朗なところは学習されて、ぜひとも開催して、これ、町長、都市計画というのはまちづくりの基本だというのはわかっているはずで、都市計画があるから、まちづくり、公園、図書館、病院、学校をどれだけのレベルで都市計画の中において、置かなければならないということだと思うので、ちょっと質問が総括に近いと思われましても、すみません。総括はやる気ないので、ぜひとも建設水道課におかれましては、そういった委員会があるのであればやっていただきたい。すみません、申し訳ないです。

○委員長（本多耕平君） 齊藤委員。十分、理解なさっているようですので、多分、理事者の方も酌み取ると思うので、できれば明日、総括でも一言でも言っていただければ、なお答弁がきちっとできると思いますので。

○委員（齊藤昇一君） わかりました。すみません、失礼しました。

○委員長（本多耕平君） そんなことで、課長のほうもよろしくお願ひしたいと思います。ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時43分

○委員長（本多耕平君） 失礼しました。

なければ、以上で標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についての内容質疑を終わります。

#### ◎散会の宣告

○委員長（本多耕平君） お諮りいたします。

本委員会に付託を受けました認定7案は、なお精査の要ありと認められますので、継続審査といたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号は、継続審査と決定いたしました。

お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

なお、明日10月2日は午前10時から委員会を開きますので、議場に参集願います。

以上で本日の委員会を散会いたします。

(午後 3時43分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長            菊 地   誠 道

年長委員                黒 沼   俊 幸

委員 長                本 多   耕 平

## 令和6年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

### ○議事日程（第2号）

令和7年10月2日（木曜日） 午前 9時59分 開議

### 付議事件

- 認定第 1号 令和6年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 4号 令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 5号 令和6年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 6号 令和6年度標茶町水道事業会計決算
- 認定第 7号 令和6年度標茶町下水道事業会計決算

### ○出席委員（11名）

|     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 委員長 | 本 多 耕 平 君 | 副委員長 | 櫻 井 一 隆 君 |
| 委員  | 深 見 迪 君   | 委員   | 鈴 木 裕 美 君 |
| 〃   | 鴻 池 智 子 君 | 〃    | 齊 藤 昇 一 君 |
| 〃   | 黒 沼 俊 幸 君 | 〃    | 長 尾 式 宮 君 |
| 〃   | 松 下 哲 也 君 | 〃    | 渡 邊 定 之 君 |
| 〃   | 類 瀬 光 信 君 |      |           |

### ○欠席委員（0名）

### ○その他の出席者

議長 菊 地 誠 道 君

### ○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

|         |             |
|---------|-------------|
| 町 長     | 佐 藤 吉 彦 君   |
| 副 町 長   | 牛 崎 康 人 君   |
| 総 務 課 長 | 長 野 大 介 君   |
| 企画財政課長  | 齊 藤 正 行 君   |
| 企画財政課参事 | 石 黒 敬 一 郎 君 |
| 行革推進室長  | 内 藤 政 夫 君   |
| 町 民 課 長 | 三 船 英 之 君   |
| 保健福祉課長  | 浅 野 隆 生 君   |

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 農林課長兼<br>農委事務局長   | 村山 尚 君   |
| 観光商工課長            | 石川 淳 君   |
| 育成牧場長             | 山崎 浩樹 君  |
| 建設水道課長            | 菊地 誠 君   |
| 病院事務長             | 伊藤 順司 君  |
| 病院参事              | 村山 新一 君  |
| やすらぎ園長            | 若松 務 君   |
| 教 育 長             | 青木 悟 君   |
| 教委管理課長            | 神谷 学 君   |
| 指導室長              | 富樫 慎也 君  |
| 社会教育課長兼<br>中央公民館長 | 菊地 将司 君  |
| 監査委員              | 佐々木 幹彦 君 |
| 監査委員              | 鈴木 裕美 君  |
| 監査事務局長            | 齋藤 和伸 君  |
| 会計管理者兼<br>出納室長    | 齋藤 真希 君  |

○職務のため出席した事務局職員

|        |         |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 齋藤 和伸 君 |
| 議事係長   | 熊谷 翔太 君 |

(委員長 本多耕平君委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長(本多耕平君) 昨日に引き続き、令和6年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名であります。

(午前 9時59分開議)

◎認定第1号ないし認定第7号

○委員長(本多耕平君) 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。

これより認定7案の質疑を行います。

質疑は、内容質疑と総括に分けて行います。

それでは、財産に関する調書並びに基金の運用状況について質疑を許します。

ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で財産に関する調書及び基金の運用状況について、内容質疑を終わります。

次に、一般会計継続費精算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で一般会計継続費精算報告書について、内容質疑を終わります。

次に、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について質疑を許します。

ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について、内容質疑を終わります。

以上で認定7案の内容質疑を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○委員長(本多耕平君) 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

続いて、認定7案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

長尾委員。

○委員（長尾式宮君）（発言席） 1点質問いたします。質問の趣旨としては、ここ数年、大型予算が続いているのですけれども、計画の平準化を改めて考えていただきたいという質問になります。それでは入ります。

ここ数年、大型予算が続いておりました。近々でも、ごみ処理場、中学校体育館・校舎、そしてぽん・ぽんゆ、いろいろ10億円を超えるような事業が続いてきたわけでございます。公共事業というのは、いつときマスコミを通じて公共事業は悪だというような風潮がありまして、そういったところも世の中に浸透はしていたのですけれども、私としては、地元企業、地域の経済のために、公共事業というのはある程度やはり必要だというふうに考えております。そういった中で、標茶では大型予算が続いたというところで、これは我々議会としても承認していることではありますけれども、今になって思うところもありまして、これだけ大型予算が続いてくると、今後、行政側で借金をしているわけですが、そういったものを返していくのに償還期間がいずれ重なってきて、財政上の大きな負担になってくるのではないかということがまず1つ。

もう1つは、大型予算が続くということは、それによって地域経済も活性化されるわけでございますけれども、昨今、人材不足、そういったものが叫ばれるに当たって、人の確保というのも大変難しくなってきました。人を集めようと思うと、今まで以上に条件のいい、条件をよくしないと人が集まらない、そういった状況になってきております。また、事業者も事業をこなすに当たり投資もしていくわけですが、この先ずっとこの大型事業が続いていくかという、やはりそうではなくて、いずれは大型事業が途切れてしまう、そういった可能性もあるかと思えます。そういったときに、地元業者をはじめ、公共にかかわる業者が投資を回収できるのかなど。急に仕事がなくなってしまって、回収するめどがなくて経営を圧迫してしまうのではないかという不安も出てきてまいります。

そこで、改めて質問いたします。本来、町では事業というのは、数年先まで計画を組んで事業をされているとは認識しているのですけれども、ここ数年、非常に大きな事業が続いておりました。それによって財政というのは今後逼迫するのではないかなどという心配もあります。それに関しての今後の考え方と、そして事業が続くということは業者さんにとってはいいことなのですけれども、急にぱっと翌年度にはなくなってしまうとなると経営の圧迫にもつながりかねない、そういったところも含めて平準化というのが必要だと思います。そういったところで、今後の大型事業の平準化というものについて、どういうふうに考えているのか伺います。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

2月の全員協議会にお示しした将来の起債の償還の残高、一覧表を提出させていただいたと思いますが、過去の大型事業に基づく将来の起債の償還の金額が、令和十何年まで十何億円になりますよという表をお渡ししているかと思っておりますけれども、過去の行政課題を解決するために、ここ数年では、委員、ご指摘の投資を行ってきたというところではあり

ます。

今後につきましては、令和7年度に入ってから策定した計画に基づくとともに、総額120億円、今、現行予算、令和7年度は129億円ぐらいですけども、それを将来の人口減少、それから人口減少に伴う個人住民税の減収であるとか、そういったことを想定すると、今の129億円の予算というのはやはり将来的には維持できないだろうと。人口が多かったときに建てた建物を含めて、それを人口減少下において、将来的には四千数百人になるという試算も出ていますが、その中でどうやって維持していくのかというところでいきますと、やはり全てを維持するというのは総論としては無理があるのではないかと、しっかりとそれを改めてもう一度考えていかなければならないというふうな考えを持っています。

財政的にもやはり、大型公共事業が悪いというわけではなくて、委員もご指摘のとおり、必要な側面も当然あるのかなと思います。それで町内の労働者を確保してきたという側面も過去ありますから、それを全て否定するわけではありませんが、やはりその結果もあって、今の財政が厳しいという側面も一方ではあるのかもしれない。ちょっとその相関関係がまだ明らかになっていませんから、ただ、やはりこれから今の120億円以上、ここずっと続けてきたその予算を縮減していく。これは大型事業だけを縮減していくのではなくて、経常経費も含めてやはり総額で落としていかないと、入ってくるお金が少なくなっていくわけですから、それに比例して支出していくほうも節約していきましょう、サイズダウンしていきましょうというのは当然の話です。ただ、いろいろご指摘いただきます行政サービスの低下というところも一方で維持していかなければならないというところもありますから、その辺のバランスをどう取っていくのかというところが、今、私たちに課せられた課題だというふうに認識しておりますので、その辺も留意しながら、決して大型公共投資が悪いわけではないのですが、それをやはり平準化していくというところを今後皆様にお示ししながら、できるだけ重ならないように平準化していく。それを実行していくためには、やはりある程度、基金を積んで準備をしながら、大型公共投資が必要な時期に、そういった財源も活用しながら、できるだけ借金をしないで将来の財政負担にならないような形をどうやって進めていくかというのが、今、私たちが取り組まなければならない喫緊の課題だというふうに私は認識しておりますので、ぜひご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 長尾委員。

○委員（長尾式宮君） ここ数年に限って大型事業が続いたというところでは、その前までは、ある程度の水準というのは、今よりも低い水準を保っていたのかなというふうな認識でおります。

そういった中で話をさせていただきますが、私もこの町で育って五十数年、いつか、いない時期もありましたが、当時から、小さい頃からある建物というのは、公共施設が主

な話になりますけれども、学校は新しくなりましたが、図書館等、まだ私が小さい頃からそのまま残っている建物、あるいは道路を見ても、国道、道道、町道いろいろありますけれども、場所によってはいつまでたっても凸凹のまま、なかなか手がつけられていない道路なんかも、現在、見受けられます。そういったところで、昭和40年代、50年代に造られたものがいまだに残っているというのは、ある意味大事に使っていたのだろうなどは思うのですが、ただ、地域住民の安全性や利便性、そういったものを考えると、社会インフラというのは非常に大事なものだとは私は思っております。

そういった中で限られた予算をどういうふうに使っていくかということが、今度の課題だと認識されているかとは思いますが、これは1つ私の提案なのですが、過去に標茶として事例があるかどうかはわからないのですが、大型予算になりそうなもの、額にあまりこだわらなくてもいいのかもしれませんが、端的に言えば、今後の予算の中で町に必要だと思われるインフラ予算というものをできれば関係業者あるいは関係団体と話し合った上で、例えばこれはよその町の事例なのですが、関係団体、関係業界と国のほうに要請に行ったりするケースもあるというふうには伺っております。標茶町として、そういう形で官民一体となって、中央のほうに要請に行くという経緯が今まであったかどうかはちょっと不明なのですが、そういった、私が求めているのは、今まで行政主導で一生懸命やってくれたというのはわかるのですが、その中に関係団体も一緒に知恵を出し合って中央に掛け合うという姿勢があってもいいのかなと考えているのですが、その辺に関しての見識を伺いたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

要請に行ったかどうか私も記憶が定かではないのですが、過去には標茶町の振興委員会というところで、多分、昭和40年代、50年代だと思うのですが、刑務所の誘致活動というのをやったというふうに記憶しております。ご案内のとおり、刑務所につきましては、住民票はないのですが、交付税に算入されるということで、積極的に誘致活動を行ってきた時期というのはあって、標茶町振興委員会という組織の中でも、積極的に誘致活動をしようということで委員さんがいろいろ知恵を絞っていただいて、一緒に活動していった。まさにそれが委員もご指摘の官民一体となった活動の一例なのではないかな。ただ、そこで中央のほうに要請に行ったかどうかというのは、私も記憶が定かではないのですが、そういった先人たちの頑張っていた記録を私も見た記憶がありますし、書類としてちゃんと残っているというのは私も認識しておりますので、委員、ご指摘のそういったいろんな課題について、行政側と住民が一緒になって行動していくということはありがたい話でありますし、ぜひ、今後、必要に応じてそういった場合には、一緒に行動していくというのは、いい姿というか、望ましい姿なのではないかなというふうに思っておりますので、いろんな課題について一緒に考えていくというのは、ありがたい話ですので、そういったお知恵を拝借しながら、今後そういった課題について取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 長尾委員。

○委員（長尾式宮君） 今の標茶町は、よその町から見ても、そんなに古びた感じが、もしかしたらよその町の人たちから見たらしないのかもしれませんが。そこそこきれいに直しているし、あるいは各町内会、自治会で道路清掃、花壇の整備にも力を入れておりますので、前に町外の方に標茶町っていつも通りがきれいになっているよねというふうに褒めていただいたこともあります。極端に古びれた町ではないかもしれませんが、先ほども申し上げたように、インフラがもう昭和40年代、50年代のものもあります。これから人口を減らさないための努力をしていこうという観点で見た場合、やはり仕事がたくさんある町に人というのは集まってくるのではないのかなと単純に思っております。そういうところに若い家族が来て新たな仕事を求めて、そして家族も増えて人口が増えていくのではないかなと思うのですが、まずは町並みからの話でちょっと強引かもしれませんが、やはりインフラ整備に投資して仕事をつくる、町をきれいにする、それが人を呼び込む大きな力になるのではないかなと思っております。

出だしが大型事業の平準化というところではありますけれども、私的には、やはり最終的にはこの町が仕事にあふれて、そしてたくさんの人たちがこの標茶で生活して、家族を守っていけるような環境をこれからも維持していきたい、つくっていききたい、そういう思いで質問をしております。町側のほうでも厳しい財源の中で、いろいろ苦労しながら予算を組まれている、十分承知しております。プラスアルファの部分として、先ほど申し上げた官民一体のそういった取り組みなんかも、今後検討していただければありがたいと思います。

答弁は結構ですので、質問は以上となります。

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ありますか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 幾つか質問をいたします。

初めに、学校関係の質問なのですが、9月議会に、私、不登校の問題について取り上げました。その後も、マスコミ、北海道新聞なんかでも4回にわたる連載があって、そして先頃、連載が終わって、それを担当した記者の方が記者の視点ということで、まとめみたいなものを出しました。おおむね中学生の不登校、これは2023年度の数字ですが、中学校の不登校で全国平均は6.7%、それから北海道は8.7%で、都道府県別で実に2番目に位置している。

中でも標茶町は、先日の質疑の中では、私なりの計算ですが、10%を超える、つまり都道府県別で8.7%の北海道、2番目に多いと。それよりもさらに多い深刻な状態であると私は認識しています。これに対して何らかの手だてを講じている、校内だけでなく、フリースクールとか、あるいはそれに準じたといえますか、教育支援センター、責任を持った教育支援センターが必要だというふうに文科省は言っていますけれども、残念ながら道内では6割近くがそういうのを一切持っていないと。現場で実際にフリースクールなんか

を、今は運営していないですけれども、運営していた方に聞きましたら、例えば町内で不登校になった子供たちが、ほとんど町内のフリースクールに来ないというのです。どうしていたかといったら、町外から結構来ていたと。わからなくもないのですが、そういう手だてが非常に貧弱だなと。

文部科学省は、教育機会確保法、これが出てから8年たって、これまでの不登校の子供の支援方法、あるいは不登校に対する見方をがらっと変えまして教育機会確保法をつくったわけですが、これは8年前ですが、8年たった今でも、さらにそのときの不登校の数字から後退しているという現状があります。これについて、せんだつても議論しましたけれども、来年度に向けて、具体的な方針というか、検討に着手しているのかどうか、その点をまず伺いたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） お答えいたします。

委員、ご指摘の町の中学生の不登校生徒、これにつきましては、教育委員会としても深刻に受け止めております。自治会が設置する教育支援センターに向けて取り組むということで、先進事例を参考に場所や人材、財源の確保に向けて、現在研究しているところでございます。その情報といたしましても、先ほど委員のご指摘のとおり、周知不足や利用になかなか結びつかない、このような課題が一番というふうに聞いております。教職員や保護者向けの説明会、こういったものを実施しながら教育支援センター設置に向けて取り組むという部分と、それから教育支援センターの役割についても、一旦整理をしながら進めていければと考えております。いずれにしましても、ソフト面、ハード面について整備していくということで、現在、情報を収集しているところでございます。

それから、委員のご指摘にもありました来年度等の部分につきましても、財源の確保、そういった部分について課題が山積している状況もございますので、そういった部分につきましても先進事例を参考にしながら可能な限り進めていくということで教育委員会として取り組んでいる、そのようなところでございますのでご理解願います。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 言葉尻を捉えるわけではないのですけれども、可能な限りという言葉遣いというのは、今、不登校になっている子供たちに対して、適切な言葉ではないと思うのです。言葉尻を捉えているような言い方になりましたけれども、来年度に向けて財源の問題も、当然ありますけれども、検討していきたいと、研究もしていきたいということに期待して、この問題については終わりたいと思います。

2つ目は、文科省が今、教職員の盗撮問題、しかも、まるでゲームのようにグループで盗撮を行っている。道立学校253校に対して、道教委はスマホなどの端末を学校あるいは教室に持ち込むことを、児童生徒の教育活動の場面に持ち込むことを禁止するというような通知を出しました。179市町村にも全て同様の通知を送り届けたという話を聞いています。これは本町にも来ていますか。どういう内容でしょうか。

○委員長（本多耕平君） 管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷 学君） 全国で発生しておりますグループでの教員による盗撮の事件の関係でございますが、これにかかわりまして北海道教育委員会のほうでは、9月12日付で個人スマホを含む端末の教育現場への持込みを禁止するとの取り扱いを決定しまして、市町村教育委員会（以下、「市教委」という。）に対しても、同様の取り組みについて所管の学校に指導するよう通知が出されたところでございます。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 道立学校に通知を出すのは、いいか悪いかは別として、わかるのですけれども、市教委は市教委としての自主的な姿勢といたしますか、判断を持っているはずなのですが、それを本町の教育委員会ではそのまま受け入れて実施するという事になっていきますか。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時34分

○委員長（本多耕平君） 再開いたします。

深見委員。

○委員（深見 迪君） 今の問題については、待ったなしの課題でありまして、決算の総括質疑の捉え方としては、委員長と副委員長で意見が違うのもおかしいのですけれども、これは1回議会に持ち帰って、じっくり議論したい。今回は本会議場ですから、私は委員長の意見に従ってやめますけれども、総括質疑は以前は何でもありだったのです。

（「それはないよ」の声あり）

○委員（深見 迪君） いやいや。

（「そんなことはない。ちゃんとルールがある」の声あり）

○委員（深見 迪君） 以前は、3月とそれから決算、これについては、全ての項目が網羅されているのでオーケーだったのです。そういうこともありますし、今、私が止められた質問についても、以前から続いている内容ですから間違いないのではないかなと思えますが、今回はせっきくの委員長の指摘でありますので、これはそれに従いたいと思えます。あとで議論はしたいと思えます。

それから次に、主要な施策の成果の31ページに例のかや沼地区観光宿泊施設改修事業の予算が載っています。1億5,070万8,000円。この経緯については、いろいろ議論しましたから、これはちょっと割愛して、ただ、この1億5,000万円というのは予定していなかった予算ではなかったのか、そのことだけを1回質問しておきたいと思えます。

（何事か言う声あり）

○委員長（本多耕平君） 答弁どこが答えるのですか。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

主要な施策の成果の中で「開業に向けて新設排水路設置工事、周辺環境整備等を行った」と記載をさせてもらっておりまして、ここに1億5,000万円という金額を掲載させていただいております。委員のご指摘は、排水路の部分でお尋ねかと思えますけれども、この1億5,000万円の中に含まれている排水路の関係については繰越しの予算でありまして、3,400万円ほどの金額を使っております。ほかの金額については、開業に向けての備品あるいは周辺環境整備等の予算でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、お尋ねの当初予定されていたものではなかったのではないかという確認なのですが、排水路の新設については、ご指摘のとおり当初の計画の中では想定していませんでした。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） どうしてそうなったのかということは以前に議論していますので、ここでは言わないことにしますが、新しい排水路の周辺の環境整備とか、あるいはメンテナンス、これにかかる費用というのは、今後、発生しますか。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

排水路自体の管理に關しての維持というのは今は想定していませんが、排水路の水質の検査について毎年行う予定でおりますので、その部分の費用はかかってくると思ひます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 周辺の環境整備はどうかですか。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

今のところ周辺の環境について、現地確認はしているところですが、特別周辺の草木が枯れているとか、水があふれ出ているとか、そういう状況は確認されておりませんので、特別何かお金をかけて調査をするというようなことは考えておりません。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 大丈夫だということですね。

（「今のところ」の声あり）

○委員（深見 迪君） 今のところ。わかりました。

最後の質問になりますが、これは町長に質問したいと思ひますけれども、A O A O S A P P O R Oとの提携、これが大きく取り上げられまして、これは以前に、多分町長が1番目だと思ひのだけれども、メガソーラーで釧路湿原とのかかわりについて新聞にも出たのかな、私は町長の発言をテレビで見たのですけれども、私も全く考えが同じで、そのことについての思ひをまず1つ聞きたいことと、それから町の天然記念物のキタサンショウウオの保全とキタイワトビペンギンと、ペンギンの名前が「シベチャ」ということで、それとキタサンショウウオの提携、これは多分去年から取り組まれていたのだと思ひるので

すけれども、これに関する費用なんかはかかっているのでしょうか。

それと、さっき言ったメガソーラーと釧路湿原の環境の問題、テレビでの発言、それから今回のAOAO SAPPOROとの協定、これについての町長の考えとか思いを聞かせていただければと思うのですけれども。

○委員長（本多耕平君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、深見委員のほうから、太陽光発電の関係とAOAO SAPPOROの関係がありましたけれども、基本的に両者は別々のものだということは大前提でお話をさせていただきたいと思います。

太陽光の部分については、ここ数年で始まったわけではなくて、以前から釧路湿原周辺にメガソーラーが乱立してきているということは皆さんご存じのとおりのもので、それが最近になって特に注目されてきたのは、大型のメガソーラーが釧路の環境省の自然保護事務所の近くにできるということもあって、さらに釧路市が条例制定に向けて動いているという、それとノーモアメガソーラーという形で動いているので、特に注目されてきているのかなと思います。私どものところにも環境省の担当課長が見えて情報収集させていただいた中で、やはり私どもの町もメガソーラーに対する条例制定も検討したのですが、法的な拘束力というものがないので、そういったこともちよつとちゅうちよしているといいますか、様子を見ながらという状況の中でおりましたので、釧路湿原の中はメガソーラーの設立はないですけれども、その周辺の地域の中で環境に配慮しなければならない場所については、一定程度の法規制を国に対してお願いするしかないのかなということで、先日、そのお話をさせていただいたところであります。

それと今回、AOAO SAPPOROの件は、全く別次元でお話があったということで、AOAO SAPPOROは2年前に狸小路にできた都市型の水族館であります。そこでキタイワトビペンギンを22羽ほど当初から飼育していて、今年になって2羽のひなが生まれて、以前からペンギンに道内市町村の名前を順次つけていて、今回生まれた2羽については、公募で募集したところ1羽に「シャリ」という名前がついて、もう1羽について「シベチャ」という名前がついたということがありましたので、実際に訪問させていただいて、いろんな話をさせていただきました。

ただ、以前に、たまたまうちの博物館の学芸員とAOAO SAPPOROの職員が先輩、後輩という形で交流があったということもきっかけであります。そこでやはり課題でありましたキタサンショウウオの保護活動について、いろんな話をしていながら水族館のノウハウを利用させていただきながら人工ふ化をさせていただいて、標茶町で実際に現地の捕獲した場所に、今年の8月に放流するというところまで行っております。この経費については、全てAOAO SAPPOROさんの経費で行っていただいているという内容でありますので、そういったこともあって、包括連携協定を結びながら、より具体的な活動をこれから展開していきたいということで進めていますので、これはあくまでも太陽光発電とは関係なく、標茶町の天然記念物でありますキタサンショウウオの保護活動にそういった知見を持っているところと、さらに連携を取るために包括連携協定を結んだというこ

とでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 首をかしげていらっしゃるんですけども、昨年からの取り組みだという話を聞いていたものですから、それが決算に反映されていたのかなという気持ちでいたものですから、ちょっと聞いてみました。

昨年、いわゆる太陽光発電について、いろいろ一昨年から議論をしていましたけれども、これは効力は発揮しないということで、条例化するなんていうことは考えられていないのでしょうか。細かい問題で言えば、今、標茶町の市街地でもあちこち建っていますけれども、一度管理が非常に悪くて、2メートルぐらいの草が生い茂って大変だということで私のところに連絡を下された方がいて、すぐ役場と話しをして、2、3日以内にきれいに草刈りはされたのですよ。3年ぐらい前ですけどもね。今年も見に行ったら、きれいに草は刈られているのです。だから、小さな面積ですけども、それなりに気を遣っているのだなと思いましたが、太陽光発電にかかわる議論と提案をこの議場でされたことがあるのですが、それについて釧路のことを考えるときちんと条例化して拘束するというようなことは考えていないのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課参事・石黒君。

○企画財政課参事（石黒敬一郎君） お答えいたします。

委員ご質問の条例化の件ですけども、現在、標茶町におきましては、標茶町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインというものを設けております。一応、これが令和5年1月1日施行なのですけれども、それ以後については、いろいろソーラーパネルについては届出をいただいている状況でございます。このガイドラインにつきましても、条例につきましても、結局のところ法的な拘束力がないということで、標茶といたしましては、条例化のほうの検討は現在ではしておりません。ただ、近隣市町村の状態も今後参照にしながら、いろいろそういった面では検討していきたいとは思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 補足させていただきます。

今、太陽光の規制の部分については参事のほうからありましたけれども、やはり問題なのは、太陽光パネル自体が悪いわけではなくて、ゼロカーボンを目指すには化石燃料からの脱却、CO<sub>2</sub>の排出量を減らすというところと、これだけ海水温度が上がってきたということが、本町においても将来的には1.4倍の降雨量になって災害のリスクが多くなる。今年やはり北海道内、昨日も白老で短時間大雨洪水になった。あれも、もしかすると海水温度の上昇によって降雨量が、やっぱり雨の降り方が変わってきているのではないかと。短時間でものすごい量の雨が一気に降るところで災害のリスクが大きくなる。こういうことも踏まえると、決してゼロカーボンを否定するわけでもなくて、化石燃料から脱却するという意味では、ゼロカーボンの思想というのは大事だと思うのです。ただ、それを推し進めるあまりに環境を悪化、リスクを負ってまで環境を守ろうというのは、どこかで

矛盾しているのではないかと。ですから、言いたいことは、太陽光パネルを否定するのではなくて、設置する場所を考えようやというだけの話で、今は太陽光のパネルの規制の話だけしていますけれども、北海道に観光に来て、列車に乗って、周りが太陽光パネルだらけでいいのでしょうか。それが北海道や日本が目指している観光立国なのではないでしょうかというところだと思うのです。ですので、場所をちゃんとわきまえようやと。委員、ご指摘の災害になった場合に、消防車も入れていけないような場所に太陽光パネルが乱立していると、実際に誰が火を消すのかと。あそこの被覆をしているゴムが落ちますと、やはり消火にすごく手間取るということも、実際に本州のほうで起きています。木を切って太陽光パネルを斜面に設置しますから、崖崩れのリスクが非常に高いということもあります。ですので、そういった災害の部分、景観の部分を見ると、太陽光パネルの規制の条例だけでいいのか、景観的な部分の条例までひっくるめて、その中に景観を守るという意味、それから観光にも寄与するという意味で、そういった大きな視点でもって太陽光パネルをどう考えていくのか。ただ、いずれにしても条例ですので、いわゆる行政罰の過料か、刑事罰のところが料か、そういったところがやはりハードルが高い。結局は、事業者のそういった理解に委ねられているというところでは、やはり法的拘束力がないというのは参事がおっしゃったとおりで、そういったことも踏まえると、やはりガイドラインですとか条例ではなくて国の法律の規制に基づくのが一番いいだろうと。そして、その地方の役割としては、その地域を一番わかっている地元住民がエリアを分けて、ここはいいですよとか、ここは守ろうねというところをしっかりとすみ分けていくというところが、やはり国と地方の役割で、今後、私どもが目指す方向なのではないかということで、国のほうにもこれからそういった部分ではご相談申し上げながら、今、環境省がいろいろ動いていただいているというような報道も知っておりますが、そういったことも考えながら、当面その部分に行くまでに条例というのは否定しませんが、ガイドラインでも条例でも結局のところは今なかなか法的拘束力がないというところでは、釧路市をはじめとして関係自治体も苦慮しているというのは、ご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 終わります。

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ありますか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君）（発言席） それでは、1点質問させていただきます。

令和6年度に関しまして、職員がかかわる交通事故の報告というものがありませんでした。その都度、町側より、再発防止に取り組むとの説明もされています。職員の体調管理も含め、職員、町民の命を守る対応にしっかりと取り組み、事故ゼロを目指すべきではないかと考えております。

そこで、町として、具体的にどのような再発防止に取り組んできたのかを伺います。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

職員の交通事故ということで、令和6年1月5日に職員が大きな事故を起こしたということで、再発防止と交通安全、安全運転を徹底するための取り組みということでございます。

まず、事故を受けて、1月9日に全職員を対象とした交通安全集会を開催しております。町長からは、町民を巻き込む人身事故の発生を受けまして、交通安全意識の醸成と交通法規の遵守を訴える訓示が行われました。これによって全庁へ強い機運を波及させるきっかけとしております。

また、副町長からも職員への注意喚起の要請がありまして、日常の運転業務における安全確認と、遵守についての周知を徹底しております。

そのほかに、総務課のほうでは、職員の交通安全対策として、JAFに講師を依頼しまして、全職員を対象として7回に分けて交通安全講習会を行っております。これで職員全部で269人に参加していただきました。講習会では、雪道だとかアイスバーンでの運転の注意点、飲酒運転の運転への影響だとか、あと居眠り運転事故を未然に防止するための取り組みであったりとか、この辺では多い鹿事故だとか、信号機のない横断歩道での一時停止だとか、駐車場内での事故防止など、リスク認識の強化と危険予測についての内容を特に講習を受けております。

また、夜間の交通安全対策ということで、弟子屈警察署主催で夜間視認性訓練というのも参加させていただいております。これによって夜間走行時の視認性確保と安全運転技術の向上を図っております。

また、毎年なのですけれども、春と秋に全国の交通安全週間がございまして、そのときには早朝の街頭指導のほうに管理職全員が参加することで、職員自身が模範となるような運転マナーの徹底と、交通安全の機運の醸成が図られているというようなことでございます。

加えて、令和5年度中にドライブレコーダーというのも全車両のほうに設置しております。事故の証拠記録のほかに安全運転の意識の向上などが図られているというようなことでございます。

こうした取り組みを通じて、全体的に職員の安全運転意識の定着と、組織としての統一的な運転運用体制の確立を図っているようなところでございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 職員として、交通意識というか、そういうものをすごくやっぱり深く思っているのだなということはおわかります。

今、言われたいろいろな取り組みというのは、今年度から始めたものですか。それとも、以前からこういうことは行っていたのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） 以前も継続して行っていることでございます。ただ、回数だ

とか講師だとかということは、また別な部分にはなるのですけれども、継続してやることで交通安全運転の意識向上だとかという部分には努めていけるかなというふうには考えているところです。

○委員長（本多耕平君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） そうですね。交通事故というものは、故意なんていうことは絶対ないのですけれども、思いも寄らないところで起きるものなので、いくら注意をしても相手がいることであった場合には、それなりにやはり町民も、職員に対しても、リスクがあると思います。やはりそのときに、私も含めてなののですけれども、ハンドルを握るという責任と意識という、自覚というのですか、そういうものは、もう本当に常日頃から考えていかなければいけないことだと思っております。先ほどもちょっと言われましたけれども、駐車場で事故。自分事なののですけれども、私も本当、駐車場で事故というのが一番多く経験しております。しっかりと後方確認をしているにもかかわらず、後ろを通った車にぶつかってしまうとかということも、実際に私も経験しております、本当にいくら注意をしてもこれでいいということとは多分ないのではないかと考えております。ですので、やはりハンドルを握るという自覚と責任、これは全ての職員、自分も含めて、町民にも、もう本当にしっかりと持っていただきたいと考えております。

そして、やはりお互いに全町民が、職員もそうですけれども、私たちもそうですが、やはり事故を起こしたことによって、自分が受けるリスクとその精神的な苦痛というのは、いくら賠償が済んだからといって、それはそうそう簡単に消えるものではないというふうにも考えております。そういう精神的なリスクに対する町としての、言葉は悪いですが、今回は加害者になってしまった職員とかに対しての対応などというものはどのように取り組んでおられますか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

加害者となった職員の心理的なサポートという趣旨のご質問だったというふうに思います。その点からすると、具体的な対策というものはマニュアル化されておりません。実際問題、今回の例で言いますと、懲戒審査の対象になり、一定の処分が下されてということもありますし、そういったことが作用して当該職員に何らかの変化が起きた、特にメンタル面の不調等が起きたときは、これまでのほかの事例を参考にしてお答えするのであれば、まず職場における面談等でのリスクの負担の軽減、それから、場合によっては産業医等につなげて、できるだけ早くに解消を図るといったようなことが考えられると思います。ただ、やはり今回の件で言うと、加害者側に立ったということが非常に大きくて、まず相手に対するというところで、全ての行動が動いてきた、それから再発防止策についても同様に考えてきたというところでもあります。

重大な事故が起きた場合、あつてはならないことなのですが、職員の問題でもあるということも認識しておりました。ですから、まず、そういったことを起こさないようにすることがまず第一、それが被害者を生まないことにもなりますし、取りも直さず、職

員を守る、それからこの職場、組織を守るということにつながるという観点で考えてきたところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 本当にこれは1年で終わる問題ではないと思いますので、こういうメンタルの面も含め本当に徹底して、事故ゼロというのを目標に掲げていることとは思いますが、やはり常日頃そういう意識で、町民、職員を守るという心構えで、これからは引き続き、訓練とか訓示とか、そういうものを行っていただきたいと思います。

私の質問は以上です。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございますか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君）（発言席） 私は、2点質問をしたいと存じます。

最初に、多和育成牧場の経営について、少し細かく質問いたしますけれども、なるべく回答いただければありがたいというふうに前置きしまして質問いたします。

令和6年の本町の生産乳量は17万1,000トンということで、大変順調な生産量で、本当によかったなということを実感している一人であります。

そこで、この大量の生産乳量を出荷している酪農家の一助になっている育成牧場は、初妊牛を育てまして酪農家の期待に応える大変大事な事業を行っている、言わずもがなであります。

まず、経営のことについてちょっと質問いたします。令和6年度の牧野施設使用料は、書類によりますと、端数は除きまして大体4億1,100万円になっております。昨年につきましては3億9,100万円で、約2,000万円収入が多くなっているということですが、ちなみに、その前の令和4年度は4億8,000万円でありましたので、幾らか令和6年度はいいわけですが、以前には挽回していない。

まず、現在の飼養頭数の関係についてお答えをお願いしたいと思いますが、初妊牛をはじめ、育成牛の頭数と哺育乳牛の数をお知らせ願いたいと思います。

委員長、ちょっと。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 延べ頭数ではなくて、1年間で、夏なら夏、例えば2,000頭だとか、2,100頭だとか、哺乳牛が300頭だとか、そういう数字を知りたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 牧場長、わかりましたか。

○育成牧場長（山崎浩樹君） わかります。

○委員長（本多耕平君） はい。

（「ゆっくりだ」の声あり）

（「いやいや、ゆっくりやります」の声あり）

（何事か言う声あり）

○委員長（本多耕平君） 牧場長・山崎君。

○育成牧場長（山崎浩樹君） お答えいたします。

そのときによって、当然、牛が入れ替わりますので、一概に何頭というのが難しい捉え方ではあるのですけれども、単純に日数で割り返しましたときに、育成牛で年間平均で1,736頭、哺育牛で354頭という数字になります。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） これはちょっと少ないように私は受けていますが、ほかの資料で調べたら2,000頭ぐらいかなと思っているので、それはいいです。

それで、今、私が2,000頭ぐらいかなと言った背景には、過去、育成牧場は大分、私が育成牧場のことをいろいろ質問するようになってから6、7年経過しておりますけれども、その当時は3,000頭ぐらい飼養していたのです。先ほど私が述べたように、収入が減っているのは頭数のせいでないかと。例えば1,700頭だったら、もっと多く、3,000頭が、酪農家から委託を受けなくても、何とか努力して二千数百頭でもすれば、もっと過去の牧野管理費が、施設利用が得られるのではないかと単純に思っています。この点については、どんなふうにお考えですか。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長。山崎君。

○育成牧場長（山崎浩樹君） お答えいたします。

牧場としての適正頭数の捉え方ということになるかとは思いますが、施設のことで申しますと、3,000頭になれば当然収入も上がるのですが、その分、施設管理ですとか、それから餌も買わなくてはいけないとか、いろんな問題が出てきます。人員も増やさなければいけません。ということを見ると、いい牛を返すという意味でも、あまり過密になってもということはあるので、適正頭数という考え方がどうしても出てきてしまうと思います。現状の施設の配置からいって、冬場の適正頭数で言うと、やはり2,300頭から2,500頭ぐらいが適正でないか、飼料基盤からいってもそうでないかと私どもは捉えております。そういう中で去年に関しては2,000頭少しという実績になったものでございますので、ご理解願います。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 過去に私がいろいろ、収入がかなり落ち込んだときに、私の歩く範囲は知れていますけれども、多和とか弥栄とか磯分内とかいろいろお聞きしましたところ、頭数制限があってもなかなか入れてくれないという酪農家の話を聞いて、そんなに要望があるのに応えられないのかなという率直な疑問を持っていますが、現在そういう頭数制限なんかはしているのですか。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長・山崎君。

○育成牧場長（山崎浩樹君） お答えいたします。

制度としては、個々の農家の方に何頭までだよということはお伝えしておりますが、現状、生産抑制の影響もありまして、育成牛がなかなかいないということもありまして、各農家さんからの入牧頭数が少ないような状況でした。令和6年まではということですが、ですので、現実的には、今は枠による制限はなされていないということになってお

りますので、ご理解願います。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） そういうふうにしていただかないと、北海道でも1、2番目の優良育成牧場ですから、牛もよく育つ、経営も安定している、こういうふうにならないといけないということが私の願望です。

もう1つお聞きしますけれども、詳しく覚えていないけれども、5年ぐらい前に早期妊娠鑑定をして、専門的な話になりますが、昔は60日で鑑定すれば子供が落ちてしまうということはなかったのですけれども、技術が発達して45日で鑑定ができる。それで、随分45日鑑定がされて、その時点で退牧を促して、早く引き取って、次の牛を入れるからというような指導をしたと思うのですけれども、今はそういうことはやっていますか。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長、令和6年度はどうなっていますか。

○育成牧場長（山崎浩樹君） お答えいたします。

過去、入牧頭数が多い中で、育成牧場の本旨は妊娠させて返すことだということで、妊娠牛を置いておくよりもということの中で、なるべく早く妊娠鑑定をして、なるべく早く帰っていただくという取り組みをしていたことはございました。令和6年度はそういう現状にありませんので、通常どおり60日で妊娠鑑定を行って、分娩2か月前までに帰るということで帰っていただいております。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 当時の農家のいろんなお話を聞いて、私も共済組合に行って、所長やなんかとも打合せして、なるべく子供が落ちないようにやってくれというお願いをした経過からいって随分よくなったなど、そういうことで、その点は理解いたします。いずれにしても、今も工事していますけれども、どんどん新しい設備と新しい機械で多くの牛が飼えるのではないかなど、こういうふうには、いつもぐるぐる回って歩いているわけではないけれども、多和平の展望台へ行ったり、虹別方面へ行くときは徐行して気をつけて見ております。

もう一点、最後になりますけれども、今、道路のそばにコンクリート製のサイレージをためるバンカーサイロが設置されていますが、現在、あれは10か所貯蔵するような設備なのですが、7つが埋まっていて、3つが空っぽの箱になっていますけれども、これはどういうふうこれからなるのでしょうか。またデントコーンとか何か詰めるような予定があるか、このままなのかについてお尋ねして終わりにします。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長・山崎君。

○育成牧場長（山崎浩樹君） お答えいたします。

令和6年でということですので申し上げますと、バンカーサイロ全てが埋まったわけではありません。それから、別な近くの場所にスタックサイロも造ってございます。運用していく中で、除雪の関係で5本全てにサイレージを詰めてしまうと雪下ろしがなかなか大変だという牧場職員の事情もありまして、真ん中を空けて、雪下ろしをしやすいようにということで運用してございます。そこで入らない分は、近くにスタックサイロを造ってというこ

とで運用してございます。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） それでは、次の質問に入ります。

2点目は、やすらぎ園の介護職員の現状はどうかということでお尋ねをしたいと思えます。定員に対して、令和6年の末には何名不足していたかについてお答えをしていただきたいと思えます。

○委員長（本多耕平君） やすらぎ園長・若松君。

○やすらぎ園長（若松 務君） お答えいたします。

介護職員の人数ですけれども、令和6年末で31人、正職員が20名の会計年度任用職員が11人。11人のうち、パートが2人となっております。

定員が、今、80名で運用させていただいているのですけれども、80名に入所いただくということを考えますと、今も職員募集中なのですが、正職員が1名で、会計年度のフルタイムが6名、パートタイム4名募集しています。今、11名募集しています。11名採用ができれば、80名が入居していただけるという考えで募集をさせていただいています。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 今、数字が示されましたが、ここ数年、私も厚生文教委員長をやって、やすらぎ園については大分調べて覚えている1人でありましてけれども、私、去年あたり自分の考えを言ったことがあります。隣の町では、外国人を採用して施設が100人のところ100人収容すると、満杯の利用がされている。ところが、本町では、相変わらず介護職員が足りないよ、足りないよと。今、入所者が五十数名ですか、本当に残念だと思います。

苦情を申し上げますけれども、私の磯分内では、隣の村に今8人入所しております。私どものやすらぎ園に入りたいのですよ。私、今回敬老会は出られなかったけれども、いつも年配の方とお話すると、標茶の特養に入りたいと。これは全部、今、自動的に何かやすらぎ園が、隣の村に推薦しているのか何かわからないけれども、そういうふうになってしまっています。これは、何とかしてそんなことのないようにやってもらいたいと思うのですが、どうですか。

○委員長（本多耕平君） やすらぎ園長・若松君。

○やすらぎ園長（若松 務君） 今のご質問の中で、今の介護員の状況を考えますと、実際に入居していただけるというふうな人数を考えたところ、66人ぐらいは入っていただけないかなということで、今現在、入居のほうを積極的にお声がけをして取り組むように現場のほうでも指示を出しているところでありますが、今年度、春から7名の方が入居していただいて、9名の方がお亡くなりになられているという状況の中で、お声がけをする順番ですとか、そういうのも地域のケアマネージャーの情報ですとか、あと福祉関係部署の意見ですとか、そういうことで一応優先順位を決めさせていただいて、順次、その優先順位に沿ってお声がけをさせていただいております。

実際にお声がけをした中で、7月から9月の間に15名の方が辞退される。理由は、やは

り病状ですね。やすらぎ園では、ちょっとその療養処置ができないような状態になってしまったから今は入れない。あとは、ご家族の方はやっぱり入ってほしいという思いはあると思うのですけれども、本人の理解が得られなくて今回は辞退します、そういう方もいらっしゃると思います。

やっぱりケース・バイ・ケースなのですけれども、いろんな状況の中で、今も夜勤を北と南の各棟2名体制で、本来であれば3名体制を取りたいのですけれども、2名体制で何とか人を回している、職員を回している状態なのですが、そういう中で、一晩中寝ることがなくて帰りたいという思いを持つ方が、人数が増えてくると介護員の負担も増えますし、今、介護職の中では、いろいろな虐待の問題とか職員のストレスですとか、まず拘束は絶対うちのほうではしていませんから、そういうことをしないで、やっぱり快適な生活をやすらぎ園でしていただくという思いの下で、調整をかけて、状況を把握して、そして入居に結びつけておりますので、なかなかうまくいっていないところはありますけれども、何とか近いうちに60名を超えて、66を目指すというところで取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 私が前に申し上げた点、もう一回言いますけれども、町内には外国人がかなり、農業、建築業、修理工場等、いろいろ勤めています。ちなみに、ベトナム人は現在66名、インドネシア人が57名、他国の方は30名。私は、隣の町、あといろんなところ、自分も高齢ですから、いろいろ研究したり、見て、人づてに聞いておりますけれども、随分、この外国人の方が働いている職場がございます。本町もこれを取り入れるべく、初めから5人も7人も雇えとは私は申しませんが、1人、2人雇って、外国人の方は本当に勤勉ですから、偏見を持たないで介護職員に指導してあげてはいかがと思えますけれども、この点についてはどんなふうに考えていますか。

○委員長（本多耕平君） やすらぎ園長・若松君。

○やすらぎ園長（若松 務君） お答えいたします。

2年前ですか、予算委員会の中でも前施設長が外国人の部分については研究しますということでお答えしていると思うのですが、実際この特別養護老人ホームの運営を考えたときに、官公庁で運営しているところというのは全国でも2%程度という、ある調査もあるのですけれども、多くは社会福祉法人という形の組織の運営となっているのです。それで、今、官公庁でやっているの、できるだけ町内の雇用を優先的にということで、国籍が日本という条件がついていますけれども、これは将来人口が減っていく中で本当に考えていかなければならない課題だとは認識しております、このような現場職、特にシフトで組む、24時間365日動くような職場の人材不足というのは、これからもどんどん大きな課題になると思えますので、その辺については研究をさせていただいておりますし、引き続き続けていきたいと考えております。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） これで私の質問は終わります。

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ありますか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君）（発言席） 何点かお尋ねします。

まず、かや沼観光宿泊施設の温泉排水が環境に与える影響を監視してきたかどうかについてです。

標茶町は、釧路湿原周辺における太陽光発電の建設に対して、慎重な姿勢というのを発信しています。一方で、釧路湿原国立公園内唯一の温泉ホテルを所有し、指定管理者による運営も行っております。この施設については、地表に排水管が露出した状態の温泉排水というものを行っていて、それが始まったのは令和6年度当初であります。そこから1年半経過して、昨年10月からは通常営業にもなっているわけですが、この間、季節ごとの環境に与えている影響というものに関して、調査あるいは監視というのを行ってきたかどうかについて伺います。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

この間の環境調査を行ってきたかというご質問ですけれども、基本的に季節ごとにというやり方はしておりませんが、ドローンによる現地確認を行っておりまして、宿泊施設側の管については地面に露出していることもありまして、排水管の上部に草は生えていないということから、管の場所がわかるようにはなっておりますけれども、周辺の草木に枯れが発生しているような状況はありませんでした。

また、管側面に若干水がたまっている箇所はありますけれども、管の布設箇所が湿地でありますことから、特段問題はないのではないかとというふうに確認しております。

排水管の釧路川への排出側については、管が地面に埋設されている状況でありますことから、周辺の草木が生い茂っている状況であるということを確認しております。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 草木が枯れたり樹木が枯れたりしていたら、それは大問題なわけで、ドローンでの調査というか監視というものを何回行ったのか。季節ごとにと私が言っているのは、冬の間その部分だけ雪が解けるようなことがないですかという、そういう意味なのですが、具体的にドローンでの監視あるいは目視での監視というのは何回行われたのですか。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

ドローンによる調査については、私が確認しているところでは1回でございます。冬期間の雪解けの状況ですけれども、私が引き継いでいる範囲内では、確認を冬の間されておりまして、管の周辺が若干、雪解けしているという状況があるというのは確認しております。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） それにしても、おおむね影響がないという判断をしておられるようですけれども、周辺が雪で覆われているときに、その部分に雪解けがあるということ自体が、国立公園の環境に幾らかでも影響しているということにはなるのではないのでしょうか。通常は雪で覆われているわけですから、そこの植生がどうなるかということについてもっと慎重に、目視を行うとか専門家にも見ていただくようなことというのは今後必要ではないかと思うのですけれども、そういった認識はございませんか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

現状については担当課長から今あったとおりなのですけれども、委員は国立公園内ではかと違う状況というのをご懸念されております。先ほど深見委員からも質問を受けましたけれども、施設整備の過程の中で、既存の排水路が使えなく、検討する中で一番ダメージが少ないというようなところを採用したわけでありまして。もとより、明渠状態の排水路も使わせてもらってございましたけれども、それも自然公園の中に人為的に造られたものであります。全く手をつけないわけではなくて、ダメージを少なくしながら利用させてもらう、そういう観点で整備をしてきたところでありまして。

経過として大きなダメージがあるかどうかについては、先ほど申し上げたとおりなのですけれども、委員がご懸念の部分については、今後の状況について監視をしながら、必要によっては教育委員会等と連携しながら環境モニタリング等を行うべきだというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） ぜひそのようにお願いします。

次ですけれども、財政難を理由に防災対策が滞ることがあってはならないなという、そういう観点で質問いたします。

沿岸自治体では、千島海溝を震源とする巨大地震への対策が進められております。また、昨今で申しますと、9月20日に道内で初めて発生した線状降水帯が釧路管内に大きな爪痕を残しております。こうした現実を踏まえて、令和6年度において本町が行った防災対策について伺います。

まず1点目は、令和6年度において役場庁舎の耐震化について検討を行ったかどうか。

2点目、内水氾濫対策として周辺の調査を終了しているわけですが、そのことについて今後どうするか、あるいは浸水地域の町内会、住民等にどのような説明をするかということをご昨年度中に検討したかどうか。

それからもう1つ、令和6年度末において防災無線の普及状況はどうなっているか。また、同様にその年度内において、防災無線をきちんとスイッチを入れて聴いているという人がどのぐらいいるかという、その利用の実態というのを把握して、災害時の情報伝達を徹底するように、そういうことについて検討されたかどうか。

最後4点目ですが、令和6年度末において、本町が備蓄している食料には食物アレルギーに対応した食料が含まれているかどうか。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず、役場の耐震化の状況でございます。耐震化については、これまでの経過で言うと、平成26年頃に集中して議論を重ねてきたというような経過がございまして、具体的な方向性というのが決まっていなかったというのが、これまでの状況でございます。令和6年度の部分につきましても、現在のところでは具体的に耐震化をどう進めていくのかというところについては、議論していないところでございますけれども、現在、役場庁舎の床面積が約3,000平方メートルということで、今年の6月に窓口業務の見直しだとか働き方改革をしております、そういった中で庁舎の床面積、今後2045年、4,401人になるというようなことを踏まえて、今後、実際に庁舎の床面積がどれぐらいが適切であるかというようなところについて、今、議論と検討をしているというような状況でございます。

続きまして、内水対策でございますね。ちょっとお待ちください。内水対策につきましては、市街地で4河川の内水対策の計画ということで調査業務を3年にわたってしております、令和6年度が最終年ということでおおむね方向性が出ております。

以前、総括でも、去年でしたか、報告が最終ではなかったということで、途中経過の説明をさせていただいておりますけれども、令和7年3月18日に納品されまして、以前と説明した内容とはおおむね変わらないということで、オモチャリ川の内水対策につきましては最適なポンプを整備するということになっておりまして、今、町内に排水ポンプ車というのが国土交通省開発建設部のほうで配置しているのが4台ありまして、以前は30トン級が3台だったのが現在30トン級2台と60トン級が2台というようなことで、今、配置されている60トン級のを富士樋門のところで排水させれば足りるというような検討結果になっておりますので、当面、今後、排水機場が必要かどうかということもあるのですが、このポンプを使わせていただければ通常の維持経費等々もかからないものですから、当面はこの対策でしていきたいなというふうに考えているところです。

スガワラ川のほうにつきましては、必要な流量に合わせた断面あるいは平和地区の上流のほうに遊水地を設けることによって対応できるというふうな結論になっております。

あともう1つが、多和川、ポン多和川につきましては、流量と河川の水を阻害するような樹木を伐採することで対応できるというふうな結論になっております。

具体的にスガワラ川に関しましては、断面だとか、あるいは、もし遊水地を設けるのであればどれぐらいのというのは提示いただいているので、もしこれから進めるとすれば、具体的な設計だとかの、また委託をしていかなければならないというところにはなるのですけれども、いずれにしてもJRが通っておりまして、その断面がすごく小さいというようなことになりますので、JRを架設で工事をするといった場合、かなり前から別に線路を設けなくてはならないというようなことがあるので、相当な金額が、工事費がかかるのではないかなというふうなことで伺っているところでございます。

地域住民についての周知については、今のところ方向性というものが決まっていないも

のですから、周知はしていない状況でございます。

そして、防災無線の状況でございます。令和5年度末の配付数2,686で、配付割合が77.7%でありました。令和6年度末、7年3月31日の時点では3,065戸、90%になっております。状況としてはそういったものでして、防災無線の利用実態をちゃんと聞き取れているのかどうかというようなことなのですけれども、聞き取れていなかったりとか、ランプ、何か通常と違うようなところについては、随時個別で連絡いただいておりますので、対応しているところでございます。

それと、備蓄品の関係ですね。備蓄品については、基本的にはアレルギー対応しているものでございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 私は質問が長いということで時々議長や委員長に注意を受けますけれども、今、皆さん聞いておわかりのとおり、私が聞いていることに端的に答えていただけない場合もあるということ、まず今回、ご理解いただけたと思うので、その上で再質問しますが、まず役場庁舎の耐震化をどのように進めるか検討したかということ、これは床面積を考えているということは、検討しているという理解でよろしいのかどうか。

それから2番目、内水氾濫に対する浸水地域への説明というのは、確かに課長おっしゃるとおり、以前おおよその結果というものを報告はいただいております。問題は、具体的な方針が定まらなくても、その浸水地域の方、住民に説明することによって、そこから得られるパブリックコメントというのをその計画の中に、例えば取り入れる気があるのか、ないのかということをお伺いしています。

それから、防災無線のことに関しては90%配られたということ、その残り10%についてはなかなか手渡し、取りに来ていただけない、それから拒否する方もいるかもしれないというようなことで90%はいいとして、問題は、開封して電源をきちんと入れて放送を聴いているかどうかということ。例えば日中仕事されている方は聴いていないのです。24時間ずっとやっているわけではないから、聴いていないのですよ。お昼休みに帰ったら、働いている人は聴くかもしれないけれども、そういった状況を調べないと、いざ何かを伝達しようとするときに伝わらないのではないかとということです。

1つの例が、生産者団体において以前、農事放送というものを行っていたのですけれども、それがどうしてやめることになって証拠が残るファクスになったかという、そういう具体的なことを考えないと、いざ何かしなければいけないときに伝わっていないかもしれないということなのですよ。それをアンケートなりなんなりで、きちんと把握しておく必要があるのではないかとこのことを言っているのです、そのところ、そういうふうにする予定を今後考えていただけるかどうかということ。

それから、備蓄食料がアレルギーに対応しているという点は了解しました。

（何事か言う声あり）

○委員長（本多耕平君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） 耐震改修の部分につきましては、課題は持っていますけれども、令和6年度は検討していないということでございます。

内水対策のほうについては、今後、周知の方法も含めて検討していきたいと思います。

防災無線につきましては、90%のうち10%が配付されていないということなのですが、当初、配付拒否の方というのも確認していなかったというような実態もありますので、その辺も今、地域的に順番にやっておりますので、その辺を確認しながらということ。

放送を聴いているかどうかというところについては、アンケート調査とかという部分で、検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 聞きたいことはあるのですが、取りあえず3つ目の質問に行きます。

特別養護老人ホームにおける手当の一部未払い、それから会計年度任用職員の手当支給漏れ、その後、農業費分担金過誤納による還付金発生と、立て続けに行政事務執行に際しての法的根拠の理解不足であるとか、あるいは誤認による事件が報告されています。

この中で、全容を調査中であるというふうに言われている農業費分担金、それから事件の全容がわかっている、遡及して手当の支給が進んでいる会計年度任用職員への手当支給漏れというのは、これについては今後、全容が明らかになっていない農業費分担金については何らかの報告というか、全容が解明した時点で報告があるものと思いますので、今回は質問いたしません、やすらぎ園の特別養護老人ホームにおける手当の一部未払いについては、これは遡及できる、要するに時効が完了していない3年間についてということで、年度内に支出されているわけですが、3年というのがそもそも経過措置で、今後その時効自体が5年になるということもあります。

それと、時効が成立したからといって給与の請求権というものが消滅するわけではないということは、恐らくご存じだろうと思うのですが、実際になぜそういった不支給が生じたかという、理由によっては時効が停止するというものもあると思うのです。そのことを考えれば、書類で調べられる範囲で遡及して、全体として幾ら不支給だったのか、職員が幾ら不利益を被ったのかということをお明らかにする必要があるのではないかと思います、いかがですか。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時09分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

午前の部で類瀬委員から質問されておりますので、説明員の方、答弁をお願いいたします。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。委員から、やすらぎ園の手当の未払いの対応についてご質問がありました。それで、その中で消滅時効が今、経過措置で3年、それが5年になる可能性があるというようなお話があったりとか、それから時効中断の話もありましたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

それで、まず時効に関する見解なのですけれども、現在、もともとが賃金の関係については民法上2年の扱いだったものが、2020年の法改正で原則5年になったと。この件に関しては、経過措置として3年間という定めがあった。規定上は当分の間というような言われ方をされているのですけれども、明確な時期が書かれていない。明確な時期が書かれていないほかの法律の例からすると、なかなか時間がかかるものであることが一般的だというような解釈があるようであります。そういったことがありますので、以前にご説明しているとおり、3年間の消滅時効の範囲内で遡及をしてお支払いをしたというところで、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、この件に関して時効の中断が取れるかどうかということは、これまで調べた中ではなかったのですけれども、必要があれば顧問弁護士にも問合せをしなければいけないのかなと思えますけれども、調べる限りでは労働者側に有利な時効中断の措置というのは、ちょっと今、思い当たらないところであります。

それから、農業費分担金について、この間、私から全容について調査中というようなお話をしております、それと比較して委員のほうからは恐らく農業費分担金とこの手当について考え方、取り扱いが違うのかという、そういう疑念を持っていらっしゃるのかなと思えますけれども、だとすると少し私の発言、説明の仕方が言葉足らずだったのかもしれませんが、農業費分担金については、発生の時点はもうわかっている、この間の事務取扱について間違いがなかったかどうかについて全容を調べさせてもらっていると。最終的には、物によっては時効によるこちら側の債権放棄というようなことにつながるわけありますから、そこについては慎重に調べていきたいという話をさせてもらっております。

このやすらぎ園の手当の未払いについては、まず時効という定めがあって、それを越えてお返しすることができるのかどうかというところについては、なかなか越えることができない一線だろうというところで、3年の時効の中に限ってお支払いをするという措置を取ったというところでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（本多耕平君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 副町長おっしゃるとおり、私の中には農業費分担金の、どういうことがあって、全容がどうなのかということに対する姿勢と、やすらぎ園の手当の未払いに関する対応に差があるなというのは正直思っています。

なぜかという、やすらぎ園のこの手当の未払いというのは、本来であれば本人が請求すべきものについて、以前、特殊勤務手当がほかの部署でも、牧場であるとか、それから

その他野犬掃討であるとか、いろんなところで特殊手当をもっとたくさん種類を出していたときに、勤務のシフトに基づいて、勤務シフトの作成者、つまり町の当事者ではなくて担当課の職員が回数を職員係のほうに報告するという、そういう手続を取っていたというのを、私、記憶しております。

まず、そういったことについて町としてはできる範囲で確認をすべきで、もしそういうことでも関係して、そういう本人請求によらずに町として対応していたことが、どこかの時点でそうではなくなったということでこの未払いが生じたのだとすると、これに関しては、給与未払いなど労働問題を専門とする法律事務所なんかの見解で言うと、一定の需要があった場合には時効期間はリセットされると、そんなふうに言っています。だから、もちろん町の顧問弁護士さんのほうにも、そういったことを相談していただくべきだと思います。ただ、そのときに、なぜ未払いが生じたかという、その根本的な理由をきちんと調べる必要はあると思います。長くやすらぎ園の給与、臨時職員の分の給与を担当していた方に当時の様子などを聞いてきましたし、私自身も給与担当者としてやすらぎ園から出てくるそうした報告を入力していた、そういう記憶もありますので、これは本人が請求しなかったからということだけでは済まないのではないかなと私は思っています。そうすると、場合によっては時効の期間というのがリセットされて、本人にとって債権を消滅せずにその分を遡及して請求する、そういった権利が残るのではないかというふうに思っているのでも、まず、なぜそれが生じたかというところをきちんと調べていただきたい。

そもそもこれ、どうしてわかったかということに関して、私が知るところでは毎年予算計上されているわけですよ。300万円ぐらいそのことに、手当に関する予算がずっと計上されている。ただ、ずっとそれが支出されていないことに疑念を持って、そこから未払いが明らかになったというふうに、私は関係の方から聞いております。そのことからすると、役場の仕組みそのものがどこかに瑕疵があった可能性があるわけで、そういった点を明らかにした上で、できれば現在働いている方、それから過去に働いている方に少しでも有利になるような、そういった対応を取っていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほど申し上げたように、消滅時効3年という定めがあり、それに従う、従わなければいけないという考え方で3年間遡及してお支払いしているところでもあります。それが法的に間違いである、委員、ご指摘のように時効がリセットされるとか、そういうことがあるのかちょっと私は不勉強で存じ上げませんが、恐らく判例ではなかなか判断が難しいのかなというふうに思ったりもするわけなのですが、いずれにしても専門家の意見も聞きながら正しい形での支給に努めなければいけないというのが雇用主としての基本的な立場だと思っていますので、引き続き対処してまいりたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 支給に関して言うと、その時効が成立していない3年間について

支給したということ自体は、全く本当にそのとおりでよいことであって、問題は、なぜそれが生じたか。時効が成立する前の3年間とそれ以前の何年間かとは、理由は同じだと私は思うのですよ。だから、そこをはっきりまずさせなければいけないと思います。でないと、その時効がリセットされる可能性があるかもしれない。副町長、ないかもしれないということをおっしゃいますけれども、まずは原因をはっきりさせて、その上でそういう時効がリセットされる可能性があるとするれば、それによって救われる方が大勢いるというふうに思うわけです。

まず、その原因調査をされるかどうか。私はするべきだと思いますけれども、されるかどうかをお伺いしたい。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

この件について、以前に報告した際に、当時、園長から原因については言及をされていたというふうに記憶をしております。開園以来、事務取扱について誤りがあった、それについて途中途中でチェックというものがされなかったという、そういった話があったかと思えます。それから、事案がはっきりしてからは、先ほど委員も触れられておりましたけれども、現場とそれから給与担当との距離感というものに少し課題があるのかなと私は感じていたところであります。

総合すると、再発防止策という部分で言うと、まず給与関係のほうに関しては、法改正等でアップデートされた部分はもちろんしっかり時点時点で確認をしながらやっていく、それから現場での時数等のカウント、それからそれがどういうふうに引き継がれて事務処理されていくかという流れの中で、間違いが起きないようにチェック体制というものについて考えていきたいなと考えております。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 開園以来、要するに50年以上にわたって間違いが続いていたというふうに、開園以来という説明は確かにされていた方がいたのですけれども、実際には開園当時からいた方ではなくて、現在いる方の中の古い方に事情を聞いて、昔どうでしたという、その程度の調査しかしていないと思うのですね。

実際に書類で遡れるのは、書類の保存期限を考えると10年ぐらいかと思うのですけれども、例えば職員係で各職場から出てきた入力表の中には、当然のことながらその100分の25とか、休日の100分の25とかの項目というのは、それはありました。私の記憶では、そこにも数字が入ってきたように、これは何十年もたっていますから誤認はあるかもしれませんが。その点に関しては、給与担当者であった町長も記憶されているのではないかなと思うのです。しかも、この間何十年にもわたって、では支出されない、該当者が出てこない手当を予算要求して措置されていたということ、それ自体が問題なのではないのですか。だから、開園以来ということをおっしゃった方がいたけれども、そのところが不十分な可能性があるのもっと調べる必要があるのではないかということをおっしゃっているのです。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

私が先ほど申し上げたかったのは、以前に担当から報告をさせてもらったときに、調査をした結果こういったことだったということで報告をさせてもらいましたということだったので。委員は、まだ不足があるというお話をされております。

実は、前回の報告のときに、もっと調べることがないのか、調べる方法がないのかということ、私は私が尋ねておりますけれども、古い話であったりとか、あるいは委員もおっしゃっているように、書類の保存年限の限界があったりとかで、これ以上の調べようはありませんということだったので、それを了として議会に対しての報告という形を取らせてもらっておりました。まだまだ余地があるのであればそれは検討いたしますけれども、今のところは手持ちの材料としてはないという認識でおります。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） そうすると、ポイントになるのはまず第1段階ですけども、給与関連の書類の保存年限というのは何年ですか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

文書編集保存規程上は、給与に関する重要な書類は5年というふうに定められております。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） だとすると、最低でもそこまでは調べがつくということになりませんか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） ご指摘のとおりです。3年に限ってというのは、繰り返しのなりますが、時効の定めにより3年しか遡及できない、なので早急にお支払いするべきだということで、3年間の分について計算をしたというところであります。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） それでは、その書類が確認できる、もしかすると保存年限を過ぎて書類がまだ残っているようであれば、早急にその部分について調査をして、実際にお支払いできるかどうかということではなくて、実際にその事件の大きさとか規模がどのくらいであったのかということ、これは明らかにすべきだと思いますし、その結果を受けて、なぜそれが生じたかということをお答え……正確なところを、私が考えていることとはちょっと違うのですけれども、組織として個人が行うべき手続を組織としてやっていたという実態が過去にありますから。そのことを法的に、例えば時効を中断する、あるいはリセットする、そういった理由になるかならないかということについても調べていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

事態の重要性という観点で委員がおっしゃっているのだとすると、この夜間勤務手当の未払いについては、既に34人の方にご迷惑をおかけして、過去3年分遡及して924万円の手当をお支払いしていると。それだけで十分重大なミスをしていたというふうに認識しておりますし、これは3年分ですので、さらに2年分が加わると大体3分の2ぐらいの金額が加わるのかなということでは、ざっくりとした大きさはわかるかと思います。ただ、それが900万円にさらにその900万円の3分の2を加えた額が、だから重要かという、既にもう我々としては大きな間違いを犯して、そのことについて早急に是正するために3年分を計算してお支払いを済ませている、そして、そのことについて議会の皆さんに報告をさせてもらったということでもあります。

その上で今、委員からは、4年前、5年前の分について計算をして明らかにすべきではないのかということなのではすけれども、なかなか事務作業が膨大になることが予測されるわけですから、それについてはかなり時間を要するのではないのかなというふうに思うところでもあります。あるいは、先ほど申し上げたように900万円と、それから仮に3分の2だとすると600万円ですから1,500万円というところと言うと、改めて本人にお返しできるのであればまた別なのではすけれども、違う考え方なのではすけれども、現状返せないという頭で考える中では、その作業については、今、する考えは持ち合わせておりません。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 繰り返しになりますけれども、一定の事由がある場合には時効はリセットされる、そういう考え方があるということを経験者がおっしゃっています。だから、もちろん法律家の専門性によって、そこら辺の見立てというか、見解は違うかもしれませんが、そういう可能性があるということですから、そこを捨てずに、これまで町のために、町の高齢者福祉のために粉骨砕身頑張ってきた方々、それから現状において一生懸命職務を全うしようとしている方々の不利益を補償する、補填する、そういう意思はないのですかということなのではすけれども。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

時効3年からさらに遡って2年分、それについて支払わなければいけないものであれば、それは当然、早急に対処しなければいけないと考えております。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） とにかく、私と副町長がここでやり取りしても、結局、法的にどうであるかということが大事ですから、まずはそのことをきちんと片をつけた上で、要するにその原因自体が時効をリセットする事由には当たらないのだと、本人請求によらず組織としてやっていたことが時効をリセットする事由に当たらないのだということであれば、私はそこまでこだわらないわけですが、しかし、お答えいただいている中に、そう言いながら、ずっと連綿と300万円ぐらいの予算を毎年請求してきている。それを結局、担当課において評価をして予算づけをしてきているという、その事実です。そういったことから考えると、どうもそこら辺、釈然としない部分があるわけです。まだまだ調べ

られるのではないかなという思いです。

まずは、法的に時効を止める事由が町の側の対応にあるのかないのかを調べるか調べないか、ご答弁をお願いします。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 未払い賃金にかかわる時効の在り方については、引き続き研究をしてまいりたいというふうに考えます。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 研究とか検討ではなくて、調べるか調べないかということはこの場では答弁することができないという理解でよろしいですか。それとも、そうではないのですか。本当は積極的にやる意思はあるけれども明言できないという意味の今の答弁なのでしょうか。ニュアンスとしてどちらなのですか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 端的に言うと、調べなければいけないと考えています。決算特別委員会の席上で委員から払わなければいけないのではないかという疑念を寄せられたわけですから、それについて、それが正しいかどうかについては調べなければいけない、その結果として4年、5年前のものについて支払う義務が生じるかどうかについては出てくるというふうに思っています。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） ぜひ、こういった間違いが起きるといのはもちろんどこにでもあるし、いつでもあることで、そのことの例えば犯人捜しであるとか何かというのではなくて、きちんと法令とか法律の根拠に基づいた事務を進めなければならないというのは、町職員としてあるべき姿だろうと思います。そこが欠けたことによって、町職員であったりとか、あるいは住民に不利益が起きないように、それをするのも私は町の務めだと思いますので、ぜひ、今ご答弁いただいたように本件について引き続き調べていただくようお願いして、私の質問は終わります。

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君）（発言席） それでは、私のほうから何点かについて質問させていただきます。主要な施策の成果の実績報告書の中から何点か質問いたします。

いわゆる高齢者事業団への助成について、昨年決算委員会において、私、これはどういうものに使われているのかということの質問に対しまして、今年度はこの実績報告書の中にきちんと文言化されて書いてあります。「高齢者事業団に対し、訪問開拓員の人件費補助することにより、高齢者の就労の場の確保と支援が図られた」という、こういう実績が述べられております。この補助金につきましてお尋ねいたしたいのですけれども、この補助金、いつから始まって何年間継続されておりますか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

高齢者事業団に対しての補助金、いつからかというお尋ねと申しますけれども、昭和63年度から支出をしているものでございます。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 昭和63年ですから、今、令和7年ですから……

（「昭和100年」の声あり）

○委員（松下哲也君） もう昭和100年だから37年、令和6年でしたら35、6年たちますね。このときの助成金の目的は、どういう目的で出されたのかお聞きしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

当時から訪問開拓員の人件費というような形で補助をされているというふうに理解をしております。訪問開拓員の任務といたしまして、団員の勧誘、団員の募集、それから入団される方の面接等を行っていることと承知をしております。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） ということは、この事業団が設立されたときの立ち上げの経費の一部にするとか、そういうことに対する助成金というふうには捉えられないのですか。運営費の中の一部に対する助成金だと捉えられる、今の答弁だとそういうふうには捉えられるのですけれども、そこはどうですか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

ちょっとその当時の部分、今、資料持ち合わせがないので何ともお答え、今、現状ではできかねるなと思っておりますけれども、基本的には高齢者事業団の運営費ということではなく、高齢者事業団が設置をする訪問開拓員の人件費の一部というように私どもとしては理解をしております。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） ということは、高齢者事業団の中に会員を募集するための訪問開拓員というのが存在をすると捉えてよろしいですか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

専任でその訪問開拓員だけをやっているということではございませんが、兼任の任務といたしまして、訪問開拓員の任務を担っていらっしゃる方は、現状、いらっしゃいます。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） あれから35、6年たっているのです。今の世の中、いろんな企業、社員募集、職員募集、役場もそうです。この募集をするに当たって、皆さんそれぞれ、その中で費用を出して、社員なり職員なりを募集しておりますよね。それがこの特定の高齢者事業団に対して、団員を募集するために経費を町が、行政が負担をするということに対して私は非常に疑義を感じるのですけれども、そこら辺はどのように考えたらいいか、お聞きしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

この高齢者事業団の部分で就業される方、当然、高齢者事業団なので高齢者なのですが、高齢者の生きがいづくりですとか、健康保持、社会参加等の部分を担っていただいている部分もあろうかと考えているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 今のこの世の中を見ますと、どこでも人手不足で、標茶のいろいろな会社、事業所あたりでも募集しております。高齢者事業団だけが行政からの補助金をもらって団員を募集するなんて、私は考えられない。なぜ、ここにだけ出すのか。そして経営として、あそこに車両がもう十数台ありますよね。経営として、全く赤字でもってにっちもさっちもいなくてあれだというのだったら別ですけども、あれだけの車両を抱えている中で、いまだに35年にもわたってこの補助金が必要なのかどうなのかということに私は非常に疑問を感じております。

そこで、当然、町からの助成金をもらっているということであれば、この事業団から収支決算書の報告提出はありますか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたします。

収支の決算書ですね、そちらの部分は例年頂いております。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 確かにいろいろな町の振興資金を使って各地域でいろいろな施設、会館だとかその整備をやったりなんだりするときには、きちっとそれに対する決算書類は出されているということでは、当然、各助成金をもらっている者に対しては決算書というのは提出されるのは当たり前だと、私は、町としてお金を、助成金を出している以上は、これは当然、やってもらわなければならないものだと思っております。町からこの事業団に対して、年間事業はどのくらい発注されておりますか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

令和6年度、標茶町から発注した金額でございますが、3,965万534円でございます。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 3,965万円、4,000万円近い事業が発注されていると。これだけの事業が発注されて、そして事業が行われているという中で、70万円の会員の開拓員に対する助成はどのようなのですか。私は、35年にわたってこれをいまだに続けているということに非常に疑義を感じます。

今、財政の特別委員会を開いておりますけれども、前年度を踏襲した予算を組んでいけば、とりあえず町民から文句も言われぬ、職員としてはこれは当たり前だという、現状維持を図っていけばとりあえず財政を組んでいく中で文句を言われることはないだろうというような気が、そういうあれを持っていたのではないのかなということでは、私は非常

にこれに対してはちょっと、もうそういう考えは改めるべきではないのかなと思っておりますし、今、約4,000万円近い事業を行っている中で、この事業、町が委託して4,000万円の事業をやってもらっていて、その事業に対する点検だとか評価だとかというのは、きちっと行われておりますか。

あと、あわせて、その作業体系において事故だとか、そういう事故防止に対する対策等は行われているのかは、きちんと確認されておりますか。

(何事か言う声あり)

○委員長(本多耕平君) 手を挙げるなら、ぱっと説明してくださいよ。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君) お答えをいたしたいと思います。

ちょっと発注の部分の確認の部分、私、全て確認しているわけではございませんので、私どもの課の部分でお答えをさせていただきたいと思いますが、発注をいたしまして、終了、業務完了しますと完了届というものが提出されまして、提出され次第、検定というような形で私のほうで現場等を確認させていただいて、仕様書どおりに業務が行われているかという部分を確認させていただいているというような状況でございます。

○委員長(本多耕平君) 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長(齊藤正行君) 前段、補助金の関係ありまして、その事業の効果とか、そういった部分のご質問がありましたので、担当のほうからもお話しさせていただきますが、町のほうには、標茶町各種団体等運営及び事業補助金交付規則というものがあります。また、単体でそういった交付規則を持っているものもあります。ほとんど同じようなものですが、個別に規定をしていなければ、この規則に基づいて補助金を算定させていただいて支出している。その中に委員がご指摘の決算書ですとか、なんとかを添付しなさいよというような規定も盛り込まれているところでありまして、押しなべて、委員もご指摘になりました自治会も含めて、いろんな町から補助金がある場合には収支決算書、それが前年にもらっているのであれば、終わった段階で事業完了の1か月後以内に収支決算書を報告しなさいですとか、そういった部分での指令を出して、当然、その中には不正に取得した場合には返せというような規定もありますけれども、やる前には予算案を出して、実行したら収支決算書を出せというのは町の規定でも、押しなべてどの補助金にもあるというふうに認識しています。

それから、事業の、三十数余年というお話がありましたけれども、その中では、これまでも事業評価、以前は行政評価というふうに呼んでいましたけれども、事業評価という中で目的と効果について検証して、それを次年度の予算に反映していくというスキームも以前からやっておりましたが、ここ数年来は、しっかりと事業評価の中で目的とその効果については深化させて、もっとそれを具現化していく。以前は当初予算の中でいろいろ議論していた経過もありますけれども、今は、今年もそうですけれども、既に事業評価というのは夏ぐらいから始めておりまして、今で言うと、もう令和8年度の予算に向けて夏頃からスタートして次年度の、お金がメインではなくて、その効果と目的、そういったところ

に着目しながら、この事業が、補助金を公的に出すことが町民の福祉の向上ですとか、そういうことになるのかという視点を持って、これはこの事業ではなくて、全ての事業、三百十何ぼありますけれども、その一本一本について、事業を検証しながら、翌年度も予算すべきものなのかどうかというのをやっております。決してこれは今の段階で否定するものはありませんけれども、一般論で申し上げますと、各事業については、そういった事業評価という場を通して目的と効果について検証し、公的な資金を投入することが妥当なのかどうかというのは判断しているところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 非常に財政が逼迫してきている中では、やはりこの事業評価ということが、私は本当に重要なものになってくると思います。ぜひとも、この高齢者事業団への助成については、きちっと再考をお願いしたいなと思います。

次の質問に行きます。

これも事業評価の中で、いわゆる給食宅配サービス244万8,000円。ここの文言について、私、非常に疑念を感じるものですから、このことについて質問したいと思います。主要な施策の中の16ページに載っております。給食宅配サービス、「食事を作ることが困難で自宅にこもりがちな高齢者に対し、週1回食事を届けることにより、栄養の確保と安否確認を図ることができた」、こういうふうに書いてあります。この文言の中で、やはりちょっと私、笑ってしまったらあれなのですけれども、週1回食事を届けただけで栄養の確保が図られたというふうに理解してしまうのですけれども、そこら辺どうですか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

ただいま委員のほうからご指摘いただきまして、週1回の食事を届けるところで栄養の確保ができるかという部分で言いますと、週1回で全ての栄養を確保することは、当然、難しいということは、ご指摘のとおりだと考えております。ちょっとこちらの部分の表現、過去からずっとこのような形で表現させていただいている経過もございしますが、次年度以降、表現の部分を改めさせていただきたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 言葉の表現で言うのもちょっとあれなのですけれども、この宅配、244万8,000円使っておりますけれども、町内で何名の方が利用されておりますか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

現在、利用の登録をされている方は39名でございます。ここ数年、ほぼ40人程度で推移をしているところでございます。

なお、こちらの部分につきましては、令和6年度、火曜日と木曜日に実施をしております。

して、トータルで96回、1,351食の提供をしているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） これも多分どこかに委託されているとは思いますが、この委託先というのは何か所くらいに委託されているのですか。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

こちらの事業、平成11年度から実施をしております、開始以来、標茶町社会福祉協議会（以下、「社協」という。）のほうに委託をしているところでございます。社協に委託していたときは週1回だったのですが、平成29年度から1回回数を増やして週2回にするというような部分もございまして、社協のほうから一部ウェルフェアのほうに委託がされているというような状況でございます。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 社協が受けて、平成29年から社協から一部をウェルフェアに委託されているということですね。わかりました。

もうちょっとこれを、この文言の中で「食事を作ることが困難で自宅にこもりがち」だと。これ、介護保険との関係ではどんなふうになっておりますか。当然、介護保険の認定を受ければ訪問介護等のサービスを使って食事等を作っていただくとか、そういうことができると思うのです。そういう中で、また、なおかつここで助成を受けて週1回の食事を届けてもらえる、当然、これはお金はもらっているとは思いますが、そこら辺との関連というのは、どんなふうに捉えたらよろしいのかお聞かせください。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

介護保険との関連という部分でございますが、こちらの給食宅配サービス事業につきましては、介護認定を受けていなくても利用はできるというような仕組みでございまして、対象といたしまして、おおむね65歳以上の単身高齢者、それからおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯、65歳未満の方では障がいのある方を対象にしております。

先ほどご指摘にありました介護保険の訪問介護の部分でございますが、そちらのほうは当然、介護の認定を受けた方が受けられるサービスということでございますし、給食宅配の部分は週1回昼食をお届けするというような形ですけれども、介護保険のほうは訪問介護員の方がご自宅にお伺いしまして、ご自宅で食事を用意されるというような形になっておりますし、食事を用意する部分もその1回限りではなく、少し多めに作って翌日以降も食事を取れるような形でサービスを受けられている方もいらっしゃいますので、重複する部分はないのかなというふうには考えているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） これは利用者の1食当たりどのくらいの料金で徴収して行っているのかお聞きします。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

利用者の方につきましては、1食当たり300円をご負担いただいているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 1食当たり300円、今の時代、非常に金額は安いですね。これが行政のこういう人たちに対するサービスの一環というふうに捉えてしまうのか、捉えていいのかわかりませんが私もあれなのですけれども、先ほどから何回も申し上げていますが、この事業を週1回、これで満足していいのか。反対にもっと週に3回提供しますよというふうに持っていったらいいのか。でなかったら、特定のこの39名の方だけの事業だと。考え方によっては、この39名の方だけに244万8,000円が使われているというふうに考えたときには、どのようにその考え方を持っていったらいいのか。これはもう一度じっくりと検討していただきたいということを申し上げて、次の質問に行きます。

環境保全型農業直接支払交付金38万3,000円、これは化学肥料、農薬の使用を5割以上削減する取り組みと地球温暖化防止に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対するの支援ということです。これで令和6年度、1戸約600アールくらい行ったと思うのですけれども、その作況といいますか、そこはどのような状況でしたか。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

この事業の概要につきましては、今、委員のほうで十分ご理解されているということで説明を省略させていただきますが、作況というか、実際取り組みを行った農家さんにこの事業を実施したことによる効果のほうを直接お伺いしていますので、その結果についてをお伝えさせていただきます。化学肥料、化学合成農薬の使用抑制等を通じた環境負荷軽減効果のほか、ヒメダイコンバエの被害の軽減、あと連作が要因と言われている大根特有の病気の発生も、取り組みを行っていないほかの農家では発生していた病気がうちでは発生しなかったよですとか、期待した以上の効果が得られたというふうに伺っております。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） いわゆる不耕起栽培だとか、カバークロープ方式での栽培ということでは、非常に魅力のあるといいますか、今までにない農法かなとは思っております。そういうことで、当然、標茶町にも、耕作放棄とは言いません、なかなか利用が難しいような土地の中で、ちょっとそういうところが荒れてきている農地があるというふうに私も思っておりますし、また、見受けられます。そういうようなところにまた新たなカバークロープ方式での農業をやりたいというような人が、そういう動きというか、そういう人たちがいるかどうか、もしあれでしたら新たな情報でもあればお聞かせいただきたいなと思います。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

今からお話しする内容につきましては令和6年度実績ではないのですけれども、ちょっと参考までにお話をさせていただきたいと思います。

できるだけ手間暇、費用をかけない手法を用いた畑作を本町で行いたいという相談は、実際に受けているところでございます。緑肥の効果のほか、雑草の抑制のために麦を植え、化学肥料や化学合成農薬をほとんど使用しないというような内容の農法なのですが、意外であったのは、機械についても大型のものを多分使わないということで、そういったことになると思うのですが、傾斜があたりだとか比較的条件の悪い農地でも、この手法を用いた畑作だと農地を利用することが可能ということでした。担い手不足ですとか高齢化が原因で、委員おっしゃられるとおり、耕作放棄地の発生というのが懸念されているわけなのですが、こうした取り組みは耕作放棄地の発生の抑制につながるとも考えておりますので、相談を受けている件につきましても、本事業の活用が可能かどうかについて、現在、研究をしているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 新たなそういう取り組みに対する農業者が現れたときには、ぜひとも全面的なこの支援のほうをしていただくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ございませんか。

齊藤君。

○委員（齊藤昇一君）（発言席） 令和6年度決算審査特別委員会総括、最後になるかと思いますが、ルールを重んじて令和6年度決算について質疑をさせていただきます。

○委員長（本多耕平君） お願いいたします。

○委員（齊藤昇一君） 私からは、子育て支援策などについてであります。

令和6年度決算に関して、町長公約でもあった町が重点的に取り組んでいる子育て支援等について、総括的に質問をさせていただきます。まず考えられるというか、子育て支援策については標茶町の将来を担う次世代への大変重要な投資であるとともに、私は財政にとって課題でもあると思っております。そこで、次の事業の3点について伺います。

1点目、まず保育園無料化の事業についてであります。

決算においては、この金額が提示されてはおりません。というのは、無料化なので料金徴収していないものですから。ただ、以前の資料からすると約6,000万円程度が計上されると思われま。保育園の利用率の向上などといった子育て世帯に対しての効果にどのようにつながったか、どう評価されるか、担当課に伺います。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思えます。

子育て世帯に対しての効果に対しての評価というお尋ねと思いますが、担当課といたしましては、まず子育て世帯の経済的な負担の軽減につながっている。それから、従前、子育てをされていた方が保育園に預けることによりまして社会進出が図られている、これに伴いまして子育て世帯の所得の向上。それから、お子さん、本町においては出生数が減少

している中で保育園に入園されるお子さんの数が変わってはおりません。特に3歳未満児の入園率の向上が図られているのかなと考えております。結果といたしまして、保護者の方の育児と仕事の両立が図られているのではないかと考えているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） 多分、町長も政策的にそのような具体的なことを想定してこの事業を進められているとは思いますが。

2点目、次に子ども医療費無料化について伺います。

この事業については22歳以下の町民に対して行われているものでありますが、この無料化には約1,400万円の支出があるとされています。改めて利用件数や予算の執行状況についてどうだったのか、また、そしてその状況を踏まえてこの事業が子育て世帯に与えた効果をどう評価しているか、担当課に伺います。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思えます。

利用件数でございますが、令和6年度、延べ1,566人の方が利用をされているような状況でございます。

予算の執行の部分につきましては、委員のほうからもご指摘がございましたが、令和6年度1,401万6,000円の支出ということでございます。

それから、子育て世帯に与えた効果をどのように評価しているかとお尋ねでございますが、こちらにつきましても、先ほどの保育園のお答えと同様に子育て世帯の経済負担の軽減が図られているということ。それから、医療費の関連の部分でございますが、町内の商品券で還元をしているということでございますので、商品券の使用による町内経済の活性化が図られている。それから、病院受診費用にかかわって受診控えが少なくなっているのではないかとこのふうにも考えておりますし、無料化によりまして早期に受診をされることにより健康の保持が図られていると考えているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） ありがとうございます。

その5,556名……いや、1,556名、すみません、5,000人といったら人口を超えてしまいそうな感じになる。その内訳、要するに22歳、わかりました。私も1,556名、結構な数だということ、今、ちょっと改めて感じておりますけれども、また、この1,400万円につきましては商品券を出されているということで、町の経済効果もあるのではないかとこのことですね。

では、3点目、続きまして学校給食無償化及び標茶高校への給食提供事業についてであります。

この事業については、牛乳の分も入れたら約3,200万円ほどが支出されています。この無償化により保護者の負担軽減が図られたという一方で、財政的には継続的な負担が生じております。この施策によって就学支援や子育て世帯の定住促進など具体的にどのような成果が見られたのか、担当課に伺います。

○委員長（本多耕平君） 教育委員会管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷 学君） お答え申し上げます。

学校給食無償化事業、こちらにつきましては子育て世帯への支援策としまして、令和5年4月から義務教育期間中の給食費を無償化している事業でございます。財源につきましては、ふるさと納税を活用させていただいております。

令和6年度につきましては、小学生、中学生、合わせて486人に対しまして9万4,143食の提供を行っております。1人当たりの平均で年間6万1,800円の助成をさせていただいているところでございます。

実態調査等の実施はしていないため、正確な状況というものは把握していないところなのですが、学校現場、それから教育委員会の外部評価委員会、それから給食運営委員会等、そういういろいろな場面を通して保護者の意見を伺っているところなのですが、まず負担が減って大変助かっていると、そういうような声が多く寄せられております。子育て世帯の支援、経済的負担の軽減という部分で本事業の目的は達成されていると担当としては考えております。

続いて、標茶高校への給食提供の事業でございます。令和5年度から地元高校の魅力化支援策としまして、希望者に対して給食の提供もしてございます。

令和6年度におきましては、高校生徒154人に対しまして2万6,300食程度を提供しております。全校生徒に対しての給食提供率なのですが、88.56%でございます。

給食提供を希望される家庭が多い状況であり、保護者ニーズ、それから給食の満足度の高さの表れだと担当としては認識しております。地元標茶高校の魅力化につながるものと考えております。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） 以上3点お聞きして、本当にこの事業3項目については、地元子育て世帯含め、標茶高校は地方から通ってくる子もいて、かなり朝早い汽車に乗らないと、親もその時間に合わせてお弁当を作るということを含めたら、かなり標茶高校の部分、魅力は上がっているのではないかなと私も思っております。

ただ、この子育て施策について約1億円が使われております。補助金等を含めていろいろ精査するとそんなに金額は出ていないよということは、多分、あとで企画財政課長からお聞きしようと思えますけれども、そこでこれらの無料化、それから事業において、物価高騰により食材費や人件費もまた上がっております。そして、医療費については町の負担を含めて増加するということがやはり懸念されるというのも課題点として残ってはいると思います。その中で、今後、この施策の持続可能性についてどのようにお考えをしているのか、行財政改革担当室長にお伺いいたします。

（何事か言う声あり）

○委員長（本多耕平君） 行財政改革推進室長・内藤君。

○行財政改革推進室長（内藤政夫君） お答え申し上げます。

令和7年6月16日付で策定しております行財政改革推進計画でございますが、今、ご質問の部分が、今後、施策の持続可能性についてというところでございましたので、少しお話をさせていただければと思っております。

まず、この行財政改革推進計画の中でございますけれども、既に全員協議会ですとか財政健全化調査特別委員会の中で内容につきましてはご説明申し上げさせていただいておりますが、その中で、ただいまご指摘いただきました子育ての支援、こちらの政策につきまして、今後、持続可能性についてどのように考えるかということでございますが、私どもの推進室のほうでは、先ほどもお話ありましたが、事業評価、こちらのほうも所管しておりますので、6月ぐらいから第一次評価を始めまして、現在、三次評価のほうも進めている途中でございます。まずはそういったことをしっかりと進めていく中で、1つ1つの事業をしっかりと精査していく必要があるかなと考えております。

また、この後、予算編成の時期にはなるかと思うのですが、私どもの推進室としましては、行財政改革につきましては、まず持続可能な将来の標茶町に向かって持続可能な財政運営が可能となる状態を目指すということは既にご説明させていただいておりますが、これまでの歳出構造を根底から見直しをするなどの大きな改革が必要になってくるだろうと考えております。人口減少下、本日も何度か出ていますけれども、やはりそういう現実がありますので、その中で人口が多かったときにできていた組織ですとかインフラですとか、そういったものを今後も維持するということが現実的にはなかなか難しい部分も出てくるのかなと考えているところでございます。

したがって、そういったものも含めて将来の本町の姿、1つ1つのあるべき形というのをやはりこの改革の中でしっかりと議論をしていく必要があるのかなということで考えているところでございます。そういった部分で言いますと、これまでの歳入、歳出、予算の視点でありますけれども、こういったものを、構造をやはり根本といいますか、徹底的に見直しをする必要があるのかなというところでありますけれども、そういったことで言いますと、私ども推進室としましては将来の標茶町のあるべき姿というものを目指しますので、その視点に立つという部分では、そういう覚悟を持って取り組む必要があるかなと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（本多耕平君） 齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） 今、室長より令和6年度の決算に基づいての発言であったかと思われま。本当に徹底的に見直しをするということで、これで少しは持続的に可能になっていただきたいなということも思っております。といいながら、約1億円という一財を使っているのですけれども、企画財政課長、実際のところどれぐらいの負担になっていきますか。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答えします。

まずは、給食費無償化事業……

（「給食費から」の声あり）

○企画財政課長（齊藤正行君） 給食で。どれからいきますかね。

（「1億円」の声あり）

○企画財政課長（齊藤正行君） まず、給食費無償化から、すみません。教育委員会の所管ですけれども、計算上の話になりますが、その無償化による収入減は2,700万円、これが本来有償だったら入ってくるだろうという額です。実際に事業費は歳出で3,000万円を超えていますけれども、もらうお金は当初2,710万2,000円の予定で、もしもらうとしたらそういう調定額になったかと思えます。それが減少したということです。

続いて、保育料の無料化については、令和6年度の実績というのには、保育料につきましてはご案内のとおり保護者の所得に応じてやはり上下するものですから、無料化になって所得計算というのを、所得を集めることもしていませんし、そういった計算、保育料が幾らであったというのを実績として持っていませんので、先ほど委員からご指摘ありました平成30年度の収入額がご指摘のとおり6,059万3,590円でした。人数によって上下はしますから少ないのか多いのかはわかりませんが、ざっくりとやっぱり6,060万円ぐらい、6,000万円超の分は収入減になったかと思っております。

それから、大学生までの医療費無料化についても、ちょっと実績、正しい数字というのではないのですけれども、平成31年4月から、それまでも高校生までは医療費無料化しておりました。町長の公約で平成31年4月から大学生までを無料化しております。ちなみに平成30年度の実績では、要は高校生までのときが、平成30年度の同事業は1,216万5,000円でした。令和6年度の実績はご指摘のとおり1,401万6,000円でございますから、単純にこれを差引いて大学生だとすると約185万1,000円という計算が成り立つかと思えます。あくまでも概数ですので、実態はかけ離れているかもしれませんが、それほど乖離はないと思っております。

一方で、町長公約、町長が担ってから、平成30年から、ふるさと納税の寄附金というものがございます。それについては、ご案内のとおり平成30年の405万円から、令和元年は2,100万円とか、昨年度、令和5年度は2億1,000万円とか、昨年は1億3,500万円の寄附金があって、経費を差引いて寄附基金に積んで、財産に関する調書でご報告申し上げている残高が、令和6年度の残高ですけれども、先ほど言った給食費の無償化の事業費3,004万6,000円、これにつきましては全額ふるさと納税の寄附基金から充当させていただいて、今年それ以外も含めると8,890万6,000円がふるさと寄附基金から充当して各種事業を展開しているということをご理解いただきたいと思います。

それから、保育料の無料化につきましては、実は令和元年4月からこの事業を町長の公約でスタートしていますけれども、実は令和元年10月から、国のほうで満3歳から小学校入学前の全ての子供と住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳までの子供については国で無償化されています。では、その部分で無料化して、その財源はどうしたのだという話なので、国からは決算資料の一番最終ページに引上げ分の地方消費税交付金という報告をさせていただいたと思えます。このうちの事業の中に一部が充当されています。ちなみに引上げ分の地方消費税交付金は、令和6年度決算額で1億826万2,000円です。ただ、

内数ですので、決算資料の一番最後のページを見ていただければわかりますけれども、ほかにいろんな事業がありますから、総事業費はもっともっと大きいです。そのうちの一部に1億826万2,000円が入っていますので、ほんの少し国から無償化に伴う財源が来ているという理解をしていただければと思います。

それから、大学生までの医療費無料化、ざっくりさっき185万1,000円というふうに答弁申し上げましたが、この金額につきましては1,400万円、過疎債のソフト事業を活用させていただいていますので、実質、交付税算入率70%とすると185万1,000円、70%が交付税で戻ってくるという計算でいきますと、残りの30%が一般財源の負担ということで55万5,000円なのかなというふうに思っています。

よって、給食費無償化の収入元は、収入2,710万2,000円については、ふるさと納税を充当していますから、実質、町の一般会計の負担は、ふるさと納税の開始前と比べると実質負担ゼロという計算が成り立つかなと思います。

それから、保育料の無料化収入元につきましては6,059万4,000円ですが、一部引上げ分の地方消費税交付金が充てられています、この数字がダイレクトに無料化にこれですよという数字は持っていませんので、ざっくりですけども、少ない金額がこれよりも入っているだろうと。ですので、これ以上、少ない金額が実質負担になるだろうと。ただ、それは私どもも保育料の無料化にこれだけです、国からもらっていますという数字は出ていませんので、6,059万4,000円が多く見積もって負担になっている。

それから、大学生までの拡大分につきましては、理論値上ですけども、55万5,000円。

足しますと、先ほど委員からは約1億円というお話がありましたが、私どもが実質、計算上でありますけれども、6,115万円程度が負担増になっているのではないかということと試算したところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

(「ありがとうございます」の声あり)

○委員長(本多耕平君) 齊藤君。

○委員(齊藤昇一君) なかなか予算書の中、細々と専門知識がないと見られないようなところを含めて、今、企画財政課長が言われていますけれども、そうであるからこそ、我々こうやって質立って質問を聞かせてもらっていますので、ありがとうございました。

以上、3事業について伺いましたが、いずれも町の重要施策であり、財政支出の割合も、私は1億円と言いましたけれども、6,000万円程度だなという部分で、事業対効果からしてみれば、6,000万円というのはまあまあかなりいいところではないかなと思います。いずれにしても財政支出をしているという部分を含めて、この令和6年度決算を踏まえて、これらの子育て支援策を総合的にどう評価されているのか、また、現在の人口減少を含めてその対策、それから移住・定住促進という観点から、今後この施策をさらに拡充すべきなのか、それとも見直し等を図るべきなのか、町長のお考えを伺います。

○委員長(本多耕平君) 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

担当のほうから現状の成果、考え方については説明ありましたので、私からはさらに付け加えることはしませんが、この3つの政策については、私が町長に就任した当初からスタートしたいと言った政策でありますので、将来の標茶を担う子供たちを健全に安心して育てる環境づくりを最優先にしたいという思いでありますので、ぜひ継続したいと思いますが、ただ、今、行財政改革、室長を中心にいろいろ取り組みをしておりますので、その中では私の公約である事業も、これまでのそれ以外の事業についても基本的には同列で事業評価をやっていただきたいということを言っています。その中で、来年度の歳入の額が確定した段階で最終的に歳出をどこまで持っていくかということの作業がこれからあるのかなと思っています。その中では、私の思いはありますけれども、実際にどこまでできるかは、なかなか、今、この場ではちょっと表現できないのですが、ただ、給食無償化についてはふるさと納税を充当したいということによって言っていますので、昨日の数字では町のふるさと納税が約1億円を超えたという話を昨日聞きましたので、そういったことを含めると1つは大丈夫かなとか、あとその他についてはいろいろ町の財政、この中でいろんな事業を見ながら最優先課題をどうして実現していくかということの基本にしながら検討していきたい、そんなふうに思っていますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） 本当にそのとおりだと思いますし、行財政改革を含めてこれから、我々も特別委員会を持っていますけれども、いろいろとお互い情報交換をしながらやっていきたいと思いますが、質問の冒頭にも発言しましたけれども、子育て支援策については標茶町の将来を担う世代への大変重要な投資であると思っております。同時に財政にとって課題でもありますが、町民の理解と納得が得られないとなると、こういった施策も愚策になってしまいますので、ぜひとも、これから我々町民含めて、議会に対してもこうやって毎年、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書というのを頂きます。これを見たら、これをやりましたよ、こういうことをやりましたということは出ているのですけれども、先ほど同僚委員も同じような意見を持っていると思いますが、この成果とか評価とかという部分について、やはり一回、我々町議会に対してもそういったものを示していただきたいと思います。実際にこれから三次評価に入ると思いますが、副町長、三次の評価が終わったり、全部評価が終わると、それはどういった形で公表するのでしょうか。企画財政課長。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

これまで事業評価というのは、先ほども説明しましたけれども、予算と同時期にやっていた時代には公表ということはしておりませんでした。ただ、以前に予算の在り方について、深見委員からもご質問があったかと思っておりますけれども、予算の透明化であるとか、どういうふうに予算が成立しているのだろうというのが、なかなか町民に伝わっていないのではないかということも、過去に質疑であったというふうにも私も議事録を拝見した記憶が

あります。その中で事業がどのようにして成立して予算がついて執行されていくのかというのを、やはりこれは共有していくべきであろう、開示していくべきであろうというところでは必要な措置だと思っております、そういった意味の中で、最近というか、それを昔の行財政評価という手法から、今は事業評価と名前も変えていますけれども、評価のする時期を予算と一緒にお金ありきの話ではなくて、その事業の目的とか効果をやはり議論した上でその効果があるのかどうかという評価をきちっとしましょうと。そういった中で、そこにオーケーをもらったものについては予算要求していきましょう、予算までに時間はあるので、その中でこういったことを変えて事業をやったほうが良いというような区分をさせていただきながら、次年度の事業を予算要求していくというスキームに変えさせていただいた経過がございます。

その中で、主要な施策の成果、これは以前からこういうスタイルでありますけれども、委員もご承知だと思いますけれども、ほかの自治体のこういった予算の成果の表現というのは多種多様に違っております。あるところでは事業評価の様式をそのまま出している自治体も実際には見受けられるのではないかなと私は記憶しておりますが、要は私どもがやった事業の部分について、目的がどうで効果がどうだったのかというのをやはり見てもらって、それをわかっていただく。それが私どもがやっている行政活動の理解にもつながるといふふうに私は思っておりますので、そういった委員ご指摘の部分も参考にさせていただきながら、主要な施策の成果のフレームというか、様式がこれでいいのかどうかも含めながら、いろいろこれから議会の皆さんに教えていただきながら、その在り方については、私どもこれを提出する担当者としては研究をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） ぜひ、本当にそういう形で進めていっていただきたいと思えます。この書式でもいいですよ。だけれども、やはり最終的に評価がないし、我々とも協議がない。これが上がってきた中で、議会で総括を含めてこういう議論を深めていかなければならないというところなので、ぜひとも、今、言われたとおり、そういった形にさせていただきたい。そういった検証なきは次につながりませんから、だから明確に町民、我々とともに協議していきたいなと思っておりますので、その辺はひとつお願いをして、私の質問を終了します。ありがとうございました。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 討論はないものと認めます。

これより認定第1号から認定第7号まで認定7案、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

認定7案は、いずれも認定すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号まで、いずれも認定すべきものと決定をいたしました。

#### ◎閉会の宣告

○委員長（本多耕平君） 以上で本委員会に付託を受けました認定7案の審査は終了いたしました。

これをもって令和6年度標茶町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 2時38分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長                      本 多 耕 平